

平成26年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成26年6月 2日 開会

）

平成26年6月17日 閉会

吉田町議会

平成26年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 3
○議会改革特別委員会委員長報告	1 5
○議案第33号～議案第43号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 7
○報告第1号の報告	3 6
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について	3 8
○散会の宣告	3 9

第 2 号 (6月5日)

○開議の宣告	4 0
○議事日程の報告	4 0
○議案第40号、議案第41号の補足説明	4 0
○議案第40号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第41号の質疑、討論、採決	5 0
○吉田町農業委員会委員の推薦について	5 6
○散会の宣告	5 7

第 3 号 (6月11日)

○開議の宣告	5 8
○議事日程の報告	5 8
○一般質問	5 8
藤 田 和 寿	5 8
増 田 剛 士	7 2

平野 積	89
大塚 邦子	105
山内 均	121
○散会の宣告	137

第 4 号 (6月13日)

○開議の宣告	138
○議事日程の報告	138
○議案第44号の上程、説明	138
○散会の宣告	140

第 5 号 (6月17日)

○開議の宣告	141
○議事日程の報告	141
○議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決	141
○議案第42号及び議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決	143
○議案第34号の質疑、討論、採決	146
○議案第35号の質疑、討論、採決	158
○議案第36号の質疑、討論、採決	158
○議案第37号の質疑、討論、採決	159
○議案第38号の質疑、討論、採決	161
○議案第39号の質疑、討論、採決	161
○議案第44号の質疑、討論、採決	166
○日程の追加	171
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○議員派遣について	176
○議会閉会中の継続調査について	176
○町長挨拶	176
○議長挨拶	179

○閉会の宣告.....	179
-------------	-----

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成26年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には、公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

先の3月議会から2カ月ほど月日がたっておりますけれども、議員の皆さんの元気な顔に接し、うれしく思っております。2カ月強でございますけれども、議員の皆さんにおかれましては、その間、英知的活動によってさまざまな知識を蓄えられておられると思いますので、ぜひともこの6月議会におかれましても、吉田町にとりまして実りある結果が出てくるような、いわば創造的な議論ができることを大いに願ひまして、簡単でございますけれども挨拶にかえさせていただきます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、9番、大塚邦子君、10番、増田宏胤君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月2日から6月17日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月2日から6月17日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、去る5月15日、佐藤正司君から、一身上の都合との理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日、議員辞職願を許可しましたから、会議規則第94条第2項の規定により報告いたします。

次に、佐藤議員の辞職に伴い欠員となりました産業建設常任委員会委員に、委員会条例第

5条第4項の規定により、去る5月20日、1番、増田剛士君を指名し、通知いたしましたので、報告いたします。

次に、議長報告を行います。

5月23日金曜日、静岡市、県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。審議事項として、会長の選任、副会長の選任及び監事の選任が行われ、協議の結果、会長に駿東郡小山町の鷹島邦彦議長、副会長に加茂郡松崎町の稲葉昭宏議長、監事に周知郡森町の榊原淑友議長と駿東郡長泉町の溝口伊佐雄議長が選任されました。

また、平成25年度の事業報告及び一般会計歳入歳出決算についても審議が行われ、それぞれ認定されました。

そのほか、今後の会議等の予定について連絡があり、閉会しました。

5月27日火曜日、28日水曜日の両日、東京メルパルクホールにおいて、第39回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

本研修会は、「これからの町村議会のあり方」をテーマに開催され、正・副議長が参加しました。

研修は、初めに基調講演として「住民と歩む地方議会」と題した、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏による講演がありました。

引き続き、シンポジウムとして、同じく江藤俊昭氏をコーディネーターに、北海道大空町議会議長を初めとする4人の町議会議長をパネラーに迎え、「これからの町村議会のあり方」をテーマにパネルディスカッションが行われました。また、「地域づくりを考える」と題した民俗研究家、結城登美雄氏による講演、「日本の政治経済の現状と今後の行方」と題した、ジャーナリスト、後藤謙次氏による講演がありました。

大変有意義な講演・シンポジウムであり、これからの議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思います。

次に、議員派遣結果についてであります。 「議員派遣結果報告書」をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査、定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について、御報告申し上げます。

当町が全力を挙げて取り組んでおります「津波防災まちづくり事業」につきましては、平成25年度末までに「命を守る対策」である津波避難タワー15基を完成し、3月30日には古屋防災担当大臣に御臨席を賜り、完成式典をとり行うことができました。これも議員各位を初め、地権者及び町民の皆様の御理解、御協力の賜物であり、この場を借りて心より感謝申し上げます。

さて、4月20日に放送されましたNHKの番組内で、「未来の津波」というテーマのもと、大変興味深い内容が放送されておりました。その放送の内容は、東日本大震災後に現実に起こっている当町の近隣市の人口や企業の流出と現況を捉え、解説を加える番組構成となっております。

この放送の中で私が特に注目したことは、転出者に若いお父さん、お母さんの世帯が多いという点でありまして、若い世帯が子供の安全のことを考え、未来の災害に対する不安を払拭するため、内陸の自治体へ移転しているという現状でございます。

さらに、人口減少問題につきましては、5月8日に日本創成会議の分科会が2040年の人口推計を公表いたしました。これによりますと、県内の11市町で20代と30代の女性の比率が半分以下になり、将来消滅する可能性があるとして示唆しております。この市町に当町は入っておりませんが、当町でも20代と30代の女性の比率は、25.3%下落し、人口減少傾向が強まると推計をされております。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している平成22年の国勢調査に基づく5年ごとの人口推計によりますと、当町は、平成32年まで人口増加が見込まれておりましたが、現実には平成23年8月の3万605人をピークに人口減少が始まっております。人口減少についての不安は、津波の要因に加え出生数の低下の要因もございますので、それぞれの要因に対して的確な対応が必要となってまいります。

このたび、なぜ私がこの番組を紹介させていただいたかと申しますと、この番組で取り上げておりました内容が、まさに東日本大震災の映像を見たときに、私の頭をよぎった吉田町

の将来に対する不安と一致するものであり、近隣市において現出されてしまったからでございます。そして、今の時点で講じることができる的確な人口減少対策として、近隣市に起こっている状況が当町に波及することを防ぐために、引き続き全力を挙げて「津波防災まちづくり事業」を促進させなければならないと再認識したからでございます。

先ほど述べさせていただきましたとおり、東日本大震災以降、スピード感を持って全力で取り組んでまいりました「津波防災まちづくり事業」のうち、「町民の皆さまの命を守る対策」につきましては、平成25年度末までに15基の津波避難タワーを完成させることができたところでございます。このことは、防災における鉄則である「最善に期待し、最悪に備える」で考えますと、津波が防潮堤で防げるという最善の期待どおりにならず、万が一、津波が防潮堤を超えてしまった場合という最悪の事態に備えることができたものと考えております。

今後、皆様の財産を守り、企業の皆様の生産活動を守るための対策の実現に向け、さらに強力に国・県に働きかけを行ってまいります。

具体的には、大井川の堤防のかさ上げ、海岸の防潮堤のかさ上げ及び坂口谷川河口の水門整備等でございますが、これらは、津波が堤防、防潮堤などにより防がれるという最善に期待するハード整備にほかなりません。

この最善に期待するハード面の整備により、当町の安全が目に見える形で確立され、ゆるぎないものとなれば、企業の皆様が新規投資を含めて安心して生産活動を営む環境が整備され、その結果、雇用の場も確保され、若者はもちろんのこと、多くの人々が集う町となる基礎的条件が整うこととなります。

この人々が集う町の基礎となる安全のもと、町民の皆様の生活の満足度を高める「子育て」・「教育」・「健康づくり」といった生活を支える安心をこれまで以上に量的に増し、質的に高めて提供していく所存であります。東日本大震災以前と同様の「豊かさと勢い」、そして「支える安心」が確保されたその先には、「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」が町民の皆様の前に確かな姿を見せるものと確信をしております。

町民の皆様を初め、議員各位におかれましても、町がこうした状況下であることを御理解いただき、当町が全力で取り組む「津波防災まちづくり事業」に対しまして、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新年度に入りまして2カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業のうち、「健康づくり事業」につきまして御報告申し上げます。

少子化対策の一環の中で、不妊に悩む方への支援として、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、当町では、平成18年度から「特定不妊治療費の助成」を開始し、これまでも住民のニーズに応えるため、制度の見直しを行ってまいりました。制度を利用される方は近年増加し、平成25年度までに51組の御夫婦に対し、治療費の一部助成を行っております。

厚生労働省では、平成25年度に「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業等のあり方に関する検討会」を開催し、近年の不妊治療をめぐる現状を踏まえ、より安心、安全な妊娠、出産に資するという観点から、特定不妊治療支援事業のあり方について見直しを行いました。

当町では、その検討内容を踏まえ、不妊に悩む方が妊娠、出産を実現することができるよう、治療により出産に至る確率がより高い年齢層に対し、必要な治療を受けやすくなる環境を整えるため、本年度から保険適用となっていない人工授精を受けた方に対し、治療費の一部を助成する「一般不妊治療費助成制度」を新たに導入をいたしました。今後は、さらに妊娠期からの相談支援を強化するとともに、安心して妊娠、出産が実現できる環境整備を進めてまいります。

次に、「がん検診」についてでございますが、がん検診を受けやすい環境の整備として、昨年度から導入した「総合がん検診」「複合がん検診」と大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診につきましては、一定の年齢の方への無料クーポン券の配布を本年度も継続して行っております。さらに、本年度は、乳がん、子宮頸がん検診の受診を昨年以上に呼びかけるとともに、がんの早期発見、早期治療につなげるため、過去4年間に一度も受診していない方に対しても無料クーポン券を配布することとしており、6月から総合がん検診、乳がん、子宮頸がん検診が始まりますので、既に対象者の方には、御自宅に個人通知を郵送いたしました。

さらに、検診の周知につきましては、4月に年間事業の暦の各戸配布を実施したほか、乳がん、子宮頸がん検診と総合がん検診につきましては、隣組単位に文書を回覧していただきながらお知らせさせていただいております。また、今後は、保健協力委員によるがん街頭啓発などを計画をしております。

国の統計では、日本人の男性の約2人に1人、女性の約3人に1人が、がんにかかるといわれておりますが、がんは、早期に発見して治療すれば、ほぼ80%以上治すことができる病気です。

今後は、順次実施いたしますがん検診につきましても、さまざまな機会を捉え、がんの予防と早期発見の重要性について御説明させていただき御理解いただくことで、一人でも多くの方に受診していただけるよう取り組んでまいります。

次に、子育て支援事業として、平成26年4月からスタートいたしましたこども発達支援事業につきまして、御報告申し上げます。

安心して子育てができ、健やかに子供が育つ町の実現に向け、こども発達支援事業の一環として、平成26年4月に「吉田町立こども発達支援事業所すみれ」を新たに開設をいたしました。この事業所は、就学前の3歳児から5歳児のうち、集団生活に慣れにくく個別支援を必要とする子供を対象としており、毎日通所する定期通園と、他の園に通いながら週1回通所する並行通園を実施しております。

小集団の中で、一人一人の発達に合わせた個別支援計画に基づいた保育を行うことにより、子供の心身の発達を促すとともに、保護者と子供のかかわり方を共有し、家庭と事業所が相互の協力をもとに子育てをしていくことを目指しております。人との関わりにくさや環境へのなじみにくさなど、さまざまな個性を持つ子供の子育ての難しさによる育児の負担感是非常に大きく、保護者にとりまして、周囲の理解や協力は必要不可欠なものとなります。

5月16日現在、定期通園12人、並行通園14人となっており、開設時より利用者が増えているほか、新たな見学者や問い合わせも受けている状況でございます。

保育の状況を見ますと、定期通園を利用している児童につきましては、この1カ月半の関わりで目に見えて基本生活動作が身についてきたり、さまざまな活動への取り組みに対して落ちつきが出てきたことなど、多くの利用者に変化が表れております。また、並行通園を利用する児童につきましても、回を重ねるごとに生活場所への慣れや活動に集中する様子が感じられ、声のかけ方一つで子供の表情や動作、さらには、事の善し悪しへの理解などが変わっていく様子を目の当たりにし、小集団や個別での関わりの成果及び重要性をますます実感しているところであります。

しかしながら、子供が基本的動作や環境への適応力などを獲得するまでには時間が必要であり、繰り返しの経験や関わりが、確実な習得へとつながっていくことから、じっくりと、そして、一人一人をよく理解して関わる必要があると考えております。今後、職員のスキルをさらに向上させるように努め、保護者に寄り添いながら、一層利用しやすい子育て支援の拠点にしてまいります。

また、幼い子供の子育てに悩む保護者の皆様の相談窓口とすべく、社会福祉課内に配置し

ました子育て相談員につきましては、随時の相談に加え、6月以降は、毎月1回土曜日に、子育て支援センターにおきまして、「ひとりじゃないよ」と題した座談会を設けて、気軽に子育て相談をしていただけるよう計画しているところがございますが、このほかにも、さまざまな事業展開により、子育て世代の多様なニーズに応えてまいります。

次に、「高齢者の生活と意識に関する調査」の結果につきまして、御報告申し上げます。

当町では、平成27年度を初年度とする「第7次吉田町高齢者保健福祉計画・第6期吉田町介護保険事業計画」の策定に向けて、65歳以上の方を対象に「高齢者の生活と意識に関する調査」を昨年度実施いたしました。この調査は、高齢者の生活実態や福祉に対する意識を把握し、その結果を計画の基礎資料として活用するため、実施いたしました。

調査の対象者は、65歳以上で要介護認定を受けていない一般高齢者1,000人、在宅の要支援・要介護認定を受けておられる方662人、65歳以上のひとり暮らし高齢者625人ですが、このうち1,404人の方から回答をいただきました。回答率は、61.4%でございます。

「自分または家族に介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいか、または介護したいと思いませんか。」という問いに対しましては、「なるべく家族のみで、自宅で介護」「介護保険制度のサービスを使いながら自宅で介護」と答えた方が6割を超え、自宅での介護を希望する方が多いことが明らかとなっております。

また、「ひとり暮らし高齢者」につきましては、「普段、どの程度、人とあいさつ程度の会話や世間話をしますか。」という問いに、「2日から3日に1回」が最も多く35.1%を占め、次いで「毎日」が31.2%となっております。一方で、「2週間に1回以下」が8%と、約1割の方が2週間、人と会話を交わしていないという実態が明らかとなり、これらの孤立傾向にある方について特に危惧しております。

また、「高齢期を快適に暮らすために重要だと思う施策」の問いに対しましては、ひとり暮らし高齢者の方は、「寝たきりや認知症にならないための予防対策」と挙げた方が40%と最も多く、一般高齢者と要支援・要介護認定を受けている方は、「医療機関の充実」を一番に挙げ、次いで「予防対策」という回答をいただいております。

このような高齢者の日常生活の実態と意識の結果から、地域の高齢者の課題を的確に捉え、各種事業のさらなる充実と介護保険事業の円滑な実施に向け、計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の関連事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、地震防災対策事業であります木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」についてでございます。

東海地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、「地震で倒壊しない家」を目指して耐震補強を行い、初期の被害を最小限に抑えることが当事業の目的でございます。浸水が想定される区域に15基の津波避難タワーが完成しましたので、安全に素早く避難していただくためにも、まずは、木造住宅の耐震補強制度を積極的に活用していただき、御家庭における安全の確保をお願いするものでございます。

本年度も、静岡県、島田土木事務所、耐震補強相談士と連携し、戸別訪問の実施、ダイレクトメールの発送、イベントでのPR活動、広報誌への掲載などの活動を行う計画でございますが、1件でも多くの「TOUKAI-0」事業を実施していただくために、本年度は、新たに住民の皆様にとりまして制度の内容がわかりやすいPRチラシを耐震補強相談士と協力して作成し、ポスティングなどを実施することにより、さらなる制度の周知、耐震化率の向上を目指してまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして、御説明申し上げます。

初めに、学力向上施策について申し上げます。

町教育委員会では、平成25年度に策定しました「吉田町ラーニングプラン」を着実に実行するため、平成26年度の吉田町ラーニングプラン実施計画に沿って事業を展開しているところでございます。

このラーニングプラン事業では、学校の「わかる・身に付く」授業づくりを核としつつ、学習時間の確保や小学校2年生以上の学年における学力テストの結果に基づくきめ細やかな教育を行うとともに、家庭と学校、地域の連携した取り組みを実施し、児童生徒の確かな学力の向上を図ろうとするものでございますが、事業を実践的かつ効果的に実施するため事業の一部を静岡大学に委託し、大学と連携した事業を展開しているところでございます。

先日、新聞報道にありましたとおり、4月22日には平成26年度全国学力・学習状況調査が、小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施されたわけでございますが、当町では、この調査対象となっていない小学校2年生から5年生までと中学校1、2年生を対象に、当町独自の学力調査が実施されたところでございます。

今後、町教育委員会では、今回の全国学力・学習状況調査及び町独自の学力調査の結果を分析し、静岡大学と連携しながら、児童・生徒の確かな学力向上に向けた授業改善を初め、

吉田町ラーニングプランを着実に実施していくとのことですので、その成果を大いに期待しているところでございます。

次に、中央小学校校舎のトイレ改修工事についてでございます。

中央小学校の校舎内に設置しておりますトイレにつきましては、老朽化が進み、配管等から異臭が発生するなど、児童の快適な学校生活に支障をきたしておりましたが、このほどトイレ改修工事の入札が終了し、契約予定者が決定したところでございます。今後は、今議会定例会に契約の締結に関する議案を上程し、議会で承認を得られましたら、早急に、改修工事に取りかかる次第でございます。

次に、吉田町中央公民館の耐震補強工事及び大規模改修工事についてでございます。

中央公民館は、生涯学習の拠点施設であり、年間延べ3万人を超える町民の皆様に御利用いただいておりますが、建物の老朽化に加え、東海地震、南海トラフ大地震に対しての耐震性に欠けておりました。このため、ご利用される町民の皆様の安全を確保するとともに、エレベーターの設置やトイレの洋式化、段差の解消など、快適な環境のもとで施設を使用できるよう耐震補強工事及び改修工事等の準備を進めてきたところでございますが、このほど耐震補強工事及び大規模改修工事の入札が終了し、契約予定者が決定したところでございます。今後は、今議会定例会に契約の締結に関する議案を上程し、議会で承認を得られましたら、早急に工事に取りかかり、平成27年2月1日には供用開始ができるよう事業を進めてまいります。

次に、吉田町立コミュニティ広場の整備について、御報告申し上げます。

吉田町立コミュニティ広場につきましては、静岡空港隣接地域振興事業費補助金及び静岡空港共同利用施設整備事業費補助金を活用し整備するものでございますが、昨年度から整備工事に着手し、平成26年度末の完成に向け、現在事業を進めております。昨年度は、擁壁、水路などの構造物及び芝生広場の整備を実施いたしました。本年度につきましては、管理棟の建築工事と駐車場、園路などの施設整備を実施してまいるように準備を進めているところでございます。このコミュニティ広場は、地域住民の皆様の要望から事業化したものでございますので、町といたしましても、滞りなく整備を完了させ、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたい所存でございます。

次に、富士山静岡空港の運用時間延長に関する説明会について御報告申し上げます。

県では、富士山静岡空港の利便性を高めるためのさまざまな取り組みを進めている中で、その一環として取り沙汰されております空港の運用時間延長につきましては、地元説明会を

開催し、皆様の御理解のもとで進めてまいることが表明しております。こうした状況のもと、当町としては、7月3日に片岡区、7月4日に北区、7月9日に住吉区、7月15日に川尻区と、自治会を単位とする地元説明会の開催に向けて調整が進んでおります。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「道路交通網」の整備等について、御報告申し上げます。

初めに、都市防災総合推進事業により避難路として整備を進めております町道の改良事業についてでございます。

町道舞台民附線、町道中瀬北原1号線、町道西の坪大浜1号線及び町道東向2号線でございますが、このうち、町道舞台民附線、町道中瀬北原1号線及び町道東向2号線の3路線につきましては、本年度工事を実施し、完成の予定でございます。町道西の坪大浜1号線につきましては、本年度は用地交渉を行い、平成27年度に工事を実施し、完成させる計画となっております。また、新規に事業着手する町道下片岡16号線につきましては、本年度、測量設計業務委託及び用地買収までを行い、平成27年度に工事を実施し、完成させる予定でございます。

なお、都市防災総合推進事業以外にも、町単独事業として本年度、町道横山森下線の工事を実施し、完成させる予定でございます。

次に、都市計画道路の整備でございます。

初めに、住吉幹線でございますが、本年度、用地買収を完了する予定であり、平成27年度の完成に向けて事業を進めてまいります。住吉幹線が完成しますと、国道150号から榛南幹線を経て海岸幹線までが接続することとなり、防災面における効果も大変大きいものとなります。

次に、防災公園の整備事業でございます。

現在、北区に整備を進めております防災公園につきましては、昨年度、地権者の皆様全ての同意が得られ、用地を買収することができました。本年度につきましては、敷地造成に着手し、できる限りの施設整備を行うとともに、建物の詳細設計を進めてまいります。また、隣接する都市計画道路富士見幹線整備事業でございますが、昨年度に引き続き用地買収を行うとともに、工事を進めてまいります。

なお、この防災公園の整備事業にあわせて、主要地方道吉田大東線と防災公園を接続する町道青柳田中線の拡幅整備を計画しており、本年度は用地買収を進める予定でございます。

次に、「緑化思想の普及」について、御報告いたします。

町民が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な文化生活の営みができるよう制定をいたしました「吉田町緑のオアシス条例」に基づき、本年も4月29日の「昭和の日」に県営吉田公園におきまして「第22回吉田町みどりのオアシスマつり」を開催いたしました。当日は、あいにくの雨模様にもかかわらず、およそ6,000の方が御来場くださいました。

当町では、住民団体による緑化運動や花いっぱい運動が展開されておりますが、潤いのある良好な住環境を作るためには、より多くの住民が参加する仕掛けづくりと、さらなる緑化の普及啓発を図る必要があります。今後も、「緑のオアシスマつり」などを通じて、より一層の緑化の推進、保全及び森林や緑の重要性に対する緑化思想の高揚に努めていきたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す「産業振興」事業である福岡県八女市との交流につきまして、御報告申し上げます。

当町では、平成22年度から公益財団法人静岡県市町村振興協会の助成金を活用しながら、静岡空港から定期便が就航している福岡県の八女市との交流を図ってまいりました。

これまでの4年間で当町から自治会連合会、空港対策協議会、選挙管理委員会、吉田の魅力創造委員会が視察研修のため八女市を訪れたほか、産業・観光分野の交流を目的として、八女市で開催されるイベント等で、当町の特産品のPRなどを行ってまいりました。また、平成24年7月の九州北部豪雨により八女市が甚大な被害を受けた際には、当町から災害支援のため、延べ8人の職員を派遣いたしました。

他方、交流先の八女市からは、平成23年10月にモニターツアーといたしまして、副市長のほか、産業団体や観光団体の関係者の方々に当町へお越しいただき、当町の魅力創造委員会と意見交換などを行い交流を深めていただきました。また、平成25年度からは、吉田公園で開催されるチューリップまつりに出店をしていただいております。本年度は、その出店に併せ八女市長も当町へお越しいただきました。市長からは「お互いの良いところ、先進的な取組などを学びながら、お互いのまちづくりにとってメリットがある交流を図っていきたい。」とのお話をいただくなど、今後の両市町間における幅広い交流に意欲を示していただいた次第でございます。

当町といたしましては、今回の八女市長の来町を契機といたしまして、八女市とのさらなる交流の深化と広がりを図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「内陸フロンティア」を拓く取り組みとして、当町が取り組んでおります「物資

供給拠点確保事業」及び「企業活動維持支援事業」の2事業の取り組み状況について、御報告申し上げます。

まず、「物資供給拠点確保事業」でございますが、現在、防災公園及び都市計画道路富士見幹線の整備につきましては、平成27年度完成を目指して進めております。また、有事の際、生活物資を供給していただける商業施設の誘致につきましても、公園整備等と並行して進めており、今後、具体的な案件が整った段階で、各種関係者に参画していただく地域推進協議会を立ち上げ、事業の進捗を図ってまいります。

次に、「企業活動維持支援事業」でございますが、津波浸水想定区域から移転する企業や新規立地企業の受け皿を確保するため、本年度から既存の農村地域工業等導入実施計画の変更に取り組んでおりますが、これに合わせて、具体的な個別案件ごとに事業調整を進めてまいります。

当町では、「内陸のフロンティア」を拓く取り組みにおいて、今後も関係機関と事業の推進に向けた各種調整を図りながら、津波防災まちづくりによる沿岸域における災害に強い地域づくりを進めるべく努めてまいります。

以上、行政運営の一端を申し上げますが、本年度は、「津波防災まちづくり」とともに「子育て」「教育」「健康づくり」といった重点施策に係る各種事業を着実に進め、誰からも住みたいと感じていただけることができる町づくりを目指し、引き続き行政運営に全力で取り組む所存でございます。

議員各位におかれましても、現在の町の状況を御理解いただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を委員長から報告願います。

産業建設常任委員会委員長、お願いします。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） それでは、産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成26年4月21日火曜日、出席議員6名、欠席1名、事務局2名で委員会を開会しました。

平成26年第1回定例会最終日に、議会閉会中の所管事務調査として、「産業、観光等の交流拠点について、町が考える交流拠点を調査、研究する。」を継続審査とすることを決定しました。次回の産業建設常任委員会を5月9日に開催し調査をするために、産業課より交流拠点を主眼とした産業、観光についての考え、町の魅力創造委員会の提言内容等の説明をしていただくことを決定し、閉会しました。

平成26年5月9日金曜日、出席議員6名、欠席1名、事務局2名で委員会を開会しました。

産業課の出席をいただき、観光拠点の整備について説明を聞き、質疑を通じて町の考えを確認いたしました。

経緯の説明では、平成22年度から3カ年にわたり富士山静岡空港を活用した交流促進事業を実施し、交流事業計画を作成することとした。平成23年度に、吉田の魅力創造委員会を立ち上げ、24年度に吉田町交流活性化ビジョンを作成し、町に対して交流活性化施策を提言することになった。これら企画課が行った事業を平成25年度に産業課が引き継ぎ、新たに産業団体等を構成員とする吉田町魅力創造委員会を設置した。交流拠点となる施設の整備をより具体化するために、にぎわいの拠点となる施設、運営体制の整備及び運営について検討していただいている。産業課としては、その中で積極的にかわり、実現に向け、現在調整をしているとの説明がありました。

質疑の結果からは、吉田の魅力創造委員会が作成した課題、目標、交流活性化の基本コンセプトであるにぎわいのある町づくりに対しては、最優先で施設を整備していく。施設整備を進めながら、他の課題である地域資源の創造、既存施設の活用、空港利用者の取り組み等を考えていく。交流活性化のための施設を作ることによって交流が盛んになり、活性化してにぎわいのある町にしたいというのが目標ではあるが、宿泊施設はビジネスホテルしかないのでは通過点になるのは仕方がないが、その中で、いかに食事、買い物等をしていただくかという視点で考えている。交流拠点は展望台小山城のところであり、26年度実施計画では500万円計上されている。本年度はある程度の基本設計、来年度が詳細設計、再来年度に施工という予定で考えている。規模は、建築面積400平方メートル程度、駐車場は、既存の駐車場を整備し、大型10台、小型80台程度を確保したいと考えている。

調査及び基本設計を行うに当たり、これからの協議、審議事項は、1、具体的な運営体制、

運営母体、グループ、組織の立ち上げに向けて推薦または協力を依頼。2、商品等の供給体制の確立及び市場調査。3、具体的な営業団体は、物販や食堂の経営者等であり、スケジュールは、8月中旬くらいにはある程度固め、来年2月くらいまでに成果として上げていきたい。事業運営については、指定管理者制度の活用を検討していきたいなどを確認できました。

今回は、5月20日火曜日9時より委員会を開会し、事務調査をこれからどのように進めるかを検討することを決め、閉会をしました。

平成26年5月20日火曜日、出席議員6名、事務局2名で委員会を開会しました。調査の進め方を全員で協議した結果、交流拠点施設についてどのような調査を実施したか、今後、調査を計画しているか、展望台小山城の当初の構想と現状をどう捉えているか、観光拠点としてのゾーン構想はあるか、事業成果として考えるものは何かの7項目を、今定例会中に産業課に質問することをお願いすることにして決定し、閉会をいたしました。

報告は以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会改革特別委員会委員長お願いします。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から、委員会活動について御報告申し上げます。

3月31日、役場4階第2会議室にて、午前9時から10時半まで委員13名で第32回委員会を行いました。

平成26年度議員目標について、1番議員から13番議員まで順次発表し、議員目標について協議を行い、各議員の議員目標を統一様式にまとめ、ホームページにアップすること、また、年度末までに自己評価し発表することを決定いたしました。

次に、議会目標について各議員の意見を順次発表し、協議いたしました。その結果、議会に対しましては、第1に情報や問題の共有と質疑、討論の充実を挙げ、会議の活性化を図ることを議会目標といたしました。第2としまして、議会広報の充実を行い、議会の情報発信をすること、また、町民との関係において、第1に議会報告会の充実を図ることを目標にし、第2に出前会議の開催をすることを目標として、以上4項目の目標を決定し、委員会を終了いたしました。

4月30日、役場4階第2会議室にて、午前9時から11時半まで委員12名で委員会を行いました。

会議に先立ち、議員目標のホームページ用アップ内容について、全議員に確認をいたしました。次に、前回委員会で決定した議会目標の取り組みについて協議を行いました。議会に対しての目標の1つ目、情報問題の共有は、月に1回、議員懇談会を開催し、生の意見、現場の意見や議員活動で得た情報、資料の共有と分析を行うこと、議会内の情報のIT化につきましては、議会広報推進特別委員会委員長のサポートで、メール発信から順次進めていくことを決定いたしました。

2つ目の目標の質疑、討論の充実につきましては、議案の審議方法の変更等を議会運営委員会が中心となり検討していくこと、全員協議会における議案に関する論点整理を充実していくことといたしました。

次に、町民に対しましては、議会広報の充実を議会広報推進特別委員会が中心となり行うこと、議会報告会を充実するために参加者の拡大を行うよう、わかりやすい資料作成や町民との情報交換と意見交換を図ること、また、出前会議の開催目標につきましては、内容の周知が不十分であり、早期に開催要綱を作成し、町民の皆様に広報していくことを決定し、委員会を終了いたしました。

5月29日、役場4階第2会議室にて午前9時から11時半まで、委員12名で委員会を行いました。

吉田町議会出前会議要綱案について逐条ごとに協議を行いました。第2条につきましては、団体の人数は、人数を決めずその都度判断すること、また、グループでも可とすること。第3条、議題につきましては、その他重要な事項とは、町の権限が及ばない内容でも決議など

を行うことにより、関わることもできる内容として、例えば、県道の信号機と交通安全施設、原発問題などの議題のイメージであることを全議員で確認いたしました。第5条、議員派遣につきましては、開催要望団体から指名された議員の派遣について協議し、全協でその都度協議し、決定すること。第7条、報告について、報告を受けて全協で協議するので、会議内容を開催後7日以内に報告することを確認しました。第8条、結果の公表につきましては、出前会議の内容と議会で行った協議内容も別冊で作成し、公表することを確認し、議案について全員異議がなく決定いたしました。

次に、要領と開催申込書について協議を行いました。

第2条、開催規模につきましては、参加書、申込書の希望日を参考に全協で決定すること。第8条、議会の対応については、第8条3号の議員においての事項を削除することとし、要領案の一部修正削除をして、原案どおり全員異議がなく決定いたしました。

最後に、出前会議の広報周知法について協議を行いました。

文言等の審査を受け、速やかにPRすること。開催募集について、チラシ回覧や議会だよりに掲載し広報する。特に各自治会の町内会長会議に出向き説明し、議会報告会との違いを含め、開催趣旨を周知すること。議会報告会参加団体にチラシを配布していくことなどを決定し、委員会を終了いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第33号～議案第43号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第33号議案から日程第16、第43号議案までの11議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項承認につきまして4件、条例の一部改正につきまして2件、補正予算につきまして1件、契約の締結につきまして2件、町道の路線廃止につきまして1件、町道の路線認定について1件の、合計11件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成26年3月31日に地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の課税額におきまして、後期高齢者支援金の課税限度額及び介護納付金の課税限度額をそれぞれ引き上げること及び国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げによる軽減の拡充の見直しをすること等の所要の改正によるものでございます。

第34号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が平成26年3月7日に公布されたことに伴いまして、平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るために、法改正の趣旨に沿った退職報償金支給額を増額することの所要の改正を行うものでございます。

第35号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行の一

部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第3項の規定により、御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長すること及び耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設されること等の所要の改正を行うものでございます。

第36号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので同条第3項の規定により、御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、同条例で引用する条項とのずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

第37号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、軽自動車税の税率の引き上げ等改正の趣旨に沿いました内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第38号議案は、吉田町防犯まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成26年4月1日に施行されました行政機構改革に伴いまして、これまで総務課が所管しておりました地域安全部門を防災課へ移管しましたことから、本条例に規定する吉田町防犯まちづくり推進協議会の庶務を、総務課から防災課に変更する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第39号議案は、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万7,000円を追加し、歳入歳出の総額それぞれ101億7,079万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、片岡地内に立地する中央小学校のトイレ改修工事につきまして、一般競争入札により契約金額8,078万4,000円で株式会社山田組代表取締役山田寿久と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に立地する中央公民館の耐震補強及び同館の改修工事につきまして、一般競争入札により契約金額2億4,192万円で株式会社平井組代表取締役平井 勉と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、主要地方道島田吉田線及び東名川尻幹線の一部供用開始に伴いまして、片岡地内の3路線、神戸地内の7路線の道路区間を変更する必要がありますことから、一旦この10路線を廃止することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、主要地方道島田吉田線及び東名川尻幹線の一部供用開始に伴いまして、道路区間が変更された道路を町道として再度認定する必要がありますことから、片岡地内の3路線、神戸地内の13路線につきまして、それぞれ町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします11議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結について及び第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についての2議案につきましては、児童または町民の利用に供する施設の改修工事になりますことから、早期に工事を完了する必要があります。このため、今議会開会后、早期の議決をしていただくようお願い申し上げます。

また、今回の議会定例会中になると思いますが、吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事の入札を6月9日に実施する予定でございます。このため、当該入札が終了し請負契約の準備が整い次第、今議会に追加議案として上程をさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

防災課長、大石悦正君。

防災課長、大石悦正君。

〔防災課長 大石悦正君登壇〕

○防災課長（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の議案は、第34号議案、第38号議案の2議案でございます。

初めに、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

議案書の4ページから7ページ及び参考資料ナンバー2をごらんください。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金支給額を増額することの改正であります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が平成26年3月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。施行令では、5年、10年、15年と5年刻みの支給額ではありますが、平成5年度の町条例改正時より、消防団員の勤務年数の実績に見合った退職報償金を支給したいという観点から、施行令の5年ごとの支給額の差を5年で割り、年平均額を出し、1年刻みの支給額を算定する方法で本年の改正も行いました。

改正の内容であります。非常勤消防団員退職報償金支給額表を、6ページ、7ページのとおり改め、施行期日を平成26年4月1日としたものでございます。

次に、第38号議案 吉田町防犯まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書の23、24ページ及び参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。

防犯に関する事務を受け持つ地域安全部門が、平成26年4月1日から総務課から防災課に

移行したため、条例中にある吉田町防犯まちづくり推進協議会の庶務を行う部署を、総務課から防災課に変更するものでございます。

改正の内容でございますが、第11条第5項中の「総務課」を「防災課」に改め、施行期日を公布の日からとしたものであります。

以上が2議案についての説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続いて、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第39号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

別冊となっております平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,079万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

続きまして、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページと4ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、12款使用料及び手数料につきましては、45万1,000円の減額でございます。これは、平成26年第1回吉田町議会定例会に上程いたしました議案のうち、消費税率改正に係る5つの条例の一部改正議案が否決されたことから、当初予算で条例改正を前提として歳入に組み込んだ使用料収入のうち、否決に係る7種類の使用料収入の減収見込み分を使用料から減額するものでございます。

その内訳でございますが、4目商工使用料では、小山城に係る観光施設使用料9万5,000円、6目教育使用料では、勤労者会館、学習ホール、図書館に係る社会教育使用料を5万6,000円減額するとともに、体育館学校施設に係る保健体育使用料を30万円減額し、合計で

35万6,000円減額するものでございます。

また、この45万1,000円の使用料は、当初予算上特定財源として措置しておりますので、充当先において同額を一般財源に振りかえる措置を講じております。

次に、17款繰入金でございますが、424万8,000円の増額となります。これは、特定財源として計上した使用料収入を減額することで生じる45万1,000円の財源不足を補うほか、緊急的な図書館の空調設備等の修繕費379万7,000円の財源とするため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、7款商工費でございますが、先ほど歳入でも御説明申し上げましたが、1項商工費、3目観光費につきまして、当初予算で計上いたしました観光施設使用料の特定財源のうち9万5,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、議案否決により条例改正ができないこととなりましたので、9万5,000円を特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。なお、予算額の増減はございません。

続きまして、10款教育費でございますが、379万7,000円の増額となります。そのうちの2項小学校費、1目学校管理費につきましては、当初予算で措置した夜間照明施設使用料及び小・中学校体育館使用料の特定財源のうち、夜間照明施設使用料1万1,000円、小・中学校体育館使用料3万6,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、議案否決により条例改正できないこととなりましたので、その合計額の4万7,000円を特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。なお、予算額の増減はございません。

次に、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、当初予算で措置した夜間照明施設使用料及び小・中学校体育館使用料の特定財源のうち、夜間照明施設使用料1万2,000円、小・中学校体育館使用料1万2,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、議案否決により条例改正ができないこととなりましたので、その合計額の2万4,000円を、特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。なお、この振りかえにつきましても予算の増減はございません。

次に、4項社会教育費、2目公民館費につきましては、当初予算で措置した勤労者会館使用料の特定財源のうち2,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でござい

ましたが、議案否決により条例改正ができないこととなりましたので、この2,000円を特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。なお、予算の増減は、この件につきましてもございません。

次に、3目学習ホール運営費につきましては、当初予算で措置した学習ホール使用料の特定財源のうち2万7,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、これにつきましても議案否決により条例改正ができないこととなっておりますので、この2万7,000円を特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。予算の増減はございません。

次に、4目の図書館費についてでございますが、当初予算で措置した図書館使用料の特定財源のうち2万7,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、議案否決によりまして条例改正ができないことになっておりますので、この2万7,000円を特定財源から一般財源に振りかえるほか、図書館に設置してある空調設備及び監視カメラが故障いたしまして緊急的に修繕が必要となりましたことから、この修繕料を計上いたしますとともに、館内における盗難や駐車場での接触トラブルに対応するため、監視カメラを増設する施設整備費を計上するもので、合計379万7,000円の増額をお願いするものでございます。

最後の5項保健体育費、3目体育館運営費につきましては、当初予算で措置した体育館使用料の特定財源のうち22万9,000円につきましては、条例改正を前提とした使用料収入でございましたが、議案否決により条例改正ができないこととなりましたので、この22万9,000円を特定財源から一般財源に振りかえるものでございます。なお、これにつきましては、予算の増減はございません。

ただいま申し上げました内容が、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）案の内容でございます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、税務課長、池ヶ谷恭子君。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第35号議案、第36号議案、第37号議案について御説明いたします。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、第35号議案、第36号議案につきましては、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。第37号議案につきましては、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくとするものでございます。

初めに、第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明いたします。

提出議案の8ページから12ページまでと参考資料ナンバー3を併せてごらんください。

参考資料の1ページから6ページをごらんください。

附則第6条、第6条の2、第6条の3の改正は、単に課税標準の計算の細目を定めることであることから、条例の性格を踏まえ削除したものでございます。

次に、第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長し平成30年までとするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

10条の2の改正は、固定資産税の償却資産の課税標準の特例について、わがまち特例方式を導入し、国の参酌基準に基づき特例率を定めるものでございます。1項から3項については、特定の公害防止施設にかかわる課税標準の特例でございます。1項は、汚水または廃液処理施設について課税標準を3分の1とするものでございます。2項は、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設について課税標準を2分の1とするものでございます。3項は、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設について課税標準を2分の1とするものでございます。4項は、水防法の改正により浸水区域内の地下街等の所有者、または管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づいて取得した浸水防止用施設について、課税標準を3分の2とするものでございます。5項は、ノンフロン製品の普及促進を支援することから、一定の業務用冷凍、冷蔵機器について課税標準を4分の3とするものでございます。

次に、10条の3の改正は、耐震改修促進法の改正に伴い、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物の耐震改修を行った場合の減額措置が創設されたことによる改正でございます。

次に、8ページをごらんください。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる課税の特例について適用期限を3年間延長し、平成29年度までとする改正でございます。

次に、9ページをごらんください。

第21条の改正は、公益法人制度改革により移行された一般社団法人及び一般財団法人にかかわる非課税措置が廃止されたことによる改正でございます。

21条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、条項番号を整理するものでございます。

次に、10ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では町民税の経過措置を、第3条では固定資産税の経過措置を定めております。

次に、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）の御説明をいたします。

提出議案の13ページから15ページと参考資料ナンバー4の新旧対照表を併せてごらんください。

附則第11条の改正は、地方税法の一部改正に伴い、関連する条項番号を整理するものでございます。

次に、附則の1項で施行期日を、2項、3項は経過措置を定めております。

次に、第37号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提出議案の16ページから22ページと参考資料ナンバー5の新旧対照表を併せてごらんください。

参考資料の1ページをごらんください。

第23条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

33条の5の改正は、地方税法の改正に伴う引用部分の項ずれに伴う改正でございます。

2ページをごらんください。

第34条の4の改正は、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることとしたことにより、法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。

第48条及び第52条の改正は、法人税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでござい

ます。

次に、57条及び第59条の改正は、子ども・子育て支援新制度が施行されることから、認定こども園の用に供する固定資産、小規模保育事業の用に供する固定資産、幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産にかかわる非課税措置の創設に伴う改正でございます。

次に、4ページから5ページをごらんください。

第82条の改正は、自動車税と軽自動車税の格差による負担の公平性の観点から、その是正を図ること及び自動車取得税が消費税8%に伴い引き下げ、10%の段階で廃止が予定されていることに伴い、自動車取得税交付金にかかわる代替財源として、軽自動車税の税率が引き上げられたものでございます。

(1) 原動機付自転車のうち、2輪のもので、アの50cc以下については、1,000円を2,000円に、イの90cc以下については、1,200円を2,000円に、ウの90cc超については、1,600円を2,400円に、エの3輪以上、ミニカーについては、2,500円を3,700円に改正。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車のうち、アの軽自動車2輪のもので250cc以下については2,400円を3,600円に、660cc以下の3輪のものについては3,100円を3,900円に、4輪以上のもので乗用の営業者については5,500円を6,900円に、自家用については7,200円を1万800円に、貨物用の営業用については3,000円を3,800円に、自家用については4,000円を5,000円に改正するものです。

専ら雪上を走行するものについては、降雪量の多い地域に限られていることから、削除いたしました。

イの小型特殊自動車のうち、農耕作業用のものについては1,600円を2,400円に、その他のものについては4,700円を5,900円に改正。

(3) の2輪の小型自動車250cc強については、4,000円を6,000円に改正しております。

次に、附則第4条の2の改正につきましては、租税特別措置法の改正に合わせ、所要の措置を行うものでございます。

第7条の4の改正は、条例改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第16条の改正は、軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けから13年を経過した翌年度から、標準税率の20%の重課税率を導入するための改正でございます。

次に、6ページから8ページをごらんください。

第19条、第19条の2、第19条の3の改正は、規定を明確にするための改正でございます。

次に、8ページから12ページをごらんください。

第22条、第22条の2、第23条の改正は、東日本大震災にかかわる特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定されないこととされたため、削除するものでございます。

新22条の改正は、第24条の規定を繰り上げるものでございます。

次に、14ページから17ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定めております。第2条で町民税の経過措置を定めております。第3条で軽自動車税の税率の適用区分と経過措置を定めております。第4条で軽自動車税にかかります経年車、重課の適用区分を定めております。第5条で既存車にかかわる軽自動車税の税率の経過措置を定めております。

以上、御説明いたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを、御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、いずれも原則として平成26年4月1日から施行することとされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減に係る軽減判定所得の算定方法を改めるものでございます。具体的には、第2条、課税額で、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を14万円から16万円に、介護納付金賦課額の限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。

次に、第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収では、地方税法施行規

則が施行され、第24条の37第1項が第24条の36に改められたことに伴い、条項のずれを改めるものでございます。

次に、第23条、国民健康保険税の減額では、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を14万円から16万円に、介護納付金賦課額の限度額を12万円から14万円に改めるとともに、応益分保険税の軽減の判定基準を改めるもので、同条第2号中、「当該納税義務者を除く。」を削り、同条第3号中、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を45万円に改めるものでございます。

この軽減の判定所得の基準の引き上げにより、第2号の5割軽減では、納税義務者は軽減の算定対象から除かれておりましたが、今回の改正により対象となりますことから、単身世帯も5割軽減の対象となるなど拡大するものでございます。

また、第3号の2割軽減では、算定において被保険者1人につき10万円増額となりますことから、軽減の対象が拡大されるものでございます。

以上が、平成26年3月31日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第42号議案、第43号議案の2議案について御説明いたします。

最初に、第42号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の30ページから31ページ及び参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思います。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づき町道の路線を廃止しようとするもので、今回廃止しようとする路線は10路線であります。

廃止の主な理由は、東名川尻幹線の供用開始に伴い、町道が分断されるため、新たに認定をする必要があり、認定に当たり路線の廃止をするものであります。

議案書の31ページをごらんください。

廃止をしようとする10路線について御説明申し上げます。

最初に、路線番号1－8中瀬大井川線です。延長は1239.9メートル、幅員が3.6メートル

から10.6メートルとなります。

次に、2-35塩谷上川原線です。延長は3258.7メートル、幅員が2.4メートルから17.3メートルとなります。

次に、3011中瀬線で、延長は266.6メートル、幅員が5.3メートルから8.1メートルとなります。

次に、3022中瀬高畑3号線で、延長が22.3メートル、幅員は6メートルから8メートルとなります。

次に、5049宮前線です。延長は255.5メートル、幅員が2.8メートルから6.0メートルとなります。

次に、5050大窪線です。延長が688.2メートル、幅員は4メートルから9.8メートルとなります。

次に、5072青柳北原2号線で、延長が266.2メートル、幅員は3.4メートルから7.9メートルとなります。

次に、5115日の出線で、延長は521.3メートル、幅員が5.6メートルから23.6メートルとなります。

次に、5116日の出12号線で、延長は187.4メートル、幅員が5.6メートルから10.6メートルとなります。

最後に、5211大窪堤9号線で、延長は180メートル、幅員は2.5メートルから3.8メートルの計10路線でございます。

ここで参考資料ナンバー9の1ページをごらんいただきたいと思います。

この図面は東西と南北の向きが違いますので、図面を縦方向にごらんいただきたいと思います。

中央に長く伸びた路線2-35塩谷上川原線でございます。南北に認定されていた道路が東名川尻幹線の一部が縦断的にまたぐために、現行の道路が分断されることで、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、吉田インターチェンジ付近の5049宮前線、5072青柳北原2号線、この図面の一番南にあります1-8中瀬大井川線の3路線につきましては、東西に認定されていた道路が東名川尻幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、山王神社付近の5050大窪線、5211大窪堤9号線の2路線につきましては、南北に認

定されていた道路が東名川尻幹線の中央分離帯の設置により、現行の道路が分断されるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、図面の真ん中より少し下に位置します5115日の出線、5116日の出12号線、3011中瀬線の3路線につきましては、終点の一部が東名川尻幹線に含まれるため、一旦廃止し、終点をずらして再認定をするものです。

最後に、図面の一番下にあります3022中瀬高畑3号線ですが、東名川尻幹線に重複してしまうため、廃止をするものです。

以上が、第42号議案 町道の路線廃止について、東名川尻幹線の供用開始に伴い、町道の路線を廃止しようとする10路線の説明でございます。

続きまして、第43号議案 町道の路線認定について御説明いたします。

議案書の32ページから34ページ及び参考資料ナンバー10をごらんください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。今回、東名川尻幹線の供用開始に伴い、認定しようとする16路線について御説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

町道の路線認定一覧です。

路線番号1-8-1 中瀬大井川1号線、延長が41.5メートル、幅員が6メートルから9.8メートル。

次に、1-8-2 中瀬大井川2号線、延長が1168.6メートル、幅員が4メートルから10.6メートル。

次に、2-35-1 塩谷上川原1号線、延長が2272.2メートル、幅員が5.8メートルから14メートル。

2-35-2 塩谷上川原2号線、延長が78メートル、幅員が8メートル。

2-35-3 塩谷上川原3号線、延長が675.7メートル、幅員が2.8メートルから13メートル。

3011中瀬線、延長が93.2メートル、幅員が5.2メートルから5.9メートル。

5049宮前1号線、延長が41メートル、幅員が2.8メートルから3.5メートル。

5050大窪1号線、延長が281.8メートル、幅員が4メートルから6.6メートル。

5072青柳北原2号線、延長が168.6メートル、幅員が3.4メートルから7.9メートル。

5115日の出線、延長が504.6メートル、幅員が5.6メートルから23.6メートル。

5116日の出12号線、延長が180.9メートル、幅員が6.1メートルから10.6メートル。

5211大窪堤 9 号線、延長が93メートル、幅員が2.5メートル。

34ページのほうをごらんください。

5225宮前 3 号線、延長が184.1メートル、幅員が2.8メートルから6メートル。

5226大窪 3 号線、延長が293.4メートル、幅員が5.3メートルから9.8メートル。

5227青柳北原 5 号線、延長が74.6メートル、幅員が3.1メートルから7メートル。

最後に、5228大窪堤10号線、延長が42.5メートル、幅員が2.5メートルから3.8メートル。

以上が、東名川尻幹線の供用開始に伴い、認定をする16路線でございます。

次に、参考資料ナンバー10の1ページをごらんください。

この図面は東西と南北の向きが違いますので、図面を縦方向にごらんください。

現行の道路中央に位置します2-35塩谷上川原線ですが、東名川尻幹線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、2-35-1塩谷上川原1号線、2-35-2塩谷上川原2号線、2-35-3塩谷上川原3号線の3路線に分けて再認定を行うものです。

次に、吉田インターチェンジ南に位置します現行の道路5049宮前1号線ですが、東名川尻幹線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、5049宮前1号線と5225宮前3号線に分けて再認定を行うものです。

次に、現行の道路5050大窪線ですが、東名川尻幹線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、5050大窪1号線と5226大窪3号線に分けて再認定を行うものです。

次に、現行の道路5072青柳北原2号線ですが、東名川尻幹線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、5072青柳北原2号線と5227青柳北原5号線に分けて再認定を行うものです。

次に、図面の中央付近に位置します現行の道路5211大窪堤9号線ですが、東名川尻幹線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、5211大窪堤9号線と5228大窪堤10号線に分けて再認定を行うものです。

次に、図面の一番下に位置します現行道路1-8中瀬大井川線ですが、東名川尻幹線により道路が分断されるため、1-8-1中瀬大井川1号線と1-8-2中瀬大井川2号線に分けて再認定を行うものです。

次に、今の路線の上に位置します5115の日の出線、5116日の出2号線、3011中瀬線の3路線につきましては、終点の一部が東名川尻幹線に含まれるため、終点を変更し、再認定をするものでございます。

以上が、第43号議案 町道の路線認定についての説明でございます。

都市建設課からは、以上2議案について御説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局長、増田惣一君。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

〔教育委員会事務局長 増田惣一君登壇〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会事務局からは、本議会に提案しております第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結について及び第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についての2議案について御説明をさせていただきます。

初めに、第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の26ページから27ページ及び参考資料ナンバー7をごらんください。

4月中旬に実施伺い決済後、制限つき一般競争入札に付するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、4月21日から28日までの募集期間に7社の申請がございました。この7社について、4月30日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、7社全ての参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに設計図書を提供し、その後、5月20日に町民ホールにて入札が執行されました。

入札の結果、株式会社山田組が7,480万円で落札し、5月21日に落札額に100分の8を加えた金額であります8,078万4,000円で仮契約を締結しております。

なお、工期につきましては、6月6日から平成27年2月27日までとしており、そのうち工事作業は、学校休業日を原則とし、学校教育上支障のないよう実施するものとしております。

参考資料7の2ページ、工事等概要書をごらんください。

2及び3の工事箇所及び施設概要は、吉田町立中央小学校校舎のA棟、B棟及びD棟でございます。4の工事内容ですが、中央小学校校舎に設置されている13カ所のトイレの全面改修工事を実施いたします。主な内容といたしましては、腰掛サイホン式防露便器、いわゆる洋式便器67基、壁掛小便器50基を設置するとともに、付随する床、壁、天井等の内装工事、解体工事、仮設工事、電気設備工事、給・排水管を含む衛生設備工事を行うものでございます。

工事概要については以上でございます。

なお、今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定によ

り、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

議案書の28ページ、29ページ及び参考資料ナンバー8をごらんください。

4月上旬に実施伺い決済後、制限つき一般競争入札に付するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、4月21日から28日までの募集期間に16社の申請がございました。この16社について、4月30日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、16社全ての参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、5月20日に町民ホールにて1社辞退により15社で入札が執行されました。入札の結果、株式会社平井組が2億2,400万円で落札し、5月23日に落札額に100分の8を加えた金額であります2億4,192万円で仮契約を締結しております。

工事概要等について御説明をさせていただきます。

参考資料8の2ページ、工事等概要書をごらんください。

工事箇所は吉田町中央公民館であります。

今回の耐震補強設計を進めるに当たり、当初、中央公民館全館において耐震補強を行う工事を実施する計画で設計を進めてまいりました。そこで、耐震補強計画を作成し、静岡県建築士事務所協会耐震評定委員会の証明を得るに当たり評定委員会に相談したところ、中央公民館については、構造としてホール棟と4階建て棟に分けられますが、ホール棟の構造が特殊であるため、静岡県の評定委員会では、補強計画の安定ができないということが判明いたしましたことから、図面の3ページにありますとおり、ホール棟については改築工事を行うよう設計を変更いたしました。

このホール棟については、鉄骨づくり平屋建てで改築いたします。中央公民館は生涯学習の拠点であることから、展示スペースを確保することや、住民が学習や打ち合わせに集えるようロビーを広く確保したこと、また、幼いお子様がいる利用者も利用できる多目的トイレを設置しているほか、100人程度の収容ができるホールを設置する計画でございます。

4階建て棟については、耐震補強計画を立てることが可能であり、耐震補強工事を行います。今回の工事におきましては、耐震評定はI s値は、X方向で0.32から1.28に、Y方向では0.93から1.31に向上させる工事を予定しております。

4階建て棟の工事内容ですが、鉄骨ブレース13カ所、コンクリート補強壁3カ所を設置する工法による耐震補強工事を行うほか、付随する内外装工事、解体工事、仮設工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。

また、今回の耐震補強工事にあわせ、バリアフリー化の工事を行います。内容としましては、エレベーターの設置、またトイレの段差解消及び和式トイレから洋式に変更する工事を実施いたします。そのほか、下水道接続工事、老朽化した非常階段のつけかえ工事等もあわせて行わせていただきます。

工事概要については以上でございます。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により吉田町が定めた、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第40号議案及び第41号議案の説明でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま上程されました第33号議案については、会議規則第37条の規定により、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第33号議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

お諮りします。

ただいま上程されました第42号議案、第43号議案の2議案については、会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第42号議案、第43号議案の2議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

なお、第40号議案、第41号議案の2議案につきましては、5日、本会議4日目に審議を行います。また、第34号議案、第35号議案、第36号議案、第37号議案、第38号議案、第39号議案の6議案につきましては、17日、本会議最終日で審議を行いますのでよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報告第1号の報告

○議長（八木 栄君） 日程第17、第1号報告 平成25年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課から第1号報告 平成25年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について御説明を申し上げます。

議案書の35ページをごらんいただきたいと思います。

この報告は、平成26年第1回吉田町議会定例会の平成25年度吉田町一般会計補正予算第4号におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により平成26年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告するものでございます。

計算書の内容でございますが、提出議案の36ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成25年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただきました事業は、計算書に掲げました5事業でございます。

まず、2款1項の交通安全施設整備費でございます。これは東名川尻幹線と交差する4カ所及び榛南幹線と交差する町道1カ所に強調表示等の交通安全対策を施す予定でございましたが、幹線道路整備の進捗の都合から、平成25年度内に実施できないこととなりましたので、それに伴う工事請負費424万1,000円を平成26年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、3款2項の児童福祉費でございますが、これは、平成27年度の本格的なスタートを目指し準備を進めております子ども・子育て支援新制度に係る電算システムの構築につきまして、国の仕様書の公表時期が遅れ、年度内に構築することが困難となりましたことから、それに伴う委託料525万円を平成26年度に繰り越して執行するもので、その財源につきましては、未収入の県支出金の保育対策等促進事業費でございます。

次に、6款3項の水産基盤整備事業費でございますが、10月に連続して発生した台風により、当初計画していた漁港法面の施工方法に変更が生じたことから、当初予算で措置した工事請負費6,100万円のうち941万3,400円を、平成26年度に繰り越して執行するものでございます。その財源といたしましては、既収入特定財源として南駿河湾漁業協同組合から徴収した分担金51万8,000円、未収入特定財源として県支出金の漁業基盤整備事業費670万7,040円、町債130万円、そして一般財源88万8,360円でございます。

続きまして、8款4項の土地区画整理事業費でございますが、浜田土地区画整理組合地内の地区計画策定に係る業務につきまして、関係機関との調整などに日数を要し、平成25年度内の事業完了を見込めないことから、委託料291万6,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て一般財源でございます。

最後に、8款4項の榛南幹線整備事業費でございます。榛南幹線整備におきまして事業の支障となる物件の移転に日数を要しましたことから、当初予算で措置した公有財産購入費及び補償費のうちの170万5,000円を平成26年度に繰り越して執行するもののほか、国の補正予算に対応して補正予算第4号で予算措置した工事請負費3,000万円を、平成26年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入の特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費1,743万8,000円、町債1,410万円、そして一般財源16万7,000円でございます。

以上、平成25年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業、5事業でございますが、これによりまして翌年度繰越額合計でございますが、5,352万5,400円となります。その財源内訳につきましては、既収入特定財源が分担金の51万8,000円、未収入特定財源が国庫支出金1,743万8,000円、県支出金1,195万7,040円、町債1,540万円の、合計4,479万5,040円、そして一般財源が821万2,360円でございます。

以上で、第1号報告 平成25年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の内容の御説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（八木 栄君） 日程第18、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について行います。

この件につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が1名欠員したことに伴い、町長から補欠選挙の実施について依頼がありました。したがって、ここでは1名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に、4番、平野 積君を指名します。
お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、4番、平野 積君を吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4番、平野 積君が、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました4番、平野 積君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時17分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第40号、議案第41号の補足説明

○議長（八木 栄君） ここで、教育委員会事務局長から発言の要求があります。

発言を許可します。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

本議会に提案しました第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結について及び第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

最初に第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結についての参考資料の追加について御説明をさせていただきます。

本日お配りしました資料をごらんください。

今回の工事につきましては、中央小学校のトイレ、床置型小便器49基を壁掛型50基に、大便器については、和式及び洋式便器66基を腰掛サイホン式防露便器67基とする工事を予定しておるものでございます。

各棟の詳細については資料のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、A棟大小1基ずつ便器を増設しておりますが、これはA棟1階の職員トイレの男子用便器及び女子用便器をそれぞれ1基ずつ増設しようとするものでございます。

次に、第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

最初に、4階棟のエレベーターの防火区画についてでございます。

この内容は、平成12年に建築基準法が改正され、同法施行令第112条の規定では、エレベーターの昇降路を遮煙性能を持つ防火設備で区画しなければならないこととなりました。

ただし、新たに設置する場合にはエレベーターの乗り場戸に防火、防災機能を備えた国土交通省認定のエレベーターであれば、昇降路を防火区画とすることが可能となっております。今回の中央公民館に設置するエレベーターについては、この国土交通省の認定のエレベーターを設置する計画となっておりますので、建築基準法上、問題ないことを御報告させていただきます。

最後に、工事中の中央公民館北側自動車駐車場についてでございます。

この自動車駐車場の使用については、工事期間中は資材置き場として利用しますので、この期間中については利用できなくなることを御報告させていただきます。

しかし、中央公民館利用者以外の方が利用しております駐輪場につきましては、仮囲いの区域から除外する計画でございます。

よって、工事期間中においても、皆様に駐輪場については御利用いただけるよう予定しておりますので、御報告させていただきます。

以上が教育委員会事務局からの補足説明でございます。よろしく御審議をお願いします。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第40号議案 平成26年度中央小学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから第40号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この資料、いろいろいただいた中に設備工事一式というものが入っておりまして、この建物も経年とともにかなり設備自体も古くなってきていると思うんです。その辺で設備工事一式の中に、そういう汚水排水の管の点検とかそういうのは、みんな一式含まれているという認識でいいんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 汚水管等の点検が設備工事の中に含まれているかという御質問でございますが、汚水管の管自体も、校舎内の管についても、これは交換するようなことで予定しております。

ただし、これはあくまでも悪臭の対策というものでございますので、それに関する管を交換する予定であります。ですので、工事の中で具合が悪いところが出ましたら、それはまたそこで、また検討していきたいというふうに考えておりますが、一応管の交換という方向で考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、交換という話が出たんですけども、例えば鉄筋コンクリートの中に貫通する分であるとか、そういうのも全部含めてということですね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） この管が鉄筋コンクリートの中に埋設というか、はまっています、そういう部分も全てかということですね。やはり交換できない部分というのは多少出てくると思います。そうところは洗浄とかそういったことを、汚物を取り除く、そういうふうな計画しております。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、数量を改めて教えていただいたわけですけども、教職員用を除けば男子トイレ、小便器が47個、女子用のトイレが46個ということになります。そうしたときに中央小学校、大人数ですので、大体1基当たり平均すれば10人が使用するという計算に、単純計算すれば、そうなります。2回の休憩で1回行くとしたら、1基当たり5人が使用するということになるわけですが、単純に感覚的に考えればちょっと不足するのかなという思いがあ

るわけですがけれども、今回の設計をするに当たって、現場を調査するとか現場の声を聞くとか、そういうことはやられているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） これを工事をするに当たりまして、現場を調査あるいは現場の声、確認をさせていただいております。そういった中で、現在のトイレが例えば休み時間中に集中して不足するだとか、待っている子が多いとか、そういった現象が実際に発生していないということで確認しております。また、現場からも、不足しているから増やしてくれという声は、現実にはないことを確認してございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の同僚議員の質問に関連するわけでありましてけれども、B棟のトイレでございます。特にB棟のトイレなんですけれども、従来の設計というかな、男児、女児とも同じパーティションで仕切られているんですけども、同じ空間に斜め真っすぐ入っているような格好の設計になっているわけでありまして。

今回、ある程度、今ある既存の中の造作部分は全部撤去して新たにつくり込むということですので、同じB棟でもこの6ページの見取り図という図面でいきますと、男子と女子が右と左で分かれていると。7ページのほうは縦長になっていて、スペース上の問題もあるかもしれないんですけども、混在しているような形になっているものですから、トイレという観点から考えると、このごろのいろんな教育も含めてもあるかもしれませんが、どうもその辺のところ、同じように真四角な格好で配置し直して、区切りをしっかりする形でできなかったのかなと思うんですが、その辺について検討はされましたでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 議員さんのおっしゃるのはB棟ということでよろしいですね。

B棟につきましては西側と東側がございまして、当然ながらトイレはプライバシーという観点から、そういったものがありますので、当然ながら区画をパーティション等変更をして、より一層プライバシーという観点でやろうということで、検討はさせていただきました。

しかしながら、基本的にこの大便器につきましては、和式から洋式にかえますと、非常に

面積が和式より面積をとるという中でございまして、ただし、先ほどの質問にございますとお
り数を減らさないということを考えますと、若干パーティションの位置が変わっているという
部分はございますが、基本的には現在のトイレの部屋の中でやるとすると、検討させていただ
きましたが、こういう形にならざるを得ないということでおさまったものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私も現場に行つてちょっと見せてもらったこともあるわけなんです
けれども、過去においてトイレを直していただきたいという形で質問したときに見たんですけ
れども、この間仕切りのパーティションというのは、ここに関しては少し広めにして、音とか
そういったものに関しては、話し声も含めてですけれども、配慮をされているような、ほかの
図面を見ましても変わりがないものですから、その辺のところを少し御配慮いただいとす
るのは可能なんでしょうか。

まだこれ図面であるんですけれども、多少の改良、先ほどの答弁で汚水関係ですね、実際
にやったら多少の追加は可能であるような御答弁をいただいているものですから、そういった
こと、場所的なスペースの関係で、また従来の配管を多分そのまま使うから、レイアウト替え
はできないという御答弁かなと思つたら、そうでもなさそうだったものですから、人数を合わ
すために今のがベストだという御答弁であるというようであれば、その辺の御配慮もしてい
たきながら検討をしていただくということは可能なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） そうですね、音というのは非常に難しいんですが、例
えばプライバシーの関係、そうしたもので多少配慮は必要というところがあれば、そこら辺は
少し考えさせていただきたいと思いますが、ただし低学年等はトイレの使用についての指導、
こういった部分が出てまいります。そうしますと、やはり外から逆に見えないというのも、こ
れまた学校という特殊性の中でございますので、そういった中で勘案しながらやっていくしか
ないと思います。ただ、やはり大きなものというのはどうしても変更できませんので、やはり
ある程度カーテンだとかそんな程度のものしか。であれば、少し検討したいなと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の中央小トイレの財源については、地域の元気臨時交付金で全
てを充当するという形の予算になっているわけでありまして。地域の元気臨時交付金は地域の経

経済活性化、雇用創出臨時交付金の目的で、地域の元気臨時交付金の目的の制度要綱があるわけでございまして、それに乗った形で今回公共工事であるということで、町が決めました実施計画に基づいた形でそれぞれの計画が、行政報告の中でそのメニューは、縷々説明を受けているわけでありまして、今回のこの工事、元気臨時交付金を使う工事の中で、今回の工事が地域の地域というのがどういった兼ね合いかちょっとわかりませんが、吉田町にとって、地域が元気になるような形で少しでも使われるような御配慮をされているかといった観点で、今回、静岡島田土木事務所管内で小中高校舎の5,000万円以上の工事実績があるといえますと、町内でそういう業者もいないと思うんですけども、いないならいなりに、自営とかそういう形で、地元の、今回国の景気対策の一環のお金を使うという意味合いから考えると、そういったことに指名するわけにはいきませんが、地元の業者にチャンスを与えるという形で、地域の経済活性化及び地元の吉田町の雇用創出というような意味合いからも含めて、入札するには多少手間が、窓口を広げるとなりますと事務的なものも多少大変になるかもしれませんが、今回大きなお金、15億余の景気対策がこの地域に落とされるわけですが、それが内部循環、少しでもするようなことというのは、もうこれは仮契約まで行っていますからあれですが、今後この下とかいろんな形で、なるべくなら地元業者を使うとかそういった御指導とかはどうなのかと思ひまして、ちょっとこの入札の制限をつけるに当たりまして、そういった今回の財源である地域の元気臨時交付金の趣旨から考えて、そういった地元の景気対策も考えた御検討をされたかどうか。また今後、契約するに当たって、過去において避難タワーにおいては、梅村理事のほうから、地元業者を使うような形で指名はできないけれども、そういったことを考慮していただきたいというようなことのお話は、過去の本会議の中で御答弁もいただいているものですから、今回のこの件に関しましても、そういったことは可能かどうか、その2点についてお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回のこの工事を行うに当たりまして、当然ながら地元の方というのは検討させていただきました。ただし、学校という特殊性の中で、教育委員会としましては、子供たちの安全を第一に考えまして、このような形で小中高等学校校舎において5,000万円以上の改修工事の実績というところを中心に考えさせていただきました。当然ながらその中では地元の方、業者をとすることは検討させていただきましたが、そういったことで残念ながら今回は外れてしまったというふうなことでございます。

それともう一点の地元の方をということですが、これについてはちょっと教育委員会と、

すみません、そういったことで教育委員会としては検討はさせていただきましたが、このような形になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、1つ目の答弁で、2つ目の町内業者を使うに当たっては、どのように、その辺のことはどうですかということをお聞かせいただいておりますが、その辺のことについて答弁ありますか。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） とった業者は町外でございますが、そこで例えばそこから出す下請とかそういったものについて、これについてはいろいろ業者のほうのあれもありますが、そういった指導について少し検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 検討するということは、どこの業者ということは言えないと思っておりますし、それは民間でございますので、でも、こういった趣旨の財源を使っていることでありますから、地元の景気対策になるような形の御配慮をお願いしたいというようなことは、もしそう言うことは、町として別段問題ないと思われるものですから、そういったような意味合いの指導というのか、何ていうのかな、契約に当たってお話はしていただけるということですね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 業者の関係もありますので、強くということはありませんが、指導していくような形でいきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） すみません、ちょっと補足説明をさせていただきます。

こういった公共工事の発注につきましては、品質確保という観点と、基本的にはこういった工事はこういったクラスの方々、実績含めて可能かというところで判断をしていきますので、基本的には検討する中では地元業者のことも頭の中に入れながら、でも、先ほど言った観点で、こういった制限を設けて発注すべきかというところを検討していきますので、規模とか内容に応じて、そこは検討していくということにならざるを得ないと考えております。

○議長（八木 栄君） その1つ目の質問はもう理解しているものですから、2つ目の、下請業者を使うなら、できるだけ町内の業者をお願いしていただけないかということですが、それについて何かありますか。

理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） すみません、こういった工事の契約につきましては、発注者側につきましても、業者の選定、決定にかかわる事項については、指定なり、業者のほうに話すことはできませんので、あくまで請け負った業者がどこを選定するかといったことが必要になりますので、そこは介入できないというところを御承知おきいただければと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） もちろん、昨今、県のほうでいろんな不祥事件も起きておりますので、そういうことは非常に神経を使うことでありますので。ただし、こういった財源が地域の元気臨時交付金であるということで、その趣旨を踏まえて、土俵に上げるような格好で広く考えていただきたいというようなことであればよろしいかと思えますし、過去において避難タワーにおいて、地元業者にもそういったものを、資材においてとかそういったことをしますよというような御答弁もいただいた過去の経緯があるものですから、今回も同じような形でA社というわけにはいかないと思えますけれども、吉田町に関係のある業者に御配慮もいただきたいよということはよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 先ほど言いましたように、発注者サイドからは下請について言えないということははっきりしていますので。ただ、例えばとして、地元にはこういう業者がいますよというところは言えるかもしれませんが、そこを配慮というのは基本的にはできないというところはしっかり言わせていただきますけれども。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の理事の答弁と事務局長の答弁は、若干食い違ってはいますが、町としてはどうしてお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 今のところは、法律とかいろんなものに基づいておりますので、基本的には私が答弁した内容になろうかと思えますけれども、ちょっと去年までの経過等については私も存じ上げてないので、そこは御容赦願いたいと思いますが、基本的には私の答弁の話でいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは、局長がおっしゃったように、地元を使ってくださいよ

というようなことは、検討してくださいというようなトークはせず、理事がおっしゃったように、例えばこういうところがありますよ程度でおさめるというのが町の見解というのか、そういうことも一切やらないというのか、どちらでしょう。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 元気臨時交付金も再三出ておりますので、私のほうから、それと津波避難タワーなども含めての経過を踏まえて御答弁させていただきますが、まず地域の元気臨時交付金、地域における経済対策ということは藤田議員のおっしゃるとおりの趣旨でございますし、ただ、その地域における経済対策と国が想定しているのは、お金の使途を主に重視しております。

したがいまして、25年度に実施する事業と26年度に実施する事業というのは、この財源を充てることのできる事業の種類は明確に分けられておりまして、25年度までは非常に広いと言いますか、国の補助事業の地方負担分にも充てることのできたという財源でございますが、26年度については、県単とか町単とかの単独事業にしか充ててはいけないと、しかも工事ということで発注をしていけば経済対策には資するということでございますので、余り狭義に捉えることとしては私どもは捉えておりません。そう言いながらも、地元の経済の活性化というのは当然行政としても課題の主たるものでございますので、地域にその財源が還元されるということは望むところでございます。

ただ、工事の発注の制約も非常に厳しくなっておりまして、理事も申し上げましたけれども、発注者側から受注者側に制約を加えるようなことは一切やってはいけないと、対等の関係を保ちながらいかなければいけないという中で、津波避難タワーの場合は、梅村理事から、そうした下請も決まらなくて下請を使うような場合には、町内業者もこういうのがありますよということで紹介をすると、こういうことはやっていきたいというような発言だったと思います。

実際に決まった業者が今後、工事計画書等出してまいりますので、そうした中で下請を使うような業者も決まらないで、そういう中においては、町内業者をぜひ御活用いただきたいということは、町としては申し上げていくつもりでおりますし、そういうつもりでの教育委員会の答弁でもあったというふうに思います。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、聞いていまして、配慮してくださいというのは、僕は誘導には当たらないと思うんですよ。そういう意味で、実際町の人たちにも当然元気になっていただきたいという趣旨だと思うんですが、さっきの理事の話を聞いていて、全然、全部は違反になりますよというイメージを持ったものですから、僕はその中で配慮してくださいというのは誘導には当たらないと思っているんですけども、その辺の考えはどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 配慮していただきたいというのは、山内議員、おっしゃるとおり、そこまで制約されるものではないと思っておりますが、既に決まっている下請業者を差し替えるとかそういうことになると、非常に違反に当たるような事例になってまいりますので、そういうちょっと高圧的にやることはしませんという趣旨でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。僕が言いたかったのはまさにそのとおりの話であって、ぜひそういう部分を出していただきたいというのが本音です。

すみません、ありがとうございました。了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第41号議案 平成26年度吉田町中央公民館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから第41号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先日の全員協議会の中で、エレベーターに関しては、自分のほうでも県の建築主事を退任した方がまちづくりセンターですか、そこにおりまして、話を聞いていくうちに、今回の設計業者が静岡のまちづくりセンターということで、多分情報そのほか共用していると思いますので、その辺は確認いたしました。

それと同時に、先ほど堅穴区画、要するに床を穴をあけて鉄筋を切ってエレベーターの縦割りのかごをつくるんですけれども、そのときに一番問題になるという心配するのが強度の問題、それと伝達の問題。その辺のことは先ほどはクリアをしていますよという返事がありましたけれども、それはその確認をしていただいたということですよ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 御質問の内容は、エレベーターをくりぬいたときの水平剛性が大丈夫かという御質問かと思いますが、今回のエレベーターを設置する場合には、この場所を選定するに当たっては、四方がはりで囲まれている場所であり、床をぬいても問題がない場所を選びまして、この場所にさせていただきました。

また、この位置でエレベーターを設置する計画で、静岡県建築士耐震評定委員会の審査を受けるとともに、建築確認の提出先でございますまちづくりセンターとも協議済みでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ちょっと今、答弁で疑問がありまして、はりに近いところへ作ることが残っていれば、鉄筋を主筋と配筋を切らなくていいんですけども、要するに今後切ったやつが非常に危険だという県の主事の方の返事もあったものですから、その辺に対しても確認はしていただいているんですねということを知りたかった。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 失礼しました。これに関する確認はとってあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ホール部、ホール棟のことですけれども、面積が今のものに対して約3分の2ぐらいに小さくなっています。全協でお話があったか、それが終わってからだったか、予算の関係もあってというようなお話があったと思います。今、教育委員会としてこのホールの設計というのは、公民館のホールとしてベストな条件でできているのかということに関してはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ホール棟については、今回の変更では面積がまず小さくなったこと、そして舞台がなくなったこと、それと映写室もなくなったこと、この3点が変更でございますが、こちら辺のところは中央公民館のホールをどのような規模にするか、どのような機能を持たせるか、こういうことを検討させていただきました。

検討するに当たりましては、昨年度の利用実績を確認させていただきました。ホールを利用する場合にはいろんな使い方がございます。固定席ではありませんので多目的に使うわけですが、会議に使う、あるいは学習会に使う、いろんなことがございます。併せてそれに当たりまして、机を並べて机と椅子を組んで学習会をやるとか、あるいは総会等で一部机を前面に置きますが、あとは椅子を並べてそこに着席していただいで行ふような会議、あるいは全く机や椅子を置かない、こういうふうな形態があらうかと思ひます。一番多いのが、一部机を置かして、あとは椅子を並べる形式のものが一番多かったです。昨年の利用実績を見ますと、最も入場者数が多かったものは、選挙で使ったものが一番多かったです。2,000人余りありますが、これは御存じのとおり、入れかわり立ちかわりで、机、椅子も一部しか置かないというものでございますが、あと多いのは確定申告、これも机、椅子を全面に置くわけではありませんし、やはりこれも大体1日200人ぐらいの方が一堂に会するわけじゃなくて、入れかわり立ちかわりで出入りするということでございます。先ほど申しましたように、最も多いという、この一部机を用意しまして椅子を置いてやる総会と、昨年の実績でいきますと体協の総会、これが140人程度入っております。

こういったことを勘案しまして、大体机を椅子、机、椅子、机を一部置いて、あとは椅子は並べてやるという程度でありましては、大体150人程度を考えました。それと、机と椅子を使用した場合、これは議案のほうの図面でございますが、大体94人、これを想定しております。

94人とちょっと中途半端なんですけれども、これは柱の関係でそういうふうになるわけですが、そういったことで、今回の125.07平米のホールを計画したものでございます。

また、ステージと映写室でございますが、昨年の実績を見ますと、ステージと映写室を使用する、映写室は全くございませんで、ステージは一部使ったところがございまして、1件だけございましたが、表彰等で使ったということで、十分これについても現在の形状で新しいもので対応できるだろうという判断をさせていただきまして、またこの中央公民館は建築当時には学習ホールあるいは図書館のホール、こういったものがなかったものですから、ここで一堂に今まではやっておりましたが、現在はやはり大きなものにつきましては、学習ホールあるいは音響のいいコンサート、ちょっとしたコンサートであれば図書館のホールということで、住み分けがある程度できている中で、現在の形を考えた次第であります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。ちょっと懸念するのは確定申告、目いっぱい使っていたという記憶がありまして、その目いっぱい場所として使っていて、かつ混雑していて結構待ち時間が多いと、そういうところに小さくすることによって、その待ち時間がまた長くなるというようなことは起こらないかということがちょっと心配なんです、そこに関して大丈夫なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） これに関しても、税務課と少しすり合わせをさせていただいた中で、大丈夫であるというふうな形で確認しております。また、この広さになって申告の処理が遅れるということはないというふうに確認してあります。またロビーにつきましても、十分面積をとっておりまして、待合もそこで可能だというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は小さくなる、今までは割と間隔が空いていたんですよ。それがコンパクトになって、席数は変え、対応する数は変えないとすると結構近づくということからすると、プライバシーのことにに関して聞こえてくるとか、そういうことは起こりませんね。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 申告ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

プライバシーの関係は、職員が一人一人受ける場合の面積はとらせていただきますので、あと税務署が来たりとか、職員が作業をしたり、それから相談を受けたりする、御本人が計算したりする場所をかなり多くとっておりましたので、そちらのほうは若干狭くなりますけれども、いつもそこがいっぱいになっていたということではありませんので、これでできるということで教育委員会のほうとも話をさせていただいております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、当初予算におきましては、2億8,231万2,000円の予算で上程をされて議決に至って、今執行しているわけでございますけれども、今回の入札になりましては、先ほど同僚議員から出ているような形で、ホール部分を耐震補強から、潰して新しく作るという形で大きく変わっております。予算的なものの割合として、このホール部分にかかわる解体及び新築にかかわる費用というのは、2億5,500万のうちどのぐらいを占めているか教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 細かい数字は、やはり共通する工事の中にはございませぬので、細かい数字は出ませんが、大体大ざっぱな数字であります。4階棟の改修工事全体の65%、ホール棟改築に35%、こういった率が、大ざっぱでございませぬが率でございませぬ。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） その2億5,000万の35%という、約ですけれども、ものをかけて新たにこのホール部分とロビーの、あと多目的トイレ等を含めた形で新たに整備して、過日の全協において、教育長のほうから、現在使用している、現在の機能の最低限を有することを目的に今度改築したんだよということであるんですけども、確かにそうかもしれないんですけども、今回新たに新築するということは、今後、少なくとも40年はこれを使うわけでございませぬ。でありますので、今回の現予算の中で考え方はいろいろあったと思うんですよ。今回はホール部分に関しましては全く全部潰しちゃって、耐震補強できないから潰してしましまして、4階部分だけ補強すると、このホール部分に関しましては生涯学習センターという機能を有する形で新たに予算を作って、学習ホールも大分古くなっているという形で、町民の需要としては、このホール部分というんですか、こういった生涯学習機能を有するようなものも検討すること

は可能であったかと私は思うんですが、そういったものも、最小限の機能を有するものを新たに改築して作るという考え方も確かにあるかもしれませんが、一方、今回これは我慢して、次のときのためにとっておくという形で、その生涯学習センター機能を有するような形のホールを新たに作り出すということも考えられたと思うんですが、その辺について検討されたか、また検討したようであれば、その内容について御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） その辺については検討させていただきました。

ただ、全員協議会でも申したように、やっぱり中央公民館の最大の役割は生涯学習の拠点という、やっぱりそのこのところの機能を十分果たしていくという、そのこのところでやはり今回のような形での改築が、一つの方向としてベストというふうに考えてやってきました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、中央公民館の設置条例を見ますと、社会教育法の中で中央公民館の設置の条項を定めることを目的とすると、それで法律のほうを見ますと、公民館の事業というのは、主にこういったものがありますよということで、定期講座を開催すること、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、図書、記録、無形資料等を備え、その利用を図ること、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、各種の団体、機関等の連絡を図ること、その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供することということになっているわけでありませう。

そうしますと、このホールが今回縮小されて、ステージ部分もなくなったということで、たしかに学習ホールにホールがあつて、今ここに物がありますよというんですけれども、本来公民館が有する機能を削除して、違うところで賄っているわけでありませうから、今後40年間以上公民館として、これを建て替えるということは、ホール部分はないと思われるものですから、そうなってくると、本来公民館として機能するものを、違うところで今代替に施設を利用して行っているわけで、そうなってくると、自分としては、もう少し予算的なものはかかっても、補強が無理であるならば、財源を少し捻出するなりして、もう少し今の機能を賄う形で大きく作り直すこともできたのではないかなと思うんですが、町の考え方としては、町の施設を有効に利用して、分散しても、公民館機能をほかのところで代替にやっていただいてもいいといったことで御判断されたんですかね。その辺のところ、公民館の設置の目的から考えると、多少というよりも大分縮小した機能になっているのではないかなと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） よそへ回すとか回さないとか、そういう問題と、中央公民館の機能が有しているものと、別物として考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますよね。中央公民館のホールに入り切れないようなものというのは当然あるわけですから、それは現在でも学習ホールなり、図書館のホールなりで行っている部分もあるので、だからといって公民館の機能がないじゃないかというのは、そこは僕は違うと思いますね。だからそういう大勢のものは入らないものがあって当然だと思います。だから現在でも学習ホール、図書館とかへ行くものもあるという状況の中で考えて、最大限機能を発揮できるという状況でよいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういったことも含めて検討されたということですね。

はい、了解しました。

今回新たにホール部分を作るということで、ある面、中央公民館としての本来の目的もあるかもしれませんが、災害の場の地域防災計画の中に、今回のホール、中央公民館に関しましては、何ていうかな、耐震性が有してなかったから載ってなかったと思うんだけど、今度新たになるというと、ある程度災害時の拠点として機能を今後働きが出てくるとされるものですから、そうなった場合、自分も過去に一般質問でやったんですが、太陽光のソーラーとか蓄電機能を有しないけれども、学校とか公なところに関しましては、今後太陽光のソーラー的な発電機能を有した、停電したときに避難されてきた皆様とかいろんな機能をバックアップする意味でのそういったものを考えていきますよというような形の答弁をいただいておりますので、場所的にちょっと庁舎の向こう側でありますので、日照権の問題等あるかもしれませんが、今後このホールの上とか中央公民館の屋上部分に関しましては、そういったものも今後設置等可能かどうか、また検討するのか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回の工事につきましては、耐震補強が主なものでございましたので、太陽光の設置については考えてはおりませんでした。当然ながら、太陽光の機械を乗せるということになりますと、それなりの強度とかいうことも出てまいりますので、これは考えておりませんでした。

また改築に当たっては、これもやはり太陽光という予定はしておりませんでしたので、やはりホール棟についても天井の強度とかそういったものには計算に入れておりませんので、今

すぐにこれをつけるということは考えておりません。今後については、これはまた少し研究したいなというふうに考えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 設置が可能であれば、また費用対効果もあると思いますけれども、検討するということよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） そうですね、その条件等について研究をさせていただきたい。まずはそこだということで考えております。その上でどういうふうにするか判断しなければならぬというふうに考えます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎吉田町農業委員会委員の推薦について

○議長（八木 栄君） 日程第3、吉田町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

吉田町農業委員会委員の推薦については3名とし、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一君、

吉田町神戸2347番地の4、岩村章子君、吉田町大幡696番地の1、大石久枝君、以上の方を推薦したいと思います。

お諮りします。

吉田町農業委員会委員の推薦については、この3人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の吉田町農業委員会委員の推薦については3人とし、吉田町住吉50番地の1、吉永恭一君、吉田町神戸2347番地の4、岩村章子君、吉田町大幡696番地の1、大石久枝君、以上の方を推薦することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきましてありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 9時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第10日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、定めた期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） おはようございます。12番、藤田和寿でございます。

私は、先に通告いたしました未来の担い手、若者会議の設置について一般質問を行います。

第4次吉田町総合計画に基づく町づくりが始まってから8年が経過し、次期基本計画の策

定に向けた作業が始まっています。昨年度に行われました住民意識調査や今後行われるまちづくりタウンミーティング、各種団体ヒアリングなどの結果を参考に、27年度から庁舎内の地域づくり推進委員会が中心となり、現計画策定と似た手法で行っていくと考え、他市町の事例に基づき今回質問いたします。

京都市は、基本計画の策定に向け、「未来の担い手・若者会議U35」を21年9月に設置し、計画の策定に向けた意見の提出及び策定経過における広範な住民参加事業の支援を趣旨として、おおむね18歳以上35歳未満の京都ゆかりの若者による審議を行いました。策定後も若者ならではの観点から、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げられた京都未来像を実現するための方策を検討し、具体的に取り組み、京都市基本計画の推進につながる普及啓発型の市民参加事業を計画、実施しています。

吉田町の現計画策定の趣旨は、時代とともに変化する住民ニーズに応えるために、施策の再構築を行い、基本構想に掲げた町づくりの基本理念及び将来都市像を具現化するための長期的な行政運営の指針として、総合計画を策定するものであります。

そこで、次期総合計画を策定するに当たり、未来の担い手である若者参画は大変大切なことであると私は考え、以下お伺いいたします。

1、住民意識調査、まちづくりワーキンググループ会議、タウンミーティングなどの住民意識の反映において、今までの若者世代の関わり状況はどのぐらいか。

2、京都市が行ったような若者の参画を町が行う考えはあるか。

3、総合計画策定にとらわれず、町づくりの一環で行われている若者会議、例えでありますけれども、秋田若者会議、小布施若者会議、つばめ若者会議、名古屋わかもの会議なども盛んに行われております。町の将来を担う若者が、町づくりへ参画の一環として検討できないか。

4、少子高齢化の中、郷土を愛し、住み続けていただく若者世代の増加策として行っている施策の医療費の無料化や子育て支援など、福祉行政の充実は他市町に大変誇れるものであると考えております。今後、若者が主体となり、町のかわりに担っていただきたいものはあるか。

5、若者世代となる子供たちにおいては、町に興味を持ち、町とともに育む姿勢も必要なことと考えます。

京都市では、京都未来物語という小冊子を作り子供たちに配布し、町づくりの一環策としているが、今後取り組む考えはあるか。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 未来の担い手、若者会議の設置についてのうち、1点目の住民意識調査、まちづくりワーキンググループ会議、タウンミーティングなどの住民意見の反映において、今までの若者世代の関わり状況はどのぐらいかについてお答えします。

初めに、第4次吉田町総合計画前期、後期の策定作業における住民意見の集約方法について御説明いたしますと、住民3,000人を対象といたしました町づくりに関する住民意識調査、町内在住在勤者の30名を委員といたしましたまちづくりワーキンググループ、町内において各分野で活動されている団体を対象といたしました団体ヒアリング、自治会を単位といたしましたタウンミーティングを実施した他、町のホームページなどを活用した計画の素案に対する意見募集、パブリックコメントを実施し、住民の意見集約を図ってまいりました。

これらの意見書や広報における若者の関わりについてでございますが、まちづくりワーキンググループ、団体ヒアリング、タウンミーティング、パブリックコメントにつきましては、年齢を把握する形では行っておりません。町づくりに関する住民意識調査につきましては、吉田町在住の満20歳以上の男女3,000人を無作為に抽出した上で実施しております。

議員のおっしゃる若者の定義がわかりませんので、年齢別と人数と割合について御説明申し上げます。

まず、平成16年度に実施いたしました調査では、有効回答数1,778人に対しまして、20代につきましては211人で全体の11.9%、30代につきましては255人で全体の14.3%、40代につきましては322人で全体の18.1%、50代につきましては403人で全体の22.7%、60代につきましては346人で全体の19.5%、70歳以上につきましては222人で全体の12.5%でございました。

また、平成21年に実施した調査では、有効回答数1,216人に対しまして、20代につきましては118人で全体の9.8%、30代につきましては161人で全体の13.3%、40代につきましては166人で全体の13.8%、50代につきましては249人で全体の19.4%、60代につきましては295人で全体の24.5%、70歳以上につきましては217人で全体の18.0%でございました。

次に、2点目の京都市が行ったような若者の参画を町が行う考えはあるかについてお答えします。

本年度におきましては、策定に向けた資料収集に主眼を置いておりますことから、昨年度に実施いたしました町づくりに関する住民意識調査の分析やタウンミーティング等を実施してまいりる予定でございます。若者の意見は非常に大切であると認識はしておりますが、現在この

段階において議員がおっしゃる若者会議という具体的なものは考えてはおりません。

また、計画の策定作業につきましては、平成27年度から具体的な検討を実施してまいることとなりますので、平成27年度の本格的な作業を進める中で、住民参画手法を取り入れる必要があるとの判断に至れば、その状況に応じた住民参画手法を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、3点目の総合計画策定にとらわれず、町づくりの一環で行われている若者会議も盛んに行われている。町の将来を担う若者が、町づくりへの参画の一環として検討できないかについてお答えします。

若者会議など、他市町の取り組みにつきましては承知をしており、その重要性は認識しております。しかしながら、当町におきましては、今現在やらなければならないことを再優先に取り組んでおりますので、若者会議につきましては、現段階において最優先して取り組むものではないと考えております。人口減少が加速度を増していく中で、どのように豊かさを持続していくかが喫緊の課題であり、このことにつきましては、若者だけではなく町民全体で考えていくものであります。

次に、4点目の少子高齢化の中、郷土を愛し、住み続けていただく若者世代の増加策として行っている施策の医療費の無料化や子育て支援など、福祉行政の充実是他市町に誇れるものである。今後若者が主体となって担っていただきたいものはあるかについてお答えします。

町づくりにおきまして、若者のマンパワーはなくてはならないものでありますことから、若者に町づくりへ参画していただくことは非常に重要なことと認識しておりますが、若者を主体とするべきかどうかにつきましては、議論が必要であると考えております。関わりを持つことと主体となることは全く異なることでありますので、町としましては、誰が主体ということではなく、この町に住んでおられる方が吉田町を住みよい町にするため、年齢、性別、立場等にかかわらず、自主的に町づくりに関与していただけることがこの町をさらに飛躍させる原動力となると考えておりますので、ぜひ全ての皆様にお力添えを賜りたいと考えております。

次に、5点目の今後若者世代となる子供たちにおいては、町に興味を持ち、町とともに育む姿勢が必要であることと考える。京都市では、京都未来物語という小冊子を作り、子供たちに配布し町づくりの一環としているが、今後取り組む考えはあるかについてお答えします。

町の将来の担い手である子供たちにこの町を知ってもらうと同時に愛郷心を持ってもらうことは、非常に重要なことであると考えておりますが、京都市の京都未来物語と同様の小冊子の作成につきましては、現在具体的には考えてはおりません。

しかしながら、子供たちにこの町を知ってもらう取り組みの一例として、当町におきましては、平成9年から社会科副読本「わたしたちの吉田町」を独自に作成し、小学校3年生を対象として配布をしており、小学校では3年生及び4年生の授業の中で活用されておりますことで、その旨を御報告させていただきます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしていきたいと考えます。

基本構想及び基本計画、基本構想にのっとりました総合計画の策定に基づいて、町のさまざまな事業が行われているというのは、事業評価、まちづくりステップアップシート等で今現在使われておりますので、3月の定例会で似たような御質問をしたときに、これについては策定する意向であるといったようなお話をいただいております。

今後10年間、27年度に作られるという形で言われたわけでございますけれども、昨今の新聞等を拝見するに当たりまして、高齢化の進捗、これは全国的な状況でもあるわけでございますけれども、その中で、今後町長からの御答弁の中では、どの世代も性別を問わず、立場を問わずと、まことにそのとおりであるわけでございますけれども、なかなか町づくりとか町のいろんな考えに参画をしづらい世代ということで、今回私は18歳から35歳ぐらいまでの若者に、より一步、今まで以上に進むような形で町のさまざまなものに参画していただくようなことをやっていただきたいといった思いで今回質問しているわけでありまして。

ですから、それ以外の方々に対してどうのこうのということは、今まで以上にやっていただくことでよろしいかと思われるんですけれども、その点について誤解のないようお願いしたいと思ひまして、再質問を行いたいと思ひます。

最初の答弁でございます。住民意識調査、まちづくりワーキンググループ、タウンミーティングなどを行ったんですけども、住民意識調査につきましては御答弁いただいたとおりで、大体年齢ごとに上手く配分されて、平等に住民の方々の意見はいただいていると思われるんですけれども、まちづくりワーキンググループとか団体ヒアリング、タウンミーティングの関係でそれぞれの立場もあるかと思われるんですけれども、今後、やはりそういったものをやるに当たっては、ある程度の年齢層の幅をとって、均等に意識を、住民調査を行うべきではないかなと思われるんですけれども、今後においては、そういった方向の人選とかタウンミーティン

グにおきましても、自治会の状況でありますけれども、タウンミーティングは22年度策定には105名、片岡21名、北区37名、川尻18名、住吉29名の105名の方に御協力いただいて行ったわけでありまして、年齢層がどうかというものもわからないわけでございまして、そういったものは、もう終わったことはあれですけれども、今後においては改良の余地というんですか、対応策というのは御検討されることはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の御質問にお答えする前に、その前に次の総合計画を今後10年定めていくのではないかというような御発言がありました。それも含めまして、以前であれば傾向として10年の構想を持つということが一般的でございましたが、今は、その後首長のマニフェストとの関連とか、いろんな要素を入れて総合計画の期間というものをも定める傾向にございます。そうしたところも含めて、10年間というふうにはまだ決めていない状況でございまして、そうしたところも皆様方と御相談しながら決めていきたいというふうに思っております。まだそうしたところも流動的だということで、前置きをさせていただきたいと思っております。

それと、年齢構成をもう少し分けて取り組むべきではないかという御趣旨だったと思っておりますけれども、アンケートにつきましては、先ほど町長からその回答の年齢層等の答弁がありましたが、私どもはアンケートを行う上で、年齢構成をあの中に条件として入れ込んでいるようなことはしていないのが現状でございます。無作為抽出をやった場合に、傾向として、人為的な思考を入れない中でも大体均等にいくというのは実証されておりますので、そうした方法で、できるだけ余り既定の条件を盛り込まない中で自然の形でアンケート調査を行うというのを旨としてございまして、結果として大体ああいうような状況になっております。

それで実質、今後若者を主体とした意見聴取の場を持つかどうかということについては、先ほど議員からもありましたが、若者についてはなかなか参画しづらい世代にあるということで、生活の中、活動の中においても参画しづらいということは確かであろうかと思っておりますので、そうした関与を持つというのは、非常に出席できる方もおのずと制約があるというふうに考えてございまして、できるだけ出席を伴わないような形の意見聴取の方法というのが、非常に効果的ではないかというふうに思っております。

そうしたところで、昨年度アンケート調査を従来と同じように3,000人を対象にしてアンケート調査を行っておりますが、その分析を今年度に行う予定でございまして、その分析の状況等も見ながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） では、このアンケート調査をしたまとめを配付していただいているんですけども、住民意識調査一覧表というのがあるんですけども、これはお住まいのところで、どういった分野でお話があるかということの意見が書いてあるんですけども、これについて年齢、例えば、無作為にやって均等にはなっているだけですけども、どういった年齢の方々がこういった御意見が多いよと、子育て世代の人なら子育ての話題が多いかもしれないし、高齢者にすれば老後のさまざまな不安等があるということで、やはりその年令背景によって、答えの意味合いというのがまた変わってくると思うんですよね。若い方でも将来のことに不安を感じている方もいらっしゃるでしょうし、今まで済んだ教育に関して御意見がある方もいらっしゃると思いますから、そこまでの分析は前回やられていないものですから、今度はぜひとも昨年やった町づくりの住民意識調査に関しましては、そういうところまで踏み込んだ形で、町民の皆様方の意見を集約する形での分析も今、集計中であるようでしたらお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま集計を行う前にございますので、クロス集計のあり方については前回同様というふうには考えておりますので、今、御提案ありました点も十分踏まえて、クロス集計等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

いろんなタウンミーティングとか団体ヒアリング、まちづくりワーキンググループなんかもそうなんですけれども、町長が言うように、そういった会合なんかの場合に、サイレント・マジョリティー、積極的な発言行為や意思表示しない大多数がいる中で、そういうところに参加する人たちがノイジー・マイノリティーとは限りませんが、そういった御意見の方が多いといったことで、なかなか意見の集約をするのは、というように過去に一般質問の中でも答弁がありまして、いかにサイレント・マジョリティーの意見を集約していくかというのが必要であるというような御答弁をいただいたことを覚えております。

今、塚本参事から御答弁いただいた今後吉田町に住んでいただくような子育て世代、子供というのは町の活力でありますので、多くの方々に、若者に来ていただいて、子供を産んでいただいて、吉田町産を増やしていただいて活力にするというのが非常に大切だと思うんです。

そういった方々に吉田町にやはり興味を持ってもらうというのには、ツールとして何か必

要だと思えます。それで、参事が言われたように、仕事をしながらでも、今はスマホもありますしいろんな形がありますので、マーケティングではそういったものをいろいろ考えて手法としてやられているみたいでございますけれども、ツールとして、CGMというんですかね、コンシューマー・ジェネレイテッド・メディアということでインターネット用語の一つですけれども、フェイスブックとかツイッターとかブログなんかを使って自由に意見を言ってもらって。いろんなお店屋さんなんかでも口コミサイトというものがあって、いろんな問題があるものですから、それがいいばかりではなく、やらせの問題も問題になっていますので一概にはあれですけれども、行政として、吉田町についてこういったものが必要だよというような。

確かにホームページにメールとかが来ているんだけど、過去にそういったものを調べたときには、余り要望とか陳情が多くて、そういったものをなかなか入れづらいような、入れづらいかどうかはわかりませんが、実際余りないようなことも聞いておるわけでございまして、吉田町のフェイスブックとかツイッターとか、こういったものは投稿審査においては、ツイッターにおいては防災においていち早く情報が共有化するというので、第2次、第3次的な副産物もあるわけで、そういったものを使いながら、今回の総合計画策定において、町の住民の方々、吉田町に興味のあるよそにお住まいの方々、吉田町出身でふるさとが吉田町で東京とか大阪とか海外、カナダとかそんなところで働いているの方々、そういった方々がすぐにも御意見をいただけるような、そういった形でのSNSツールももう一つの手法だと思われまますので、先ほど御答弁いただいた、仕事をやりながらちょっとした休憩休みでもできるようなことという、今の時点ではそういったものも考えられると思われるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） これまでの意見の聴取としましては、パブリックコメントでそういう形で意見を聴取するという機会を持っていたわけですが、なかなか情報がまとまってから発信をするということになると、非常に相手方のチェックにも時間がかかるということがございますので、その時点での意見聴取ということが好ましいかどうかというのももう少し検討したいというふうに思います。

また、使う手法についてどうするかについても検討させていただきますが、現在のところ、非常に我々は町長が率先してやっているわけですが、イベント会場等で多くの若者が参加していただいている実態がございます。そうした中で、じかに触れ合って意見をいただくという場合もございますので、そうしたところも活用しながら、インターネットを媒体とした

そうしたもののだけでなく、生の声も重視していきたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 生の声もちろん大切でありますけれども、今のお考えプラス私の提案というか、いろんなどころでやられていることはどうかということでもありますので、御検討していただいて、集約するというのは非常に大切だと思われるものですから、お願いしたいと思います。

パブリックコメントはちょっとまた後でやりますけれども、平成25年度版の吉田町統計要覧でございます。これに載っています人口の構成を見ますと、国勢調査でありますので、平成22年10月1日、3.11前でありますので今は大分変わっているかもしれませんが、0歳から19歳が大体町民の2割、二十歳から34歳が18%、35歳から49歳が20%、同じく50代から60が20%、65歳以上が20%であります。64歳までは男女ほぼバランスよく、でこぼこはありますけれども。ここでちょっとぎょっとしたのは、80歳以上を見ると、女性が1,201人、男性が610人。男性の平均寿命は80でございますので、そういったこともあるかもしれませんが、こういった背景になっておりますので、そうやってきたときに各年代を、何ですかね、70歳以上はある程度絞っていると思うんですけども、この町づくりの住民意識調査といったものは、70歳以上というくくりであるんですけども、何歳までの方なんですか。これは80歳以上の方も調査の対象なんですか。先ほどの住民意識調査なんですけれども、22年のときには70歳以上は16%です。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） アンケートを行う場合に、年齢としては二十歳以上ということで条件を設定しておりますが、それ以上の方で何歳までという制限は設けてございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

均等にやるということで、確かによろしいかと思うんですけども、やはりこういった住民意識調査に関しましては、二十歳以上ということで均等にやるということでもありますけれども、そういった先ほど言いました検討していただけるということもあったんですけども。

ちょっと若者会議から離れてしまうんですけども、今回、この質問を作るに当たって統計要覧を調べていたら、80歳以上は倍の女性の方がお元気でいらっしゃるということがわかった

ものですから、やはりこういった住民意識調査をやったときには、先ほど言ったのは年齢です。年齢も考えていただきたいと。やはり男女比も、高齢の方で女性の80歳以上の人が男性の倍いるということは、女性の方々がそれだけお元気で生活されているわけでございまして、そういった方の行政需要というのも多いと思われるんですね。

ですから、そういった一つの例としてそうでありますので、各階層、年齢層においても、男女において、男女平等ではございますけれども、やはり一市町村の考え方の中では、男性的な考え方、女性的な考え方、高齢者の考え方とかいろんな形があるものですから、そういったものをやはりうまく拾い上げていただきたいなと思いますので、その点についてどうですか。本当にこれはびっくりする数字で、当たり前といえば当たり前かもしれませんが、私はちょっとびっくりしましたので。参事はもう御承知だと思いますけれども、こういったことも御検討の要素としていかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 先ほど、年齢的に余り制限を設けない中で回答を見ると、大体年齢的にバランスしていると、こういう自然的な結果として出ているということをお知らせしましたが、男女比率についても同じような傾向が見られます。

それで22年度アンケート調査で見ますと、大体20代の方についても、全体から申し上げますと、男性が579に対して女性が624というようなことで、全体1,206に対してそうした比率になっております。20代について、男性50に対して女性が68ということで、女性が若干多目でございしますが、こうした傾向はずっと各年代ともに同じような傾向になっております。

アンケートをやる場合に、多い層に対してより多くの指標を求めるようなやり方をいたしますと、非常に分析が非常に難しくなってきました、作為的なものが入るといふふうに考えておりますので、余り条件を設けない中で、そうしたところで補っていかなければいけないものについては、女性団体連絡協議会との懇談とか、そうしたところも意見聴取の中には加えてございまして、そうしたところで補っていきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、また戻りますけれども、先ほど住民の意見ということでパブリックコメントといったことがありました。パブリックコメントは、広く町民の方々に今考えているものをお示しして、期間を区切って御意見を拝聴する制度でありまして、町とか図書館とかホームページ上に資料を閲覧するような形になっていまして、それに対して意見を述べるということでもあります。

地域防災計画においても、吉田町議会で作りました議会基本条例においても、そういったものは、最近ではインフルエンザもそうですね、そういったいろんな計画を作るに当たってやっているんですけども、なかなか御意見が上がってこないというのが実態だと思います。

今回参考資料でつけてありますけれども、1ページ目でありますけれども、今回のこの未来の担い手、京都の若者会議U35ですけれども、これは京都でもありますし、メンバーがそうそうたる方々で、本当に学生とか助教授さんとかNPOとか、バックボーンが違うので一概にはとは思いますが、ただし、ここで参考になるのは、パブコメ部隊という形でやっているわけで、その若者たちがパブコメ出前、パブコメ部隊ということで、いろんな形でいろんなところに出かけていって御意見をいただくという形で、自分たちがボランティアで汗をかきながらやっているということもやっているものですから、何ていうんですかね、こういったことを通じて、自分が今回の計画に携わることによって責任も生じるだろうし、自分たちの子供の世代に将来の吉田町はこういうふうにしてもらいたいということで今、考えてやるということで、すごく参考になるような形になると思うものですから。

ただ、今、どこもやっていますので、うちの町の方法がどうかということではございませんが、こういった手法もあるものですから。先ほどの答弁ですと、そういったものは今、考えていないということでありましたが、ひとつこういった手法でいろんな形で、若者会議でシンポジウムをやってみたり、そういったことでやっているわけですよ。

それで、シンポジウムにおきましては、「どうするねん京都!?次期京都市」という形でざっくりばらんな形で自由な意見を言いながらやるという形で、これをそのままうちの町で吉田町どうするとかそういった形でもいいと思うんですけども、何か今までと違った手法を取り入れていただきたいと思われるんですけども、こういったものも今後27年度に検討していくということでありますので、一つの検討材料としては取り扱っていただけるというか、どうなんでしょうか。

全くうちの町のスケールからロケーションから、そういったものは京都とは違うので難しいよということなのか。やはりこういったことをやはり若手の職員が勉強してやるということは、将来のそういった行政的な手法として、一つのきっかけになると私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 京都市の取り組みにつきましては、少し勉強もさせていただきましたが、取り組みとしては非常にすばらしいものだなというふうに思っ

おります。

この「未来の担い手・若者会議U35」というのは、市長が委嘱をするという委嘱行為が伴っている非常勤の特別職にするというような仕立てだというふうに思いましたが、なおかつ報酬については無報酬ということで規定をした団体になっております。なぜこうしたものになっているかというところを少し想像してみたんですが、どちらかというところ、計画を作るというよりも、計画を実施に移す段階でこの方々に担っていただくというところを非常に重視した若者会議でございますので、そうした手法を用いられてできたのかなというふうに思っております。

こうした手法も決して否定するわけでもなくて、非常にいいものだとは思っておりますが、この京都市という非常に膨大な人口を抱えているところで、この比率を考えた場合に、ほんの一握りの比率でございます。こうしたかかわりを当町で行った場合、同じような構成にすれば、当町の人口比率からいけばかなり多いかかわりということになると思いますけれども、ただ、ここに出られた方々の意見で推進する段階ではいいかもしれませんが、計画をこの人たちの目線を中心にして作っていくというところにおいては、少し検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

こうした若者会議なり、若者のみならず町を活気づけるための手助けをしていただく方々というのは、多ければ多いほどいいわけでございますので、そうしたところで町長としては町づくり機構のようなものも検討していきたいということで、まだ道半ばといえますより、まだ具体的なものは見えてきておりませんが、そうした取り組みを進めていくという考えはずっと持っておりますので、どういう形で出せるかというところで、まだ戸惑っている状況でございます。

そうしたところで、これも一つの案ということで、承りたいというふうに存じます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、京都市は若者会議が全てやっているわけではなくて、市の中で幹事会代表会議、各局の分類別の職員によるワーキンググループ、職員の提案を募集しているという行政サイドの考え方、都市計画審議会という形での審議会、総会があつて、総合委員会、官幹部会があつたりして、それに対して市民も意見も言うということで、京都市未来まちづくり100人とか、1万2,000人の市民アンケート、各種団体ヒアリング、近隣市町のヒアリング等々、シンポジウムもやっています、パブコメもやっていますという形で、吉田町が前回作りました総合計画でやっているようなこともやりながら、プラスでやっているということでもあります。

今、参事の御答弁であった、私からこれだけやれというように言われているようなこととちょっと御答弁が聞こえましたので、そうではなくて、今やっていることはもちろんやっただいて、それ以外にやはりこれからの吉田町を担っていく方々として、そういった意識づけをすれば、その方々が壮年等でだんだん年齢が上がっていくことによって、どんどんいいサイクルが出てくると考えて言っているわけでございますので、京都においてはそういった形でやられていますので、それだけは御承知おきしていただきたいと思います。

そうなりますと、前回の総合計画でもありますけれども、職員の中でもそういった部会を作ってやられているわけであります。課長級以上の地域推進委員会というのもありますけれども、その下部として職員、若手の職員というんですか、各部門ごとの構想を練るような形のワーキング会、計画策定部会ワーキングというのを吉田町でも行っております。

ですから、そういった形であるんですけれども、15日ですか、浜名湖花博が終わるわけでございますけれども、吉田町のブースも見てきましたけれども、非常にきれいですね。花の会の方々が作っていただいて、きれいになっておりました。過去最大の想定よりも3倍以上の方々がお見えになっているという形となっておりますけれども。

残念ながら、過去に吉田町は手を挙げたんですけれども落ちて、その辺は参事は非常に詳しいと思いますが、緑化祭という形になってやっているということで、そのきっかけというのは、そのときの町長が、又聞きだから詳しくないかもしれませんが、若手の職員に、こういう企画があるからみんなで企画を検討して絵を描いてやってみると、それで吉田町でやったらということで手を挙げて、残念ながら浜松には負けてしまったんですけれども、今、あいった県立吉田公園という形で地域に、先日行った「頂」のコンサートも非常に多くの方がお見えになられて、一つの吉田町のメインのスポットになって育ってきているわけです。それまでは、長い年月がかかってきているわけです。その一番最初のきっかけというのは、この中にもいらっしゃるかもしれませんが、そのときの若手職員の方々のプロジェクト、PTですよ、そういったものができているということでありますので、ぜひとも今度第5次のときには、各部門ごとのそういった作業部会ではなくて、やはり今、22歳から35歳の一般職ですね。

これは26年3月31日の推計で実際的人数ですけれども、160名の一般行政職員がいらっしゃいます。その中で、22歳から35歳が67人、約42%。36歳から45歳が60人、37%。46歳から55歳が13人、8.1%、この辺が厳しいものですから、今日参事職を作ってバックアップされているというのも広く知るところでございますけれども、56歳以上が20人ということで。

この22歳から35歳のこれからの吉田町を担うプロパーとして活躍していただくような職員

の方々に、自分たちが携わるであろう今後の総合計画において、どのようなかわりを持たせるか。それは今いる部門の中の仕事ではなくて、この吉田町の全体を見渡すような広いスパンを持った考え方によって、プロジェクト何班かに分かれて、5班ぐらいがいいでしょうけれども、5班ぐらいに分かれて、職級関係なく自由に今後の吉田町はどうあるべきかということをやはり考えて、一つの考え方としてやっぱり提案していくべきではないかと私は考えます。

本当は私が考えるのは、できれば若者会議の中にそういった職員が入って行って、町民の若い人たちと一緒に触れ合うことによって、行政的な考え方でなく、民間的な考え方やいろいろな考え方を吸収することによって、やはりそういった今後の28年度以降の吉田町のあるべき姿というのをやはり考えていただくというのが必要ではないかなと。160人のうちの67人、非常にまだ若手でありますので、そんなに職責もまだないと思いますので、ある程度自由になる時間があるのではないかなと思いますし、頭も固くなっていないだろうし、よろしいかと思うんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 過去における2001年「しずおか緑・花・祭」の経緯についても、その一因、企画というのは、やはりそうした取り組みがございまして、職員の活用という点では非常に好例となったものであるというふうに思っています。

ああした手法を総合計画の策定の中にも取り込んでいくかということですが、今の総合計画の構成をどうするかについても検討しておりまして、従来のような基本構想、それから基本計画、実施計画というものにするのか、京都の場合なんかですと基本計画を持っているというような総合計画の作り方になっておりますが、そうしたものにしていくかも含めて検討しているところでございます。基本構想的なものは持たなければいけないというふうに思っておりますので、そうした中では、職員のみならず町民の皆様方のお考えを集約した形で決めていかなければいけないというふうに思っておりますし、そうした中に職員のさまざまな視点を入れていくというのは、当然やらなければいけないというふうに思っております。

あと、それ以外に期待したいのは、職員についてはそれぞれの分野においてより深く課題も把握しているし、それから将来に対するビジョンも持っているなど知識も持っておりますし、そうしたところで当然各分野の構成を作っていく上では、どうしても主体的に参加をしていただくということにはなりますし、それを越えた形で全体を討議する機会もございますので、そうした中で意見を出せる場は作っていきたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 残り時間もわずかになりましたので、まだ質問したいことはたくさんあるんですけれども、京都以外にも秋田の県のNPOでありますけれども、女性の奥ちひろさんという方が非常に一生懸命頑張って、秋田県下を盛んにしているのがありますし、名古屋においては、高校生、大学生になった任意の学生組織でありますけれども、名古屋わかもの会議、燕市や小布施町は首長さんのトップダウンの中で立ち上げたものであります。

認識しているけれども、今やるべきことではない、最優先ではないという町長からの御答弁をいただきましたけれども、今の津波防災まちづくりの中で、そういった方向性のときだからこそ、そういった方々の意見は欲しいなと思ひまして、今回質問をさせていただきました。

それ以外にも多少ありますけれども、時間もないものですから、最後になります。

先ほど小学校3年生、4年生を活用した「わたしたちの吉田町」という読本があるということがあります。今後総合計画をどういったものを作るかわかりませんが、こういったものになるかもしれないけれども、子供に町のこれからのあり方というものを知ってもらうためには、こういったものもいいのではないかなと思います。

この中で非常にいいのは、この計画に携わった方々の考えというものがこういう形でまた大人からのメッセージとか、市議会の人々のメッセージとか、各部会のメッセージ、携わった方々が自分はどういった思いでこの計画を作ったんですよというものが載っているわけなんですよね。またこれを後で進呈します。無償でいただいたものでありますので。

今後こういった総合計画を作るに当たって、やはりこういったものを見ますと、やっぱり一面に、一番最初に町長の写真があったりして御挨拶というのがあるんですけれども、もちろんそれも必要ですけれども、そういったことよりも、いろんな携わった作った人たちの、それぞれのところの中でこういうふうを考えて作ったんだよというのを教育の中で教え込むというのもよろしいかと思ひますので、教育長と町長に一部ずつ用意いたしましたので、また御参考にしていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田剛士です。

先に通告した津波避難タワーの平常時の利活用についてと地震、津波発生時における避難行動に対する町の施策についての2項目を質問いたします。

まず、本年3月末に15基の津波避難タワーが完成し、町民の命を守る対策の第1段階が目に見える形として示されました。非常時には、一時避難の場として活用されることは言うまでもありませんが、平常時の利活用に関しては、これまで地域住民、自治会等に考えていただくということで、具体的な利活用の方針が示されておられません。お年寄りの中には、自由にタワーに上ることができるということすら知らない方もおりました。

そこで、津波避難タワーの平常時の利活用について以下、質問いたします。

1、津波避難タワー完成記念式典におきまして、川勝県知事が祝辞の中で15基の利活用のコンペティションを行ったらいかがかというような御提案がありましたが、町としての考えはいかがでしょうか。

2、歩道橋型の津波避難タワー以外のタワーについて、タワー下の敷地の利活用として、ベンチやテーブルを配置し、憩いの場として利用できると考えておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

次に、今定例会初日の町長の行政報告にて、津波避難タワー15基の完成は、防災における鉄則である「最善に期待し、最悪に備える」で考えますと、津波が防潮堤で防げるという最善の期待どおりにならず、万が一津波が防潮堤を越えてしまった場合という最悪の想定に備えることができたものと考えておりますと述べられました。その最悪の想定により、津波避難タワーに避難した方々、その後のさらなる避難行動について、避難訓練を含め、町の計画、施策についてお伺いします。

1つ目として、津波避難タワー設置計画当時、タワーには数時間程度避難していただくという考えのもとに、トイレなどの施設は設置しないということでありましたが、避難タワーから他の避難所への移動行動に関する町の避難計画はどのようなものでありますか。

2つ目として、避難時における要援護者に対する施策はどのようになっておりますか。

以上、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 一般質問にお答えする前に、議員の皆様は何度かお話ししたことがあると思いますけれども、議会の定例会は4回ございますけれども……

〔「町長、異議あり。今は一般質問で答弁をお願いしますので、答弁をお願いしたい。答弁ですか。では答弁をお願いします」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 年4回定例会がございますけれども、定例会というものは、ある意味においてこの町の最大のエンターテイメントであると。エンターテイメントというものは、非常にある意味においては楽しく、またわくわくし、そして場合によって沸騰すると、そういうようなものであると。とりわけ一般質問というものはそういうものだと、そんなふうに思っています。

一般質問というものは、ある意味におきまして仕掛けをするのは皆さんでございまして、私はそれに対して答えているわけでございますので、私の答弁というものが町づくりに関して、私の答弁というものを引き出すような、いわば仕掛けづくりというものをぜひとも一般質問においてはしていただきたいと思っております。

今日も傍聴者の方がおりますけれども、今日これが終わってよかったと、そういうふうなぜひとも一般質問の仕掛けづくりというものを議員の皆様にはお願いしたいと思っております。

津波避難タワーの平常時の利活用についての御質問のうち、初めに、津波避難タワー完成記念式典におきまして、川勝県知事が祝辞の中で、15基の利活用のコンペティションを行ったらいかがかという御提案があったが、町としての考えはについてお答えします。

津波避難タワーにつきましては、一般的に、その目的が津波からの一時避難に特化されることや、非常時における安全確保の観点などから、自治体によりましては入り口を施錠するなど、平常時の利用を制限しているところもございます。

そのような中、町としましては、町民の皆様にごろから津波避難タワーを訪れ、なれ親しんでいただくとともに、自然とタワーの位置を把握することができ、地震、津波発生時には迅速な避難行動につながることも期待できることから、15基全てを常時開放しております。

一方、常時開放することにより、利用者に対する一層の安全管理が必要となることから、安全管理に支障のない範囲で、可能な限り利活用を図りたいと考えております。

例えば、健康づくり課では、各タワーを結ぶウォーキングコースの作成を進めており、運動不足の解消や生活習慣病の改善につながるような事業効果も併せて期待できるものであります。また、ラジオ体操や踊りの練習など、各地域での利活用も考えられますので、自治会や町内会の皆様の御意見、御提案もいただきながら引き続き検討してまいります。

次に、歩道橋型の津波避難タワー以外のタワーについて、タワー下の敷地利用として、ベンチやテーブルを設置し、憩いの場として利用できると思うが、町の考えはについてお答えします。

道路上の津波避難タワー6基を除く9基の敷地につきましては、いずれも公園用地、または用地買収による町有地となっております。また、全てのタワーが工作物であることから、一部の舗装部分を除くグレーチング部分の下の敷地に関しましては、ベンチやテーブルを設置することが建築基準法上も可能であります。

しかしながら、タワー本体と同様、敷地も施設の一部として適切な安全管理が求められるとともに、利活用の方法によりましては、実際の津波避難の妨げになってしまう可能性もありますことから、施設本来の用途への影響や安全性の確保などを十分検討した上で利活用を図る必要があると考えております。

いずれにしましても、タワー上の利活用と同様、各地域の実情に合わせた利活用を図っていただくことが最良と考えますので、議員御提案の憩いの場としての利活用等も含めまして、自治会や町内会の皆様に御検討いただきながら調整を進めてまいります。

続きまして、地震、津波発生時における避難行動に対する町の施策についての御質問のうち、初めに、津波避難タワー設置計画当時、タワーには数時間ほど避難していただくという考えのもとにトイレなどの施設は設置しないということであったが、避難タワーから避難所への移動行動に関する町の避難計画はについてお答えします。

町の津波避難計画では、津波警報等の解除により、避難勧告・指示が解除され、津波避難タワーなどから移動できる段階となりましたら、浸水区域外の指定避難所に避難することと指定しております。

現在、町では、浸水区域外に10の避難所を指定しておりますが、各避難所における避難スペースや避難路の状況などを勘案し、どの津波避難タワーからどの避難所に移動するのか、どのような避難経路とするのか等の避難行動の詳細につきまして検討を進めております。

今後、避難行動の詳細がまとまり次第、計画に沿った避難訓練を実施するとともに、各津波避難タワーに避難先を明記した看板等を設置するなど、町民の皆様が避難所まで円滑に行動できるよう必要な対策を講じてまいります。

また、避難所の運営につきましても、避難所運営ゲームや運営訓練などを通じて、自主防災会の皆様に運営方法や役割分担などを再確認していただけるよう支援してまいります。

なお、津波避難タワーへの避難に関しましては、議員御指摘のとおり、現時点では比較的

短時間の避難を想定しておりますが、情報不足による混乱等が生じないように、町からの確な情報発信を行ってまいります。

次に、避難時における要援護者に対する施策はについてお答えいたします。

町では、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報を把握し、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要事項を定め、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、平成23年1月に災害時要援護者避難支援計画を策定いたしました。

一般に、障害等のある要援護者につきましては、自力で避難が可能な方や避難支援の必要性が少ない方も含まれておりますことから、町では、在宅の要援護者を対象として、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的、優先的に進めるため、本人の同意を得て要援護登録の個別計画を作成しております。

その後、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の教訓、課題を受け、国においては平成25年6月に災害対策基本法を改正し、防災対策の全般的見直しを行いました。この法改正により、市町村に対しまして避難行動要支援者名簿の作成を義務づけるとともに、災害に備えて、避難行動要支援者本人からの同意を得られた場合は、平常時から名簿情報を消防、警察、自主防災組織等に提供することが可能となりました。また、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者、その他の者に提供することができることになっております。

一方で、高齢者の見守り体制整備事業として、65歳以上の方の福祉サービス利用状況等を入力し、台帳管理しております高齢者見守り体制整備システムに高齢者の情報以外にも障害者等の個別計画の登録者の情報を併せて入力しております。

いずれにしましても、町や関係防災機関は、さまざまな災害発生に備えて普段から十分な対策を講じておかなければなりません。これにもおのずと限界がありますので、共助であります地域住民の助け合いが、何よりも被害を最小限に抑える大きな力になることは言うまでもございません。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

御答弁ありがとうございました。

まず最初に、平常時の利活用についてでございますが、答弁の中に、健康づくり課のほうでウォーキングコースであるとか、ラジオ体操であるとか、ダンスの練習であるとかということで、常に体を鍛えて、非常時にはそこに逃げられるような形を町民の方に作っていただくということの趣旨はわかります。では、実際、平常時の利用を町内会であるとか自治会であるとかに考えていただくときに、それ以外で平常時に何ができるのかというのがあるんですよ。

その中で、看板というか、注意書きが最近つけてございます。障害のある方、高齢者、妊婦、幼児、けが人等が困っている際は、上がるのを手伝ってあげてください。階段の昇降には十分注意してください。手すりから身を乗り出さないでください。球技、ローラースケート類をしないでください。雷が鳴ったらタワーに上らないでください。デッキ部、階段部からは物を落とさないでください。商品や陳列棚を置いて、販売をしないでください。火気類を使用しないでください。花火、バーベキュー、飲酒をしないでください。大声を出して騒がないでください。落書き、ごみ捨て、破損行為をしないでください。飼い犬にふん尿をさせないでください。皆様の良心的な使い方のおかげでこのタワーをきれいな状態のまま次世代へ引き継ぐことができますという注意書きがあります。この中で考えていきますと、本当はどう使っていくのかな。ラジオ体操であるとかダンスの練習は、これは大声を出して騒がないとかというのに触れないのかなといろいろあるわけですが、その点はどのように考えていますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） さまざまなことが今、書かれております。

うちのほうで今、考えているのは、まず初め、安全ということを考えています。安全に利用していただきたいということで、物を投げたり大声を出したりという話で注意書きを書かせてもらってあります。こういったものの中で利用できるものということで、今考えているのが、ウォーキングとかラジオ体操とかという話をかけさせてもらっているところです。

先ほど今言ったように、大声とか声という話の中で騒音という話があって、大声を出さないという話がありますが、それが該当するかしないかというのはまた検討してもらいますが、うちのほうの考え方としては、そういうものでやっていきたいということでございます。まず第1は安全ということを今、考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番です。

安全対策というのはもちろん、特に横断歩道橋のものに関しては、絶対物を落としたり何

とかというのはできない、それはわかります。でも、公園であるとか、町が買い取った土地にある避難タワーの場合、もうちょっと緩めたらというのはおかしいんですけども、使い方があるのではないかと考えております。

喫緊花火大会がございますよね、これから。そうしたとき、あそこに行って花火を見たいというような方が当然これから出てくると思いますが、そのような方々に対してどのような対策というのか、あそこではただ上がって、ただ立って見ているだけでお願いしますというようなことでされるのか、あそこに町の方が各避難タワーに行って指導されるのか。非常に具体的な話になってくるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 花火大会の関係ですね。見物の関係でございます。

町としましては、同じように開放はしていきたいと考えております。その場合において、安全確保の面がありますよね。先ほど言ったような話ですね。一定のルールを設けて実施していただきたいと思っているんですが、何にしても、今後の主催者、花火大会を主催する主催者、それから当然主催者は、警察との協議をやられて、避難についても話し合いをしていくという話になってきます。そういった中で、どういう形で避難タワー、見物できるかというのも詳細について警察ともちょっと話をさせてもらいながら、今、書かれているもの以外にどういった注意書き、そういうものが必要なのか、今後検討をさせていただきたいと思っています。警察、それから主催者であります実行委員会ですか、それから町が入りまして、避難タワーの利用について検討してまいりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） これから検討というのは当然するんでしょうけれども、時間的に非常に短い中で検討されて、ルールを作って、それをまた告知しなければいけない。町内だけの人間が来るわけではないですよ。そういったところでの告知であるとか、本当に期間を区切ってやっていかないともう間に合わないと思うんですが、その辺のスケジュール的なものは考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 実行委員会のほうを今後どういう形で協議していくかというのは、毎年、それこそ去年も避難についてはどこへ避難するかということで防災課も中に入りまして、計画を作ったようなこともありますので、今年もまたそういう機会を設けていると思いますので、今度は避難タワーができていくという話がありますので、それを含めて実行委員会

との計画の中に私どもが入っていきまして、進めていきたいと思っています。

予定のほうはちょっと今把握していませんので、まことに申しわけありませんが言えませんが、中に入って進めていくということで御了解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 花火につきましては、今回避難タワーができて初めてということで、いろんなことが想定されるわけでございます。

スケジュールにつきましては、7月3日に第2回の実行委員会がございまして、そちらのほうで実行委員ともども話をしているつもりでございます。それ以前に警察、消防と事務局のほうではある程度の打ち合わせをしまして、防災課ともども安全第一ということで、花火大会を実行したいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 対策が後手後手に行っているのではないかなというふうに今、聞いていて思うんですよ。避難タワーができるというのはもうわかっています。もう実際に工事が始まって、見ているもどんどんできてくるのがわかってくる中で、町民の中では、できた次の年の花火はあそこで見られるなとかというのは、十分考えられると思うんです。その中で、今になってばたばたしているというのは、非常に後手に回っていると考えられるんですが、その点をもっと前から、だから避難タワーを活用、活用と言っている中で、そういったこともやっぱり考えてきていたのかなと自分は思っていました。

花火の際災害が起きて、避難タワーへ逃げると考えるものと、あそこにもう大勢の見物人がいるという想定も十分考えられる範囲内のことだと思うんですが、それが今までできてこなかったというのがちょっと不思議だなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） タワーにつきましては、花火大会のときに開放するかどうかというのがまずございまして、その時点では、まだ町としての方針がちょっと決まっておらなかったもので、ちょっとその話はできなかったわけですがけれども、基本的に開放していくということで、安全策について今後進めていきたいと思っています。

また、広報等につきましては、フェイスブック、ホームページも含めまして注意を促していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今、フェイスブックという言葉がでましたが、産業課のほうでフェイスブックを開設されておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 町ということではなくて、広域でフェイスブックをやっておりまして、担当がそこに記事等を随時アップしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 広域というのは、はっきり、自分は全然知らなかったんですけども、広域というのは、何を指して広域のものなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 富士山周辺の観光の協議会でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 了解しました。

とにかく事故のないように、花火に関してもそうなんです、今後そういった何かしらのイベントがあったときに、人があそこに集まってしまうようなことがあったときの対策というものをもう事前、事前に想定をして考えて、対策をお願いしたいと思います。

次に、非常時です。先ほどの答弁の中で、津波の避難をする際に、警報が出てから避難勧告を出してという話がありましたよね。当初、避難タワーには数時間と私は言ったんですけども、確か3時間ということ計画の中で何度も出てきておりました。その3時間というのは、どこからどこまでの3時間なのか。その3時間たった後、どのように避難してそこに集まった方々が動くのかというようなことに関して、余り町として出てきておりませんね。3時間たって、異常がなかったら家に帰っていいのか。その辺のところではわからないところが非常にあると思うんですよ。そのところの説明をいただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 今の議員の御質問でございますが、以前と違いますか、この津波の町づくりを始める前提としまして、吉田町における津波、1,000年に一度の津波被害というものを想定した津波ハザードマップを策定させていただいたところでございますが、そのハザードマップの中にも掲載をさせてもらってございます。

今、議員のおっしゃられる3時間という時間につきましては、津波が発生してから、うちが想定する最大の津波が第1波でございますけれども、地震が発生して津波が起きてから、津波の波がおさまるまでの時間が3時間ということで、津波のハザードマップの中に掲載をさせてもらっております。

そんな中であくまでも津波の波がおさまったといたしましても、防潮堤を乗り越えた波が町内に、まだ波がおさまってもたまっているだろうと。それから、津波によっていろんな漂流物もあるだろうと。土砂、それから漂流物、いろんなものがたまっているだろうということも想定されます。そんな中で、3時間たてばそのまま移動できるかというところは、なかなかそうはいかない場合も考えられます。そういった中で、緊急的に避難をタワーにさせていただいた後に、2次的に避難所に向かっていただく対策につきまして、今後それぞれいろんな条件、場合、パターンを考えながら、今の津波避難計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 一番心配するのは、3時間以上1次避難をして、その後、波が堤防を越えて本当に浸水してしまった後、そこに各避難タワーに500名以上の方が避難していますよね、実際に起きたときに。その方々が一斉に避難地であるとか避難所、先ほど避難所は10カ所あるということなんだけれども、そこにうわっと行くことができるのか。順序よく、アリの行列のごとくだつと行けるのか。それでまた、どこの避難所に、ここのタワーの方はどこの避難所に、こちらのタワーの方はどこということが、災害時にどう情報を与えるのかというのが非常に不安なところがあるんですね、実際。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） まず初めに、津波避難タワーに避難をさせていただいた後に、2次的な場所に移動するというところでございますが、現時点で考えているのは、まず津波避難タワーに避難をさせていただくというところでは、自主防災会単位でばらばらです。町が設定した避難街区の方々がそれぞれの避難街区のタワーに、それから避難施設に避難をさせていただくという形になりますので、自主防災会単位ではばらばらになると思います。

そんな中で、例えばそのタワーに避難をした方が、一同で1カ所の避難場所に避難をするということではなくて、自主防災会単位、例えばどここの自主防災会の方はどここの避難所に行ってください、それから、どここの別の自主防災会の皆様はどここの避難所に行ってくださいというような形で、今度の2次的な避難場所には自主防災会単位で集まっていた

くというような手段はとれないかというふうに考えておりますが、そういった要するに看板類、それから周知ですね、そういったものをタワー上にやっていきたいというふうなことも考えております。例えば、タワー上にAの自主防災会はどここの避難所、Bの自主防災会はどここの避難所というふうに書くことを考えております。

それから、根本的には、タワー上に一時的に避難していただいたときには、安否確認というのはできないと思いますので、2次的な避難場所に行ったときに、自主防災会単位で安否確認をしていただくという形をとりたいと今考えておりますが、そうしたその中でもすぐにそれぞれの指定した場所に行けるかどうかというのも含めまして、一時的にどこかに集まって、それから避難所に行っていただくということも含めてちょっと考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） その伝達方法なんですよ。一時的に集まってもいいんだけど、そこで誰が指揮をとって、そのとき必ず町内会長であるとか、組長さんであるとかがいるとは限らないわけですよ。そういう中で、誰が指揮をそういった情報を得てやるのか。だから、情報をどう発信して、どう受けるのかというシステムですよ。そういったものがないと。もうタワーはできていますので、実践に使うことを考えたときに、そこまでもう考えてあるのかと私は思っていたんだけど、その点は、情報の発信と受ける側のシステムはどう考えておられるのですか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 情報伝達、それから情報収集の問題でございます。

現状で申し上げますと、同報無線区域外ですか、今、情報伝達をする手段はありません。そうした中で、今後、まずこちらからの情報発信としては、同報無線も含めまして、例えばタワー上に各自主防災会にも渡してあるMCA無線を配備するであるとか、防災ラジオを何か所か、幾つかその場所に置くであるとか、子局が倒れても本体が大丈夫であれば防災ラジオが使えますので、そうした情報のツールを例えばそのタワー上に置くとか、あとはMCA無線であれば、うちのほうでも情報の収集ができるというようなことも考えられます。ただ、誰がそういったものを操作するかということは、やっぱり今後ちょっと検討しなければいけないと思っております。

それから、例えば避難をした住民の方々が2次的な場所に移動ができるといった場合は、もちろんうちの職員も支援であるとか消防署も含めて支援に行けるといいますので、そうした中で避難誘導が行えるのではないかというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今の御答弁によりますと、今後、タワー上に新たなそういったものを置く場所を作れるというか、作るというような考えもあるということなんですが、それこそさきの記念式典の中で、古屋大臣も多分似たようなことをおっしゃられたのかなと思うんだけど、タワー上にそういった非常時に使うものを置く施設というか倉庫というか、そういったものも配備しておけばよりよいものになるというように、祝辞の中で確かあったと思うんですが、そのようなものを今後考えていって、そういった倉庫的なものをタワーの上に設置するというのを、では考えているということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） タワー上に倉庫、例えば大きな倉庫というのはやっぱり建てることはできませんが、そういった物が置けるようなボックスであるとか、簡易的なものを含めて、そういった倉庫も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） タワーの設置計画ができて、地元のところにいろいろ説明に行ったときにそのような意見というのは非常にたくさんあったと思うんです。でも、町はそういうものは設置しませんよというような形でもうずっと来て、完成を見たわけなんですけど、実際にできた後に、これはやっぱり欲しいなと。例えば担架であるとか、そういったものがあそここのところにあれば、また次に移動するときにはその担架を使えるとか、そういったことで非常に災害に対して対応ができると思うんですよ。

だから、最初にもう作りませんと言ってしまった後、また今からちょっとできるかもしれないみたいな話だと、せっかく先に町民の方々が御提案されて、やればいいのにとっていたのをそれをやらずに来てしまって、いや、やっぱりできたら欲しいねみたいな話だと、非常にもったいなかったですね。だから、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） まず最初に、津波の避難ということでいきますと、基本的に今、町として想定していますのは、津波が住宅のほうに来たときに命を救うために避難する避難タワーを整備したと。基本的にその津波で浸かっている状態で、そこにいる次の段階を考えるとすれば、そこは救助とか、そういったことも関連してくる状態になると。

一方で、警報とかが出て実際に来なかった場合の運営というのがございます。それから、状況として、タワーに避難していただいた皆様の状態、要は基本的にほかの救助がタワーに避

難できなかった方々の救助とか、いろいろなことも想定されると。

そういったいろんな現象の中で、どうこのタワーを運営するかといったところは、先ほど言った何も警報だけ出て次のところに移れる状態であれば、支障なくいろんな事々が進むわけですね。そうでない最悪のときに、ではどういう状態になっているかというところは、いろんな場面を想定しなければいけないと。

津波タワーを作った昨年度の段階でいきますと、まずそこに避難していただくものをつくったということは、そこから次の避難に至る、津波避難計画というのは、基本的にはその津波避難タワーとか一時避難のところへ行くまでの計画というのを立案しています。そこからは、救助なり避難所の運営とか、そういったことにかかわってくるということになりますので、いろんな場面での想定、時間がたてばたつほどいろんな課題が出てくるということですので、いろんなものに対応して、ではどういう計画を立てればいいのかといったところは、すぐできるようなものでもないし、津波避難タワーの平常時の利用につきましても、先行して吉田町が作っておりますけれども、現段階でそれを活用できているところもほとんど事例的にもございませんので、そういったことを含めて考えていくということであれば、非常に時間もかかるというところは御承知おきいただきながら、今は具体的なものをより考えて、いろんな場面に対応できるように計画をしていくということですので、今さまざまな検討を行っているというところは、前段として御理解いただきたいと思います。

実際、浸かっている状態でいきますと、救助というところが最優先になりますので、その場合に何時間までそこにとどまらなくてはいけないといったところも、いろんな実証を考えなくてはならないと。例えば、情報だけその避難している方々に発すれば最低限のことはできますけれども、ではそれを自治会の方や代表の方が持っていくというルールを決めていた場合に、ではその方がそこへ行くすべとか、いろんなことも想定されますので、ではその人が行けなかったら持っていけないとか、いろんなまた次の課題が出てきますので、そういったことも地域の避難できる状況とか体制とか、そういったものも含めながらちょっと議論をしていかなければいけないと認識しております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 非常に難しい問題だというのはわかります。

でも、ある程度のものをやっぱり示していかないと、町民というのは安心できないのではないですか。いろんな想定があるからこれはなかなか難しいよ、時間がかかりますよといっても進まない。ではいつまでに作るんだと言われたときに、いつまでということはもちろん

言えないと思うんだけど、そのために3.11という東北の震災でいろんなことが、避難所のことであれ、避難のときの話であれ、現実問題としてありますよね。だから、それを参考に、ではこういう想定でこうなる、こういう想定ときはこうなるということはできると思うんですよ。それを、ずっとずっと後回しに、とにかく一時避難で命を守るために作りましたでとまっていたらいけないと思う。その先をもう考えてやっていかないと、安心できないと思います。

では、そこへ逃げた後、あとは救助の問題だから、それはそれでまた別だよと、こういうことというのは、そんな別に縦割りで考えられることではないと思います。今の理事の御答弁だと、完全に縦割りでこのことはこれ、これはこれ、それではちょっと理解できないので、総合的に考えていただいて、マニュアルを作るであるとか、本当に現場に即したことで考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御指摘の趣旨はよくわかります。

非常にこちらの対応としてもはっきり申せないというのが現状でございますが、まず、御理解いただきたいのは、当町としていち早くハザードマップを作って、いち早く浸水区域の皆様方が5分以内に逃げる場所だけはできたということで、そのスピーディーさがゆえに、そこに対する次のフォローというのを、このフォローについては対象となる避難者の個々の事情までを含めた形で作っていかねばいけないわけでございます。そういうところで並行して津波避難計画を作っているということで、今、細部にわたって、避難所はどこにするかと。地震被害の場合の避難所と津波災害の場合の避難所とまた変わってきますので、その津波被害で浸水してしまった状態でどこにどう誘導していくかということは、今、大きな課題になっていまして、それを防災の今まさにその課題を解決するために、どう計画を作っていくかというところがございます。

やはりこうしたものについて、津波タワーができたからこれも一緒にでき上がっていかねばいけないということになりますと、本当に全てが遅い進捗になってまいりますので、これも併せて今行っているというところで、御容赦いただきたいと思うんですが。

それと、防災監から物置をつくるような発言がありましたけれども、あくまでも今の課題にしておりますのは、その避難した先、避難されている方々に対する情報をどう伝えていくかというところを今、最重要の課題の一つというふうに捉えていまして、東北などでも山間部についてはほとんど情報が行かなかったと。そこについては、本当に人海戦術でやったわけですね。当町の場合、そういう地形でもございませぬし、もう少しスピーディーに人による伝達

も可能だろうし、また全体が浸水してしまうような状態のときには、もう自衛隊の救援とか援助をいただくというような措置も当然とっている状態だろうと思いますので、そうしたところを総合的に含めてどういう対策をとるのが一番いいのかということで、一つのパターンではなくて、いろんなシミュレーションの中で対策を講じていくというようなことにしておりますので、非常に情報の出し方として遅いというのは否めないところでございますが、そうした事情がございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） ある程度のことは理解いたしました。

そうした中で、今後、早目にそういったものを作っていて、避難訓練に活用していかないと。本当にただそこに逃げただけでは。現状今やっている避難訓練というのは、避難タワーまで行ってわっと言って終わってしまっている。これでは何も避難にも訓練にもなっていないと思います。そういったことを踏まえて、もっと避難訓練のあり方というのを、これは町がどうのこうの言う問題ではないのかもしれないけれども、自治会であるとか自主防災会で考えなくてはいけないことかもしれないけれども。

幸いなことに、この吉田町というのは、過去にそんなに大きい被害をもたらすような災害というのは起きていないんですね。そういう中で、非常にのんきといたら失礼なんだけれども、災害に対する考え方というのがちょっと甘いところが自分も含めてあると思います。そういう中での避難訓練をいかにやるかというのは、非常に大変なことでもあると思うんだけど、町として、本当に起きたときにはこういうことが起きるんだよということでやらないと、実際大変なことが起きたときに機能しない。それでは本当に困りますので、そういったことも考えていただいて、今後やっていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、要援護者のことなんですが、災害時要援護者支援計画という中で、登録するには手上げ方式みたいな形になっておるわけですが、その中で実際に登録されている方は余りいないのか、なかなか協力が得られないのかわからないんだけど、実数からしたらかなり人数が少ないということを聞いております。その中において、民生委員であるとかそういう方々の協力でいろいろやっているというのは聞いておるわけですが、その中で非常にいろいろ壁がある。それには、個人情報保護であるとかそういった問題で、なかなか突っ込んでいけないところがあるよというのが実際のところだと思います。その中で要支援の名簿づくりに関して、何か対策というものは考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 名簿づくりにつきましては、従来から手上げ方式をやっていたわけですが、町のほうとしましては、独自に作ってございました。今度、法律が一部改正になりました中で、新たにもう少し中身をちょっと濃くしようというのをごさいますして、それにあわせて今、進めているところでございます。ですから、名簿は今、手直しを含めた中でやっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で要支援の方の避難に関してなんですけれども、避難訓練というのを健常の方々と一緒にやるというような機会がこれまでないように思うんですが、実際避難訓練を一般的にやってもそういった方々を連れ出してやるというようなことがこれまで行われていないと思うんですが、その点についてもっとやっていかないと、実際に連れ出してみないとわからないことというのかなりあると思うんですが、そのような避難訓練は今後考えておられるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 防災計画の中にもうたってございませうが、これについてはやっていく方向だという考えでございませう。

特に、町が主催します総合防災訓練、それから地域の地域防災訓練、これにおきましてもこれまでには仮想といいますか、支援者を装ったといいますか、健常者が支援者がわりになってやったケースはありますが、実際に障害者がそれに当たって参加するというのは余りケースがなかったものですから、今後はその辺を計画していきたいと思ひていませう。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 先日テレビでちょっと見たんですけども、障害を持っている方が、軽度の障害、そういう方が集まって、その方々が訓練を自分の家で行って、逆にもっと重度な障害を持った方を助けるような、そういった訓練をやっているというような場面をニュースか何かで見たんですけども、健常者対障害者のことと、では障害者同士自分たちが自助といったらあれなだけですけども、ある程度軽度の方が重度の方を助けるというような、そういったような取り組みというものは考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 障害者の中にもいろいろございまして、身体、知的、精神ということで、御自分で移動ができる方、あるいはできない方、あるいは家族の支えがあってできる方、いろいろございます。

今、おっしゃったのは、ある一定の障害者の中でのお話ではないかと思えますけれども、例えば、施設の中でそういった取り組み等はやっているものと考えていますし、あるいはそういう人たちがいる施設、あるいは学校等においては独自にやっているケースがあります。

町において、それがすぐできるかどうかというのは、非常に平常時の場合ですと、そこにいないというケースもあるということで、なかなかすぐに実現できるかはわかりませんが、その辺はまた検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 多分そのテレビでやったのはどこかの施設内でのことだと思います。でも、そこでそういうことを学んで、家庭に帰ったときに使えるよというような形でやっておられたと思うので、ぜひもっと強力に進めていただいて、自助ということでやっていただければと考えております。

今回は避難タワーについてということでお伺いしたわけなんですけど、避難タワーだけではなくて、今後避難についてもいろいろ町のほうで考えていただいて、本当に安心できる町づくりというものをお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、1 番、増田剛士君の一般質問をが終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 平野 積君

○議長（八木 栄君） 引き続き一般質問を行います。

4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 4番、平野です。

本日は、通告書に従い、吉田町職員の育成についてと題して一般質問をいたします。

私は、三十数年間会社勤めをしております、自分の預かる部署の目的を達成するために、人、物、金、時間、情報とか、そういった資源をいかに有効に配分し、効率的に業務を遂行することが重要であるということを教え込まれてきたわけですが、その中でも、人というのは重要なファクターである。このことは、利益を追求する会社だけではなくて、町民の福祉ということを追求する役場においても同様なことが言えるのではないかなというふうに考えております。

そこで、本日は、役場の重要な資源である人のレベルアップということに関して、どのような考えで進めているのかとか、どのような方法で進めているのかというようなことを明らかにして、人材育成をより有効に進めるべく前向きな議論をしたいというふうに考えております。

では、質問の要旨に従い質問いたします。

吉田町は、平成20年10月に吉田町人材育成基本方針を定めております。そこに記載された目指すべき職員像は、「地方分権の受け皿となり、自律して行動できる職員」であり、その実現のため、次のとおり行動し質の高い行政サービスを提供し続けます。

- 1、意欲的に職務に取り組み、柔軟に実行する職員。
- 2、社会情勢に対する幅広い視野を持ち、社会変化に対応する職員。
- 3、町民の立場に立ち、町民サービスの向上に主体的に取り組む職員。
- 4、効率的な行政運営を心がけ、計画的に職務を遂行する職員。
- 5、地域経営感覚を持ち、町民満足度向上のため、継続的に改善・改革を推進する職員と記載されております。

また、その第4章、「質の高い吉田町職員を育成するために」には、管理職員の強化、人材育成推進体制の整備を掲げ、「人材育成のキーマンとなる管理職員や、人材育成のサポートをする組織の役割がますます重要になります。」とも記載されています。

そこで、以下に質問いたします。

- 1、本年2月20日に行われました全員協議会の総務課資料の吉田町職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例（案）については、改正の要旨として、当町では現在、課長級の職員が平成26年度末に5人、平成27年度末に2人、平成28年度末に4人、平成29年度末に3人の合計14人が定年退職するということが見込まれていると。ちょっと中略いたしますが、このような職員年齢構成による影響が危惧される中、権限移譲に伴う事務の増加や新たな行政課題へ対応する組織力を維持するためには、このような若手管理職員の経験不足をフォローし、知識の伝承及び能力育成を行いながら、行政課題への迅速な対応を図ることができる体制が必要であると記載されています。

吉田町人材育成基本方針では、管理職の強化ということをうたいながら、なぜこのような事態に陥ったのでしょうか。その原因は何であるとお考えでしょうかということ。

2番目といたしまして、町が考える職場内研修、OJTとはいかなるものでしょうか。

3番といたしまして、職場外研修、OffJTのために毎年約800万円の予算を計上しておりますが、その執行率が低くて約50%であると。なぜ、そのような低い執行率が続いているのでしょうかという質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町職員の育成についてのうち、1点目の本年2月20日に行われた全員協議会の総務課資料の吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、改正の要旨として、当町では、現在課長級の職員が平成26年度末に5人、平成27年度末に2人、平成28年度末に4人、平成29年度末に3人の合計14人が定年退職するということが見込まれている。中略。このような職員年齢構成による影響が危惧される中、権限移譲に伴う事務の増加や新たな行政課題へ対応する組織力を維持するためには、このような若手管理職員の経験不足をフォローし、知識の伝承及び能力育成を行いながら、行政課題への迅速な対応を図ることができる体制が必要であると記載されている。吉田町人材育成基本方針では管理職の強化をうたいながら、なぜこのような事態に陥ったのか、その原因はについてお答えします。

当町では、職員の資質向上が町民サービスの向上につながることを基本に据え、職員が全体の奉仕者という基本姿勢に立ち、組織の一員として目指すべき職員像を共有し、その職員像に向かって人材を育成することを目的に、平成20年10月に吉田町行政改革大綱第3次に基づき、吉田町人材育成基本方針を策定いたしました。

この基本方針では、吉田町職員を目指すべき職員像を明確に掲げ、この職員像の実現を図

るべく具体的な5項目の行動指針を掲げております。そして、それぞれの職階ごとに求められる能力領域や職員としての意識を踏まえ、人材育成推進のための4つの視点を有益的に組み合わせながら、人材育成を推進していくことを定めております。

この人材育成を推進していく上で、特に管理職員は、職員の能力開発のニーズを的確に把握し、それぞれの能力や性格に応じた指導を行える立場にあるとともに、その管理職員の取り組む姿勢が職員の意識や職場の雰囲気大きな影響を与えますことから、人材育成を推進していく上で極めて重要な役割を担う職員として位置づけるとともに、組織のキーマンとなる人材としてその自覚を促し、意識啓発を図っていくことを目的に、職場内研修OJTの効果的な進め方や指導方法、解決策等のマネジメント研修を実施することにより、管理職員に不可欠な指導力や統率力を強化していこうとしているものでございます。

このため、町では課長及び課長補佐級職員を対象に、静岡県が実施する市町職員研修及び静岡縣市町振興協会が実施する市町職員広域研修のうち、管理職員向けの特定の研修を受講させることにより、その能力向上に努めております。

まず、課長及び課長補佐級が必ず受講するよう努めている3つの研修を御紹介いたしますと、1つ目は、新たに課長級となった職員が対象となる新任管理職研修であります。

この研修は、管理者としての役割を認識し、必要とされるリーダー像について考えるとともに、組織力を高めるためのノウハウを学び、職場での活用法について理解を深めようとするものであります。

2つ目は、政策形成能力向上講座であります。この講座は、組織の目的設定及びこれを実施するための意思決定に必要となる戦略的思考を習得するとともに、既成概念にとらわれない先見的な考え方を身につけようとするものでございます。

3つ目は、行政の危機管理講座であります。この講座は、行政を進めていく上で管理者に求められる行政の危機管理について認識するとともに、具体的な不測事態対応計画を作成する能力を習得しようとするものでございます。

また、近年では、これら3つの研修に加えて、働く人のやる気の源でありますモチベーションの高揚を主眼とした、部下が生き生きと能力を発揮して、組織としての成果を最大化するための職場づくりの考え方と行動を習得する生き生きとした職場づくり講座や、折衝において、自分が主張するとともに、相手の主張を傾聴、分析した上で理解得る手法を学ぶ実践折衝力強化講座などの新たな受講も積極的に行っているところでございます。

なお、管理職員となる前の一般職の職員につきましても、各職階に求められる能力を身に

つけるためにさまざまな研修の受講を促進しており、近年昇進した課長、課長補佐といった管理職員は、以前と比較し、多くの研修を受講し、その能力の向上に努めている状況でございます。

このように、研修を受講することにより、管理職員としての能力向上を図っているところではございますが、能力の向上は研修を受けただけではすぐに成果があらわれるものではなく、学んだ理論に加えて実務での応用経験を経ることにより、研修で学んだことが身につく、その能力を向上させるものでございます。

また一方では、机上で学ぶことのできない管理職員の実務経験の中でしか身につかない知識、技術というものも存在するものでございます。

このように、当町では、吉田町人材育成基本方針に沿いまして、管理職員の強化を初め、人材育成を図るべく各種施策を展開しているところでございます。

しかしながら、これらの人材育成を進めていく中で、当町に内在する課題もあるわけでございます。議員も御承知のとおり、当町では、昭和50年代半ばから約10年間、職員採用を抑制していた期間があり、この影響で職員の年齢構成に偏りが生じており、ここ数年のうちに昇任する管理職員はこれまでの管理職員と比較しまして、若い職員となることが見込まれております。決して若いことイコール能力が低いということではございませんが、実務経験につきましては、どうしても不足してしまう現実がございます。これまでの管理職員と同様に、昇任前の職階で一定の年数以上を経験してから昇任することが望ましいのは当然であります。経験を積ませるためだけに管理職員の数をむやみにふやすことはできないものでございます。

このため、単に研修を受講するだけでは解決することのできない実務経験の不足という点をフォローし、知識の伝承及び能力育成を行うための一手段としまして、管理職経験豊かな参事職を配置する組織体制を整備し、対応を図っているところでございます。

職員の年齢構成を望ましい形とする場合、職員の多い年齢層の減員調整を行うことは、早期退職制度などを利用することにより実施することが可能であります。中堅職員以上の特定の年齢層を後から増員する調整を行うことはできるものではございません。

このため、町では、これまでも職員の年齢構成に合わせ必要な組織制度の改編を行い、組織力の維持に努めてまいりました。平成20年前後の団塊世代の大量退職に対しましては、機構改革を行い、フラット制の導入による統括の職務拡充により、中堅職員層の育成を図ったほか、再任用制度の活用による技術の伝承など、組織力の維持に努めてまいりました。

職員の年齢構成の偏りにより、一定期間、若手の管理職員が多くなることは避けられませ

んが、機構改革と併せ、引き続き適切な組織体制を構築することにより、これまでの組織力を維持することができるよう努めてまいります。

2点目の、町が考える職場内研修、OJTとはいかなるものかについてお答えします。

地方公務員法第39条では、職員には、その勤務能率の発展及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定をされております。平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化し、今日の行政システムは、地方が自らの考えのもと、行政運営を行う地方分権型に移行をしております。

このような中、行政の執行におきましては、それを担う地方公務員個人の資質や能力が大きく反映されることから、職員に対する研修を通じての能力開発の重要性は、非常に高くなってきております。

職員研修の実施は、任命権者の責務とされておりますが、この研修には、任命権者自らが主催して行う場合のみに限らず、他の機関に委託して行う場合や特定の教育機関への入所を命じる場合も含むものとされております。

研修の方法には、日常実務を離れて、研修機関等において基礎的、または専門的な研修を受けさせる職場外研修と職員の監督者に日常の実務を通じて職員に実務的な研修を行わせる職場内研修の方法がございます。

前者の研修機関等で行われる研修としましては、静岡県が行う市町職員研修、静岡県市町振興協会が行う市町職員広域研修、市町村職員中央研修所で行う研修、民間の機関で行う研修及び視察研修などがございます。

そして、後者の職場内研修がいわゆるOJTといわれる研修となりますが、このOJTには次のような利点があると考えております。

1つ目は、仕事に直接役立つ実践的な知識や技能を習得できること。2つ目は、文章などで客観的に表現できない知識、技能を教育できること。3つ目は、職員一人一人に対して行われる方法であることから、能力、個性及び仕事の必要性に合わせた個別的な教育ができること。4つ目は、職務を通じて訓練が行われるので、時間的にもコスト的にも効率的であるという点がございます。

また、OJTの効果には、知識や技能の伝授といった研修的な意味とは別に、OJTを通じた上司、部下、先輩、後輩のコミュニケーションによる人間関係の構築もあると考えております。この緊密なコミュニケーションによりまして、知識、技術以外に仕事に対する姿勢もあわせて伝わることとなり、精神面で学ぶものも多いと考えております。

一方で欠点としましては、研修効果が上司の部下育成能力、または熱心さに左右されることや、上司が日常業務に追われて、部下を育成する余裕がなくなる場合があるということが挙げられます。また、効果が部下のパイであり、意欲に左右されるということも心配されるものでございます。

O J Tを上手く機能させるためには、上司がO J Tに関する研修を受け、スキルアップすることが大変重要となります。このため、先に述べたとおり、静岡県及び静岡縣市町振興協会が行う研修には、O J Tに関する研修もありますので、それらの研修を受講することにより、管理職員のO J T能力の向上にも努めているところでございます。

3点目の職場外研修、O f f J Tのために毎年約800万円の予算を計上しているが、執行率は約50%である。執行率の低さの原因はについてお答えします。

町では、職員が研修を受けやすい環境を整備するため、平成18年度から希望による派遣制度を準備するとともに、十分な職員研修事業費を計上しております。職員が日々の業務において、自らその必要性を感じ参加する研修の効果は非常に高いものであり、職員が研修参加を希望した際に、予算の計上がなかったことを理由に参加することを断念することがあってはならないものと考えております。

職員研修事業費全体の過去5年間の執行状況を順に申し上げますと、予算額800万円に對しまして、平成20年度は決算が636万2,000円、平成21年度は714万6,000円、平成22年度は400万5,000円、平成23年度は528万5,000円、平成24年度は398万4,000円となっております。直近の平成25年度の執行状況は、269万5,000円と特に少ない執行額となっておりますが、これは海外派遣研修や被災地視察研修といった大規模な研修がなかったためでございます。この職員研修事業費は、職員が研修を受けやすい環境づくりの一環として経常的に確保している予算であり、使い切ることを前提とした予算ではございません。

ちなみに、職員研修のうち、派遣研修への参加人員について申し上げますと、平成17年度の43人に対して、平成18年度は118人、平成19年度は154人、平成20年度は133人、平成21年度は119人、平成22年度は137人、平成23年度は119人、平成24年度は124人、平成25年度は121人となっております。この推移状況を見ますと、職員研修事業費の増額を始めた平成18年度以降、派遣研修の参加者は年平均128人と、それ以前の3倍となる大幅な増加を見せるという、職員研修事業費の確保が職員の研修を受けやすい環境づくりに大きく貢献できたものと考えております。

議員からの御指摘につきましては、各年度により執行率が上下し、大きく不用額が生じる

こともございますが、予算を理由に研修参加を取りやめることがないよう、人材育成の観点からも引き続き職員研修事業費を計上していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。

それでは、先ほどの同僚議員の一般質問のときに、私もしゃべりたいというお話がございましたので。

平成20年度に作成されました吉田町人材育成基本方針が出されて5年たつわけでございますけれども、先ほども挙げましたけれども、目指すべき職員像に対して、現状のレベルとして細かく言えばいろいろあるわけですが、押しなべて言えば、どのくらいに達しているというふうに町長はお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃるとおりでございます。オーケーです。達成していると思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 達成されていると言われると、これはどう質問していいかわからなくなりますけれども、ちょっと。

まず、最初の管理職の教育というところなんですけれども、答弁では、研修は受けているけれども、その役職なりそういうことでの応用力とか実務経験というのが重要であると、それがまだ不足しているというお話で、もう一つは、職員の構成ということもあって、今回参事を設けるというお話になったということなんですけれども、参事の役場庶務規則には、参事への5つの期待感というのがありまして、タスクというのがあります。町長の行う重要政策の決定を補佐し、グループ内の所掌事務に属する長期的な政策を形成し、戦略を立てること。グループ内の課の相互調整及びグループ間の相互調整に関すること。3番目といたしまして、グループ内の課の権限の裁定に関すること。4番目といたしまして、グループ内の管理業務を適切に管理すること。5番目といたしまして、町長の命を受け、関係機関との調整を行うことというふうに記載されておりますけれども、4のグループ内の管理業務を適切に管理することには部下の指導ということも含まれている、その中に人材育成も含まれているという。この人材育成

に関して、参事というものを新設したわけですが、その3人各参事さんがいらっしゃいますが、町長は具体的にどのような人材教育に対しての指示というのを与えているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に参事に対して、実はこの一月の間に全職員に、当然副町長もそうでございますけれども、それぞれ全て所管ごとに集めて、私の考え方について全て十何回教育を行いました。そのときにとりわけ大事なことでありと申し上げたのは、参事が職員に対していわば一番大事なことは、要は、今から先を見るのではなくて、先から今を見る。極端のことを申し上げますと、5年、10年後の時点に自分を置いて、当然5年、10年と時間がありますから、それは当然さまざまな変化がございます。社会構造の変化もでございます。そのような中において、当然それをデータに捉えて、そのデータの先にある10年後から現在を見て政策を形成するような、そういうふうないわばそれぞれの視点を持ってやってもらえたらと、そんなふうに言っております。一番大事なことでありと私は思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その今の答弁には共感いたしますけれども、それが実際に行われているかどうかということに関して質問します。

○J Tですけれども、吉田町行政改革プラン実績報告書の中の人材育成基本方針の推進について伺いたしますが、その中にO J Tを行う項目というのがございます。その具体的取り組み状況というのが、平成23年度と24年度の文章が一緒なんです。そこに書かれているには、新規採用職員には教育係が指名されているが、教育係だけでなく、職場全体でO J Tを実践していくことを総務課長通知で呼びかけたとあります。また、今後の方針には、新規職員採用だけでなく、職場間で必要なことは所属を超えて教え合うことができる職場を形成すると、これも23年、24年一緒です。要するに、この2年間、同じことしか書いていないということに関して言えば、新規採用への教育に対して職場全体でO J Tをやっているのかというと、まだ足りないという認識であろうと。また、職員同士が職場の垣根を越えて教え合うということに対しても、進んでいないというふうに文章からは読み取れますけれども、実際はどうなのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまのO J Tの関係、特に行政改革プランの23年、24年の評価等につきまして今、御質問いただいたところでございますが、やはり人材育成というのは、ここで終わりだというものがございます。当然、継続をしていかなければならないというも

のでございますので、確かにその評価の言葉の文言というものはあるかとは思いますが、こうしたものは継続すべきもので、成果というアウトプットはあくまでも回数しか出てきませんので、いわゆるアウトカムとしての成果というのは、やはり継続して今後ということになってくるかと思っておりますので、今は継続中ということで、中間の評価ということで捉えていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 23年、24年、25年といわば特定の時間を議員のほうからお話しされたので、ちょっと私のほうからつけ加えたいと思っておりますけれども、23年の3月11日に東日本大震災が起きました。今年皆さんに9月に決算について認定を仰ぐわけでございますけれども、そのいわば決算の額が大体180億円に近い数字でございます。と申しますのも、うちの町は大体90億円から100億円の予算で動いていくわけでございますけれども、これだけのものの業務をこなしたというのは、本当に職員がOJTも含めまして、いわばそれだけのことを消化し得る、処理できるそういう能力を持っているという一つの証左ではないかと私はこんなふうに思っています。

23年3月11日からこの町がどれほどのスピードで動いてきたのか、その辺をスピードと業務量を比較考慮していただければ、議員はおわかりではないかと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ただいまのその町長の御発言に関しましては、おいおいまた聞いていきますので。

まず、そのOJT。OJTというのは基本的には計画的に、要するに継続的にやっていくという話だと思うんですけれども、今、継続的にやっていくという観点からすると、23、24は一緒だと、25年度で今年26年度ですが、やっぱりそれは進んでいるという認識を持っているのか、まだまだ発展途上だという認識なのか、そこはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 認識につきましては、現在も継続してございまして、これからもOJTにつきましては、現在についてはどこまでの満足感というのがなかなか言い表せないわけですが、現在は継続していると、いい方向に向かっているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これから、これがちょっと持論なんでありましてけれども、勤める者にとって、少なくとも1日の3分の1は職場にいるわけですよ。だから、その職場で担当している業務に対して関心を持って、気持ちとして楽しく仕事ができるような状況を作り、そういうふう感じてもらう。また、それを感じてもらえば、職場にとっても気持ちよく仕事をするわけだから、アウトプットが増えるというふうを考えて、そういうことを作っていくのが一つのOJTという手法だと思います。

その仕事にどこに関心を持つかに関して言えば、それは人それぞれ違うわけで、それを上司が業務を通じて、この人はこういうところに関心を持ちそうかなと、この人はこうだなと、それをしっかり見出して、部下に対してこういうことではないか、それをその部下に認識してもらって、そうだと、ここおもしろいなと、そういうのをしっかりコミュニケーションをとって、やっていくというのが重要なのではないかというふうに思います。

私は本人のやる気を引き出すための有効な手段だというふうに考えているわけですが、最初の町長の答弁の中でもそういうこととお話がありましたけれども、具体的には、部下と上司とコミュニケーションというのは、どのぐらいしっかりやられているのかということに関してはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、上司と部下とのコミュニケーションでございますが、先ほども議員のほうから3分の1は皆さん一緒にいるということでございますが、まず一つは、具体的なことかちょっと小さくなってしまふのかもしれませんが、一つは朝の朝礼というものがございます。朝礼で当然課長から全課の職員を対象にそこでまず全体的な話をしながら、まず朝のコミュニケーションを図るということ、そこからまず仕事が始まります。

あと、上司のほうは、一応あと褒めるというようなこともあったりとか、ちょっとすみません、本当に具体的なことを言いますと、例えば当課の職員が毎晩遅くまで残業しながら頑張っている中で、新聞報道でもありましたけれども、広報が全国広報コンクールで入賞したと。吉田町が始まって以来というような中で、非常に頑張っているという中で、そうした職員に対しましては、個人もそうでございますが、その課の中でも職員内全ての職員に対しまして、こうしたことをやっているんだということで報告をして、他の職員もそれに感化して、今後やる気を出していくというようなことで、そうしたみんな褒めるというようなことも行っておりますので、具体的にはその課長会議であるとかマイクロ会議も行っておりますので、そうしたコミュニケーションは図られておると思いますし、今後も図られていくものというふうに思っ

ております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その上司、部下のコミュニケーションに関して、ちょっとO f f J Tにも入るんですけども、また吉田町行政改革プランの実績報告のO f f J Tに関して、研修効果を図る項目というのがあります。そこに、具体的な取り組み状況で、研修に参加した受講者から、研修内容の報告を受け、今後の研修派遣の検討を行ったとあります。また、今後の方向性には、引き続き、研修を受けた感想を受講者に聞き、どのような目的で、どのような職員が受けるのに適した研修なのか、次年度の研修派遣への参考にするために把握するというふうに、私からすると、物すごい違和感があるんですよ。要するに、感想を聞きました。次に誰を派遣しようか。要するに研修に来た人が、せっかく研修で行ったわけだから、この研修をいかに仕事に生かすかということを上司と部下が確認し合って、期間を置いてチェックするということが研修に行った極めて重要な有効性を持たすことだと思うんですが、それがちょっと書かれていないというのが、やっぱり物すごい違和感があって、実際はやられているのか、そうではないのかという点ではどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 研修の関係でございしますが、まず、今、前者のほうでアンケートをとって、具体的な研修の内容というものを報告させるということですが、これは復命書というもので行っております。これにつきましては、実際に出た職員が、この研修はどのレベルのがいいのか、本人は当然受講してきていますのであれですが、今後はこのレベルの担当職員が行ったほうがいいのか、あと、この辺の講師がいいとかという情報をそこで今、直の経験をもとにそれを入手するというのが、先ほどプランのほうに書いてあるものでございます。

それから、研修へ行ってきた後の上司と部下の関係のところですが、当然復命を併せて上司に報告をいたします。それと併せて、アンケートを、これは研修の内容によってなんですが実施をしております。上司用のもの、それからあと部下用のものということで、2種類のアンケートをやっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっとよくわからなかったふうな。復命書は出します、出張報告は出します。アンケートを書きます。その中で、それをもとに上司と部下は議論はしているんですよ。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 議論というところまではあれですけども、当然報告でこうしたことがいいということで、協議もしているというように思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） やはりそういう復命書なりアンケートなりを上手く利用して、その人をいかに育てるか。研修に行った効果をいかに大きくするかというのは、その関係でしっかりとやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ちょっと金の話に戻ってしまいますが、O f f J Tのほうですけども、いっぱい予算をつくるから研修率が上がったんだという話がありますが、800万円やってつけて、数百万円、25年あたりは500万円くらい残すわけですよ。そういう効果はあるかもしれない。けれども、毎年同じようなレベルを続けているにもかかわらず、800万円の半分としたら400万円残る。ちょっと多目にしたとしても500万円あればいいか。そうしたら、あと300万円あれば、ほかにもっと町民福祉に貢献するような事業が起こせると思うんだけども、そういう余るとというのが既にわかっている、それを続けているというのは、期待感はあるんでしょうけれども、なぜそれをあえて続けていっているのか。

それで、希望ということなんだけれども、それがなかなか上がらないということに関して、どういう対策を打っているのか。要するに800万円つけるならそれに近づけよう、要するに希望者をもっと増すような、要するに定期的に情報を流しているというのはわかっていますけれども、もっとそれを押し出すような働きというのは、職場全体ではないものなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 確かに予算が800万円ということで、平成25年度二百数十万円執行ということですが、実際に派遣研修は、先ほども答弁のほうをさせていただきましたが、平成17年に比べれば3倍で、職員のほうもこれはあくまでもほとんどが希望制で、職員が希望して行っているものです。昨年度のちょっと低い理由としましては、今回原因の一つとしましては、津波防災まちづくりを現在、昨年も進めておりまして、それとあと保育園の関係で、あわせて非常にタイトな期間の中で、職員をそこに集中しまして事業をやって頑張ってくれました。その関係でなかなか出張というか研修等へ行くというのがなかったのは実態ではございますが、今後も引き続き職員が行けるときに、計画を自分の中でスケジュール調整をしながら、何とか行ける研修については行かせてあげたいというように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 去年に関してははしようがないかという思いはあるわけですよ。けれども、やっぱりそれでも執行率が半分ということに関しては、やっぱり職場としても考えていかなければいけないし、本当に予算として800万円が必要なのかというのがありますね。そこはしっかり考えて、予算立てしていただきたいというふうに考えます。

人材育成全体のことですけれども、人材育成を行うときに重要な観点というのは、今、まさに町長がおっしゃったんですが、将来自分がどのような人材になりたいのかということを確認してもらおうということが挙げられると思いますが、それを考えていく上で職場自体が何を目指しているのか、将来どのような職場にしようとしているのかというのが明確になっているのかというのが一つ、この職場の中で私はこういうことをやっていくんだという、職場の目的とか課の目的とか、その目指す姿というのが今、各課では明確になっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当然人材育成をしていく中では、目標というのは一番大事なものになっています。

トータルの目標につきましては、やはり最終的には、住民福祉の向上のために自分たちは何ができるのか、何をすべきなのかということが一番の大きな目的でございます。

それぞれの課においては、分掌事務、所掌事務がありますので、そのところで何をしていくかという目的が何なのかということだと思いますが、現在今、予算のステップアップシートというのを行政評価の中で行っておるわけですが、こちらのそれぞれの分野ごとの目的がございますので、その目的に沿って、その目標に向かって組織が動くということになるかと思いますが、ただ実態としまして、一つ、組織と総合計画との、何というんですか、一体化といいますか、当然分野が幾つか分かれていますので、同じ課に二つの目的があったりとか複数の目的があるというところがちょっと非常に調整の難しいところがありますが、一応目的が行政評価とその事業分野でできているというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのときに、目標、ステップアップシートのときもいうんですが、その目標というのが基本的には総合計画が基本になっている。やっぱりかなりハードルが高いですよ。もう27年だから来年実現すると言っているんだけど、現実にはかなり高いハードルだと思うんだけど、それを目指してやっているのでは、何か足が地に着いた行動が本当

にできるのか。

例えば、1年でもいいではないですか。本当に目指すのであれば、1年ごとしっかりその課の目標はこうだと、ここまでやるんだという事業でもいいですよ。そういうものをしっかり進めて、これができたのかできないのか、それを踏まえて来年度はどうするんだと、結果的に27年度の総合計画、そういう地道な計画というのをしっかり各課で持ってやっていくというのが必要なのではないかなと思いますので。言ってもなかなかやってくれないので大変ですが。

その人材育成という観点では、人材育成の究極は、私は考える人だと、考える人をいかに育てるかということだと思います。考えるということなんですが、考えるということは結論を出すことだというふうに思っています。結論がなければ、考えたことにならないというふうに思って、要するに考えて結論を出せる人が必要なのではないかなというふうに思っているわけでありましてけれども、その職務のことに関して何をを目指すのかとか、それをどのように達成するのか。また、これをやったときにどのような不都合が発生するのか。それを抑えるにはどうすればいいのかとか、まず考えることがいっぱいあると思うんですが、目の前の仕事に追われていると、仕事をしている気にはなるわけですよ、疲れたと。けれども、本当に今はその中でHOWというか、それは考えると思いますよ。けれども、本当に考えるというのが本当にできているかと。そういう人たちを育てなければならないという大きな命題、仕事もこなさなければいけないけれども、そういう人を育てるという大きな命題があると思うので。

一つの提案なんですけれども、総務課長には釈迦に説法になるかもしれませんが、K T法というのがあるじゃないですか。そのK T法は四つのプロセスから成っていて、S Aと呼ばれる状況把握、そこでは現状の把握と課題を抽出すると、それで何が起きて何をなすべきかというところを分析します。プロセス。また、P Aという問題分析。問題を明確にして、原因を明らかにするという。D Aの決定分析。その目標設定と最終案決定でそれがどういう経緯でこれを決定したのかというのが説明できると。ここで一つ重要なのは、潜在的問題分析、P P Aでリスク想定と対策経過、これをやるんだけれども、これをやったときにどういう問題が起こるんだと、だからそのリスクをしっかり把握するということが重要なことだと思います。K T法に限ることはないんですが、そういう考えをしっかり持って業務に当たっていくというようにできる職員をいかに増していくかということが重要なことではないかと思っています。

過去の答弁を伺っていると、決定はすると、決定分析はあるのかかもしれませんが、結論は話してくれるわけです。ところが、なぜその結論に至ったのかというその答弁は説明不足だ

と思いますし、それは現状分析とか問題の原因分析が足りないのではないかと思います。先ほど同僚議員の一般質問でも、結論を実際にしたときにどういうリスクがあるのかと、津波避難タワーを作った、花火大会はこれから考えると。やっぱりそういうやった以上はもう想定できるわけですから、これをやったらどういう問題が起きるかというような話は、その時点でどんどん早く分析して、早目に対処していくということが必要なのではないかなという思いがあるわけですが、そういうような研修を町としてやっていくというようなことは考えませんかということなんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 町としてというか、一つは、今、O f f J Tの中でそうした形の研修を受けているところがあります。それは、町でやるかということによろしいですか。

こちらにつきましては、今、研修計画の中では庁内の研修に今、出ておりませんので、ここにつきましては、ちょっと検討を中のほうでさせていただきまして、職員人材育成につながるいい研修のほうをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） K T法を宣伝するわけではないんですけども、K T法でいけば、勧めですね、公式教育を受けさせて、帰ってきて、その講師の方が職員の方々に教育を教育していくというようなことができますので、そうすると予算的にも安くおさめることができる。直に親しい人が教えてくれるわけだから、より効果があるのではないかなと思うので、ちょっと考えていただけたらどうかというふうに思っております。

余り時間もないので、先ほどまた吉田町の行政改革プランの中に、提案制度というのがございましてね。そこに書いていることは業務改善シートとか職員の意識啓発を行ったとかということなんですが、具体的に23年から24年、最近どのような提案というのが上がっているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 職員の規定に基づく提案制度につきましては、件数は今出ておりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） やっぱりその考えるということをも身に染みてやっていこうとしたときに、やっぱりそういう改善というのは必要だと思うので、やっぱり自分の仕事をいかに改善していくかというところを考えながら仕事をやっていくというようなことも必要なのではないか

と思うので、しっかりそういうのが出るような雰囲気を作っていたいただければと思います。

もう一つは、今、提案制度というのはちょっと具体的にはよくわかりませんが、個人なのかという思いがあって、それよりも個人ではなくて、グループでやるのはどうかというのをひとつ提案したいと思うんですね。

例えば、1階のカウンターにいらっしゃる方々何名かで今、実際に役場に来て、カウンターでお願いすると、しばらく待ち時間が実際あるわけですね。その待ち時間を有効に過ごしてもらうためにはどうすればいいかというようなことを現場にいる人たちが集まって、議論して、もっとこうしたら待ち時間を有効に有意義に使ってもらえるのではないかということグループで議論して、実際に達成していくというようなことをやれば、やった本人も達成感というのを感じるし、また次に何かやっというふうな気にもなってくる。また、町民の方にとっても、何かちょっと変わったのではないかと、なかなかいい時間を過ごさせてくれるというふうな、要するに町民にとってもいいと、そういう仕組みとか、そういうのを作って、やっぱり一挙両得みたいな形で、その中でやっぱり人材育成していくというふうなことも一つの手ではないかというふうに思うわけですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 1点ちょっと先ほどの追加をさせていただきたいと思いますが、まず提案制度なんですが、例規集の規定に基づく提案はございませんが、現在、この職務的というわけではないですが、若手職員の小グループを含めて、今、勉強会を自主グループが発足しております。その中で、先ほど議員からお話がありましたけれども、グループで改善を提案したらどうかという中で、そのグループ等が実はそれで改善のほうを一応挙げてくれていまして、その成果というか、一つの小さいことかもしれないですが、役場の中のポスターの1階によく張ってあるんですが、そこが余りにもちょっと複雑過ぎるのではないかと、ばらばらではないかというようなことで、今現在、下に1階にポスターのボードがありまして、各課ごとに今、何ていうんですか、大きさを決めて張るスペースができたんですが、それは、その若手職員たちのそのグループからの改善提案ということで挙げてきた成果ということになります。

現在も制度的にはありませんが、具体的な事例というのは幾つか出てきておりまして、その部分については、各職員のほうにそれを全職員のほうには一応こういう改善が出てきたというものが出ておりますので、一応成果としては出ているということで御承知おきください。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 実際はそういう動きがあるということで、それはいいことだなと思う

し、ポスターのことは小さいことを言うけれども、それは結構重要なことで、しっかりやっていけば、それをどんどん広げていけばいいと思うんです。

今、自発的にそれをやっているということもありますが、それをある程度の制度として、それでやっぱりやったら褒めてやるというようなことも考える。強制になるとまたちょっと違うので、難しいところだと思うんですが、役場にとって働いてくださる方というのは宝だというふうに思います。その宝により輝いてもらうということがやっぱり上司としてやっていくことではないかなというふうに思います。楽しく生き生きと仕事に励んでいただいて、町としてアウトプットを増し、町民にとって福祉増強につながるというふうに思いますので、吉田町人材育成基本方針に記載された目指すべき職員像をもう達成されていると困るんですが、それに向けて、さらなる人材育成を図っていただくことを期待して、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時06分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大塚 邦子 君

○議長（八木 栄君） 引き続き一般質問を行います。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は平成26年6月の吉田町議会定例会におきまして、先に通告をしてありますとおり、吉田町第2次男女共同参画プランの取り組みについて、町長並びに教育長に質問いたします。

本日は、行政に関心をお持ちの女性の方々も大勢傍聴して下さっております。我が町の

男女共同参画に関する取り組みや将来像が見えるよう、明確なる御答弁をよろしく願いいたします。

我が国においては、1999年平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、既に15年が経過しております。基本法が制定された背景には、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していかなければならない必要性が生じ、その上で男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ必要な課題となったことがあります。そのため、基本法が制定されたということでございます。

私ごとではありますが、私が吉田町議会議員に立候補し、町議会議員になったのも1999年、男女共同参画社会基本法が制定された年でございました。当時は地方選挙で女性が立候補することに周囲の理解を得るのは容易ではなく、冷ややかな言葉をいただいたことも事実ありましたが、15年経過する中では、徐々にではありますが、男女共同参画社会が時代の要請のごとく浸透してきていることを実感しているところでございます。前置きは以上でございまして、質問に入りたいと思います。

現在、我が町では、平成23年度に制定した第2次吉田町男女共同参画プランについて、指標の見直し並びに計画期間を平成28年度までの6年間とする改訂を行い、「男（ひと）と女（ひと）が支え合い、健やかで活力あるまち」を将来像とする男女共同参画社会の実現を目指して、推進を図ろうとしております。

私は、少子高齢化の進展や社会構造の変化に対応するため、また、地域社会におけるさまざまな課題を解決し、安心して暮らすことのできる町にするためには、男女を問わず多様な人材の発想や能力の活用が必要と考えます。

そこで、以下本プランの取り組みについて、町長並びに教育長の所信をお伺いいたします。

1点目、町管理職の女性登用におけるポジティブ・アクションについての考えはお持ちでしょうか。

2点目、町の各種審議会等への女性登用について、どのような目標を持っていますか。

3点目、ワーク・ライフ・バランスの普及と実現に向けての環境整備についての考えはお持ちですか。

4点目、学校教育における男女の人権尊重、平等の教育について、具体的にどのような取り組みをされていますか。

5点目、男性にとっての男女共同参画推進に向けて取り組みはされていますか。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第2次男女共同参画プランの取り組みについてのうちの1点目の町管理職の女性登用におけるポジティブ・アクションはについてお答えします。

まず、平成25年4月1日現在における県内市町の管理職に占める女性の割合について御紹介をいたしますと、全県35市町の平均値は10.2%、市の平均値は10.5%、町の平均値は6.3%となっております。当町につきましては、課長級職員となりますが、管理職17名に対して女性管理職5名で、実に29.4%と県内市町の中で一番高い割合を誇っております。

私が町長に就任した当時、女性の管理職は1名という少なさでございました。これは女性の能力の問題によるものではなく、長年の慣習によるものでございました。私がかねてから女性の目線や能力を高く評価するものであり、これからの社会におきましては、女性の活用が必要不可欠であると考えておりました。そのため、当町におきましては、女性の処遇改善を図るとともに、女性の能力向上に努めてまいりました。

現在、当町の人事におきましては、指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定するクォーター制は導入しておりませんが、性別に関係なく能力を十分に発揮することができる体制が整っていると自負をしております。そのため、今後につきましても、性別によることなく、個人が個性と能力を十分に発揮することができる職場環境を維持してまいりたいと存じます。

次に、2点目の各種審議会等への女性登用の目標はについてお答えします。

内閣府では、平成15年6月20日開催の男女共同参画推進本部において決定をされました社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするという目標を掲げ、その達成に向けて取り組んでおります。当町では、男女共同参画プラン第2次改訂版におきまして、各種審議会等への女性の登用目標を設定しており、平成25年度における現状値18.7%に対しまして、平成28年度の目標値を25%と設定しております。この数値は、先ほど申し上げました内閣府の掲げている2020年30%を見据えた数値であり、当町といたしましても、2020年までに各種審議会等への女性の登用率が30%以上となるよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、3点目のワーク・ライフ・バランスの普及と実現に向けての環境整備はについてお

答えします。

ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を実現するためには、職場における理解と環境づくりが不可欠であるとともに、男女がともに家事や育児等を行っていくことが重要であると認識しております。そのため、町としましては、企業や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を周知、普及していくとともに、町民ニーズに合った保育サービスや放課後児童クラブ等のさらなる充実を検討するなど、男女がともに家事や保育等に携わることができるような支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の男性にとっての男女共同参画推進に向けた取り組みはについてお答えします。

男女共同参画における課題は、女性、男性の一方だけに起因するものではなく、構造的な部分にあると考えております。そのため、男女共同参画プランに掲げた施策を相対的に進めていくことが最も効果的な男性にとっての男女共同参画推進に向けた取り組みになるものと考えております。

なお、4点目の学校教育における男女の人権尊重、平等の教育の具体的な取り組みはにつきましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） それでは、4点目の学校教育における男女の人権尊重、平等の教育の具体的取り組みはについてお答えします。

小・中学校での男女の人権尊重、平等の教育は、児童・生徒の発達段階に応じて指導しております。服装、言葉の違い、体の発達等の違いなどから、互いを理解する、尊重するといった人権尊重、平等の教育を行っております。

特筆すべきものを挙げますと、小学校1年生及び3年生の学級活動において、男の子、女の子を題材に男女の違いと協力について、4年生の体育の保健では、育ちゆく心と体の単元で男女の成長の違い、心の成長について学習しております。5年生の理科では、人の誕生の仕組みと生命の尊重について、6年生の社会科では、身分制度、市民平等、憲法の理念などを学習しております。同じく6年生の総合的な学習の時間では、男性、女性の区別なく仕事をするができるという職業観を広げる指導をしています。例えば、保育士という一般的には女性の仕事と思われる仕事で活躍する男性保育士を講師として招き、お話を聞くことで職業観を広げ、将来の自分の生き方を考える機会とする学習をしています。また、中学校では3年生

の社会科で、男女共同参画社会について、平等権と共生社会という授業で扱い、男女共同参画社会基本法が成立していった背景から、現代社会のあり方について学んでおります。

このほかにも、男女の人権尊重、平等についての意識を育む取り組みの一例を申し上げます。過去には、さまざまな場面で男性が先、女性が後という事例がございました。例えば、出席番号を作成する場面では、過去には、男性が先、女性が後に作成されておりましたが、現在は男女混合の五十音順に作成されております。また、学級など整列をする場面でも、男女混合で整列するといった事例がございました。

今後、吉田町男女共同参画プランにございますように、学校においては、これまでの社会的、文化的、歴史的に作られてきた性差別を見直すために、人間形成にとって重要な時期にある幼少期から男女平等や男女共同参画の意識を育んでいくことが大変重要でありますので、さらに人権尊重、平等の教育への取り組みを進めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 男女共同参画プランの取り組みについて、町長からあるいはまた教育長から御答弁いただきましてありがとうございます。

少し再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、町の管理職の女性登用について町長から御答弁をいただきました。女性の目線が大事だということで、積極的に女性を管理職に登用されているということでございましたけれども、今の町長になりまして、女性の管理職が増え、今は県内で1位をとっているということでございましたけれども、町長にお伺いしたいんですけれども、町長がそうして女性の目線を行政に生かすというところはよく理解はできるんですけれども、実際この何年間かにおきまして、女性が管理職を担うようになったということで、具体的に町長が感ずるところの効果、あとはさらに期待をされているところがあると思うんですけれども、その点についてお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、議員に訂正というよりも認識を新たにしてもらいたいことがございます。この女性管理職の29.4%ですか、これは全国でトップでございますので。全国の各市町村でですね。これは私が時折参るんですけれども、内閣府に男女共同参画局という局がございまして。この局長は文部省とか厚生労働省から出る方が多いんですけれども、何度かお会い

していろいろ話はするんですけれども、うちの管理職における女性の割合を示すと、うそでしょうとまず言いますね。うそでしょうと。それから、本当ですかという話になりますけれども、我が町の女性が管理職に占める割合というものは、これは県下1番ではありませんので、全国1番でございますので、その点を御認識賜りたいと思っております。

それと同時に、女性の登用というものは、基本的には私よく農業の方々に申し上げるんですけれども、ものをつくるときに、供給でございますよね、農家の方々がいろんな作物を作ります。当然それは市場に出て、買われるわけでございますけれども、買うときに買われる方はほとんどの方が女性です。そうでございますね。そうしたときにまず、作る人は買う方、いわゆる需要者は女性であると。では、女性がどのような食生活をしていますかという場合に、その女性の家庭に子供さんが少ない、小さな子供さんなのか、それともある一定の子供さんなのか、それからおじいさん、おばあさんがいるのか、またその女性の年齢もでございます。そうした場合に、そういうふうな食事を作る際に、どういうふうなところから情報をとってきますかという、いわゆるマスコミだとか情報誌だとか。情報誌はどういう情報誌ですかと、そういうのもずっと考えていくように言っているんですけれども。

そうしたときに、基本的には女性の思考というものが、女性がどのような生活をしようとしているのか、女性はどのような食事の嗜好を持っているのか、そういうふうなところを考えないと、ものは売れませんよと申し上げるんですけれども、基本的には女性というものが、いわば日常生活の大半を占めていると私は思っています。

議員は御承知かもしれませんが、こんな言葉がございます。「大事なことは男が決める。大事でないことは女が決める。大事か大事でないかは女が決める。」、これは、全部女が決めるということですね。そういうふうな女性というものが、基本的には先ほど申し上げたようなことで、いろんな生活においてもさまざまな選択においても、女性の占める位置づけというものは非常に重要なものでございますけれども。

とりわけ行政に関して、地方自治体におきましては、地方分権一括法の制定以来、地方自治体の受け持つ分野というのは、基本的には非常に地域住民の生活に密着した分野、とりわけ子育てであるとか教育であるとか健康づくりであるとか、福祉とかもでございます。そういうものを考えたときに、むしろそれは、男性の目線も非常にマクロには大事でございますけれども、ミクロで申し上げると、むしろ女性のいわば受け取り方、考え方というものが生活に根差しておりますので、非常に大事ではないかと。そうした場合には、むしろその視点とすれば、女性の視点のほうが大事ではないかと、このように考えております。

そして、今、議員がおっしゃられましたように、うちの町は今、後ろにもおりますけれども、女性が多うございます。非常におもしろい現象が登用された女性の管理職の家庭では起きているようでございまして、何が一番おもしろいかというと、名前は申し上げませんが、当然仕事が遅くなりますと、家でいわゆる今までは自分が夕食の支度をしたんだけれども、家族がある部分を担ってくれると、そういうふうな家族の中でいわばワークシェアリングが行われているというようなことを聞きます。いろんな意味で管理職への女性の登用というものは、登用された女性の家庭においても、さまざまな変化というものをある意味においてはいい方向で起こしていると、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 最初の町長の御答弁の中で、吉田町の職場において、女性の能力がさらに発揮できる職場づくりをしていくということで、ポジティブ・アクションと私は町長にお伺いいたしましたけれども、そういういわゆる制度的なものはないけれども、職場環境としては女性が能力を発揮できる環境が整っているよと、またそういう職場環境を整えていくよという御答弁があったんですけれども、それは例えば具体的にはどのようなことを言っておられるのか、御答弁お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 具体的にというのはちょっと私も答えにくいんですがございますけれども、基本的には私の方針であるとか、そういうようなものでございますので、例えば議員が御承知かもしれませんが、中央でもっていわば人事の関係の採用しますと、大体トップ20、上から20番は全部女です。基本的に中央省庁では、女性の人事は女性がする。また、男性も含めて、女性が人事を管理するほうにもどんどん入っています。そういうふうなところもございまして、具体的にどうのこうのということはありませんけれども、単純なことを申し上げれば、世の中の人間の半分は女性でございますし、女性をもっともっと社会に出たほうがいろんな意味で風通しもよくなって、いい政策ができるのではないかと、こんなふうに思っておりますので。とりわけ取り組みとか制度とか、そういうようなことについては余り考えてはおりません。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 先ほど2020年に30%ということがありましたけれども、吉田町は全国の第1位ということで、大変29.4%という数字が断トツ高くなっているということは理解いたしました。

2020年まではまだ少し時間はあるかと思うんですけれども、町長としてはこの2020年の

30%はもうすぐですね、29.4%まで行っているということで。では、この政府の30%は特に意識もせず、吉田町として女性の管理職の登用というのはこれからもっと増えていくということになるんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 役場における人事において、女性があるパーセンテージを、それは女性も男性も基本的に等しく見ますので、女性の能力があればどんどん上に抜擢しますし、また普通にもうどんどん昇進していくようにしております。ただ、これよりも数字は上に上がってくると思います。

問題は、要は私は町長でございますので、職員の人事に関しては専権事項で私は全て人事権を持っておりますけれども、それ以外の例えば自治会であるとか、いろんなところには私のいわゆる権限というのは及びません。

例えば、これは一番目立つというよりも注目しなければならないことは、自治会、いわば地縁団体でございますけれども、地縁団体等に女性のいわば会長であるとか、副会長であるとか、そういうふうな指導的なポジションに女性がついてくると、恐らくいろんなことも変わってくるだろうと思っております。とりわけ地域におけるさまざまな問題というのは生活に非常に密着しておりますので、女性が入ると、いろんな女性の目線によって考え方であるとか事業等もまた変わってくると思っておりますので、本当のことを言うと、後ろにも自治会の方がおりますけれども、ぜひともそういう指導的なポジションに女性の方を登用していただきたいと思っております。

しかしながら、社会慣行が結構ございますので、根強いものがございますので、その点はなかなか難しいということで、むしろこういうふうなところに、女性のいわば登用率を上げてもらうためには、これこそまさにポジティブ・アクションが一番必要ではないかと。まだ私の頭の中にある限りでございますけれども、自治会なんかで女性をそのようなポジティブなところに指導的なところに登用していただければ、単純な話、50万円差し上げますとか100万円差し上げますとか、そういうことも一つの登用のインセンティブとしては考えていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っております。

それと同時に、議会の皆様にもお話し申し上げたいんですけれども、議会の皆様は議会基本条例をつくったものですから、これはもう吉田町が作るんだから物すごいものを作ると思っておりました。議員の半分は女性であるくらい、クォーター制の導入でもあるかと思ったんですけれども、全然そういうことはないものですから非常に落胆をしております。ぜひともそう

いう部分においても、考えていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 私は、地域においても役場のこの体制がいい刺激になったりとか、いい後押しになったりすると思います。実際、女性の管理職、課長がいるわけで、いろいろな町民の方にしろ、自治会の方にしろ、用事があって役場へ行くわけですね。そして、女性の管理職である課長たちが対応してくださるやりとりの中で、それは地域にとってもいい意味で刺激になっていくというふうに思いますので、やっぱり先例を示してほしいというふうに思います。

まだ、県内を見ますと、管理職の女性がゼロというところもございますので、その点こうして議場の課長席のところに女性がいるということは、大変町民にとっても、特に女性にとっても大変弾みがいいと思いますので、ぜひいつも先頭を歩いて行ってほしいと私は思っております。

そして、次に質問を移したいと思います。

各種審議会等への女性登用について御答弁がございました。これについては、こちらのほうは町の女性管理職の割合に比べてやや劣っているようでございます。25年度の4月1日現在で、35市町のうちで22位ということで、18.7%でございました。総数が246人委員がいる中で、女性の委員は46人ということで、少しここは全県の平均23.4%を下回っております。これは25年度の4月1日現在の数字であるというふうにプランのほうに載っておりますけれども、26年の4月1日現在ではどのようになっているのか、総務課長のほうで御答弁いただけますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまの平成25年度におけます各種審議会の女性の人数ということでございますけれども、現在、詳細の資料を持ち合わせておりませんので、パーセンテージのほうは18.7%ということでございますが、すみません、ちょっと数字のほうは今、手元にはございません。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 26年度になりまして、恐らく各種町の審議会委員の構成が変わっているかというふうに思いますけれども、各種審議会のメンバーが出そろっているかというふうに思いますので、またその数字については、まとめておいていただければありがたいと思います。この25年度の4月1日現在の18.7%を超えたか下回ったかというところが、大変気になるところでございますので、ぜひ審議会委員の女性が占める割合というのをふやすように御配慮をし

ていただきたいというふうに思います。

それで、この男女共同参画プランの目標になっております28年度目標値が、25%となっております。ここについて、積極的な女性の登用を進めるということではございますけれども、この審議会委員の中で女性の委員というのはどのように選出をしていくのか。また、その積極的な登用を進めるとは、具体的にどのように進めていくのか。また、この28年度の目標25%というのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 審議会委員の25%でございますが、国からの課題というのは、平成32年度までに30%程度という目標があるわけでございます。

それで、先ほど議員のほうからも基本法の制定の背景についてお話がありましたが、それに加えて、国の国際的な関係の中で、日本は非常に男女共同参画が遅れているという指摘があったこともございまして、それが基本法制定に向けて加速をさせた要因でございます。それも含めまして、日本の国全体がそういう国際的な視点の中で、女性の社会参加というものが大きなテーマになっておりまして、国際会議の中でそれも取り沙汰されるという現状でございますので、国の定めた30%というものについては、何としても達成したいというふうに思っております。

今後、この目標値につきましては、その中で25年度25%、28年度であればその数値を達成できないのであれば、およそ32年の30%は難しいであろうというようなところもありまして、その25%を達成するための方策といたしましては、内部的に審議会であれば、町の中で女性の登用ということもある程度可能な状態がございますので、積極的にそうした取り組みを行っていくという姿勢をもって25%とさせていただいたものでございます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

わかりました。

そして、先ほど町長の答弁の中で、自治会の役員のお話がありました。これもプランの中には課題として上げられていることは確かでございます。関係機関との連携で、住民、自治会、PTA、各種団体、企業と連携し、推進していると書かれているので、そういうことだと思えます。

具体的にこの自治会の役員のことについてどう進めるのかということで、町長は助成金の話もございましたけれども、それはそれとして、今年の2月16日、ここで開催されました第21

回女性フェスティバル、ここでの講師のお話の中で、特に地域の防災体制の構築ということに触れられました。きめ細やかな対処ができるように備えておく必要があるということで、防災活動においても、女性が責任ある立場で参加することの必要性が御指摘されました。自主防災会ということになりますと自治会ということになりますので、このようにやはり女性が防災活動においても、ある一定の責任のある立場で参加していくことは、私も必要だというふうに考えておりますが、その点、町長のお考えとしては、女性フェスティバルにも町長も参加されておりまして、講師のおっしゃっていたきめ細やかな対処をするためには、女性の防災活動の担い手も必要だということについては、我が町でもこれは取り入れることができるでしょうか。お願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、避難所という言葉はだんだん使わなくなってまいりまして、避難支援拠点というんですね。そういうふうな防災に関して、非常に東北の東日本大震災の避難所については、いろいろ問題、とりわけ女性であるとか、障害をお持ちの方であるとか、そういうふうな方からのいわば非常に難しいところが避難所の上にありますので、当然のことながら、やはりまずは女性の方の目線というものが、やっぱり避難所の運営に当然導入しなければならないと、そういうことがございますので、防災の関係については、女性の登用というものは積極的に図ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 今の話ですけれども、やはりそれは中心になってやっていくのは自治会、または自主防災会の組織でございますので、その点をポジティブ・アクションですね、どのように具体的にやはり女性でも問題意識を持って、ぜひお役につく必要があると、つきたいという希望を持っている方もおられるようなんですけれども、そこを背中を押してあげるといえるか、実際にお役に付けるようにするためには、町はどのようにポジティブ・アクションをしていくのかどうかというような考えを防災課長にお伺いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 前年度、指導者養成講座を開催させていただきました。この間ちょっと話をさせてもらいましたが、その中でも女性の方が10名前後おいでになりました。防災士も取られたということもあります。そういった方々が今後、地域の中に入って、先ほど言ったような自主防災活動の中の一員として、そういう会とかそういうものが持てれば一番いいのかなと私は思っています。それで、防災課としてもそれを進めていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次にいきたいわけですがけれども、3番目に私はワーク・ライフ・バランスのことについてお伺ひしました。これは私もたびたび質問させていただいておりますけれども、今、吉田町が子育てに力を入れているということで、すみれ保育園の中に一時預かりサービスを作ったり、あと病後児保育を作ったり、あとは子育て支援センターを作ったりと、そこは町長の子育ての政策というところが色濃く出ていて、それはよろしいかと思うんですけれども。

このプランの中に書かれていることをございますけれども、これは社会福祉課長にお伺ひしたほうがよろしいかと思うんですけれども、22年度のこの保育園などの保育サービスなどが充実していると思う割合というのが出ておりました。平成22年度が30.3%となっております、25年度は空欄でございました。書かれておりませんでした。28年度は47%というふうに書いてありましたけれども、これはどのような計算式というか、どういう目標を持ってこの割合にしたのか教えていただけたらと思います。

○議長（八木 栄君） 大塚議員、あくまでも答弁を求める方は町長なものですから、指名はできませんので、町長のほうから誰々、答弁してくださいということ是可以すると思ひますけれども、そのような形でお願ひしたいと思います。そういう中で答弁される方は挙手してくれればいいと思うんですけれども。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの保育園などの保育サービスが充実していると思う割合というこの指標の設定でございますが、指標の設定をするときに、22年度の30.3%というのは、総合計画の後期基本計画を策定するときに、満足度指標を作れるだけのアンケート調査を行っておりますので、その数字をもって30.3というふうに設定したわけですが、25年度については、そうしたアンケート調査を行っていないということで、28年度であれば、次の計画策定もございますし、指標設定が可能であろうということで、28年に47%という数字を設定したものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） この28年度の47%については、これは満足度100%ではない、何といったらよいのでしょうか。この47%という数字に関しては、このワーク・ライフ・バランスの普及という点においては、吉田町としては、できる限りの数字であるのか、さらにこれはもっと

環境整備を図るといふところの数字なのか。子育てと家庭との両立を望む方も大勢おられますので、最終的には、この目標はどのような位置に占めているのかお答えをしていただけますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 47%という目標値につきましては、あくまでも最低だと思っております。この22年から28年にかけてでございますけれども、本年度からすみれ保育園の運営も始まっておりますし、支援施設等も稼働させていると。その後新たな子ども・子育て支援のあり方等も変わってまいりますし、それに対する学童保育のあり方等々も今後の課題としてあるわけでございますが、そうしたものを達成していけば、現状でも47に近いところにはある中で、さらに高めることは可能であろうというふうに思っておりますので、最低の数字ということで、これは必ずクリアする数字ということで掲げさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

それを聞いて、安心しました。

放課後児童クラブについても、年々入りたい子供さんが増えているというふうにも聞いておりますし、また人口の移動もございまして、特に北区は子供の数も増えているということで、そうした必要性も出てくるのかというふうに考えておりますし、放課後児童クラブについても、やはり共働きの家庭にとっては、6年生においてもやっぱり必要だよという声も伺っておりますので、まだまだニーズのほうはきめ細かく見ていけばあるというふうに思いますので、ぜひ女性が仕事と生活の調和がとれるようなこれからの施策にもお願いしたいというふうに思っております。47%が最低だということで一安心したところでございます。

そして、一つ、男女共同参画社会を吉田町の中で推進していくということではあると思っておりますけれども、現在、女性団体連絡協議会というものがございまして、女性フェスティバルも女性団体連絡協議会の方たちの運営でやられていて、大変充実した中身であるということは私も承知をしておりますが、これから男女共同参画社会の推進を吉田町としてどのように進めていくかということについては、この団体、あるいは新しい団体を作る必要があるのかと、推進体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 女性団体連絡協議会につきましては、非常に

毎年女性フェスティバルという発表の集大成の場を自分たちでお作りになられて、ほとんど自主運営で行政側がサポートする体制で運営していただいておりますので、非常に頼りになるし、男女共同参画を進める核となる団体だというふうに認識をしておりますが、ただ、女性団体連絡協議会というのは、あくまでも女性だけの活動の場ということをずっと歴史的に継続してきておりますので、このあり方についてももう3年ほど前から、女性団体連絡協議会の役員の皆様方に、女性団体ということではなく男女共同参画を進めるような組織に改めることを一緒にやっていただけないでしょうかということをお願いをさせていただいております。

もうその方向に向けてやりましょうというような合意はいただいているわけですが、ただその中でも、今までの女性団体連絡協議会の非常に活発な活動も背景にありますので、そうしたことを引き継ぎながら、どうやって男女共同参画の推進母体へ改めていくかということ、現実的にどのように移行していくかというのを検討している段階でございます。それで、女性だけではなく、男性も、しかも女性団体連絡協議会というのは、団体に所属している方々が、その代表が役員としておいでいただいて、みんなで活動していくというシステムでございますので、個人で活動したいという方は、なかなか入れないわけでございます。そういうところもありまして、団体でも個人でも男性でも、男女共同参画を進める意識を持っていらっしゃる方については、参加していただけるような、そういう組織体を作っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御答弁をいただいたとおり、私もぜひ個人登録もできるような形で、湖西市で、女性団体連絡協議会というのがあったけれども、今はそれは発展的に、何ていうんでしょう、姿、形を変えて、湖新楽の会というふうになって、そしてまた個人登録会員もいいよということで、かなり緩やかで、しかも柔軟な活動がされているというふうに聞いておりますので、吉田町でも、ぜひ男女共同参画の社会推進に向けての取り組みが自発的、自主的にできるような団体の育成のほうを求めたいというふうに思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいというふうに思いますが、当局の考えもそのような考えがあるということがわかりましたので、了解します。

そして、次ですけれども、男性にとっての男女共同参画推進に向けた取り組みについて伺ったところ、そのプランにのっとってやるような趣旨の御答弁をいただきましたけれども、私が思うに、今、実際健康づくり課のほうでやっていることがあると思うんですね。それはた

しか男性向けの料理教室であるとか、あと、昔は出産前のお母さんに対してのお教室があったんですけれども、今、これはパパママ教室ということでやっていると思うんですけれども、その点については今、どんな状況でしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美さん。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課が今、お話がございましたように、パパママ教室、妊婦教室をパパママ教室に変えた。あるいは、これは60歳以上の男性なんですけど、男性のための粋な男の料理教室というものを始めた。

これにはやはり、そういった町の中の背景がございまして、まずパパママ教室なんですけど、非常に昔はおばあちゃんやおじいちゃんが近くにいた。すごく同居だったということで、非常にお母さんの子育てをするのにいろいろ助けてくれるものがあつた。あるいは、今お話がありましたように、女性がそんなにきちんとお仕事をしている人ばかりではなかった。そういう状況から、現在非常に女性が1人で子育てをするにはちょっと難しい環境に世の中が変わってきたというようなことございまして、その辺で健康づくり課では非常に妊婦さんには、メンタルヘルスのチェックも最初にお会いしたときに行うようにもしているんですけれども、ここはもうお父さんの出番だということで、医療機関では出産の時点からお父さんが参加するというのもございまして、そういったものも併せまして行おうということになりました。

町ならではのやり方ということで考えまして実施しているんですが、非常に初産の妊婦さんの夫婦は、ほとんど参加してくれるというくらい、非常に参加率がいいものでございまして、参加していただいたお父さん方には、実際に妊婦さんの体験ということで、お腹の大きくなったような洋服を着ていただいたり、あるいは赤ちゃんをお風呂に入れることをやっていただいたり、おむつをかえていただいたりということをするんですが、こういったものを通して、母性、父性というものを一緒に体験しながら育てていくということが、これが夫婦そろっての子育てに生きまして、子供さんの健やかな成長に結びつくんですね。そういった流れのためにこれは必要だということで、ここがまたそのまま、小学校、保育園とかにつながっていくと思うんですけれども、非常に子供の育てやすい環境を家庭の中に作るということで行っております。これはやはり男女共同ということになるかなとは思っているんですけれども。

もう一つ、粋な男の料理教室につきましては、これはちょっと高齢者対策ということで、背景といたしまして、非常に核家族化で、今まではお姑さんからお嫁さんに引き継がれてきた家事といったものがなかなか難しくなっていて、ひとり暮らしの男性が増えてきたり、

あるいは、奥様もだんだん御主人にいろんなことを覚えてもらわないと、先が心配になってきたりというようなそういった時代背景を見まして、実は男の方にお米をといで、御飯を炊いて、難しい料理はしなくていいから、自分の健康を管理できるような食材の選び方、簡単な調理の仕方、口に入れるものの選び方とかいろいろを覚えていただくということからスタートをしたものなんですけど、いざ始めてみましたら、なかなか男性は凝ったことのお好きな方も多くて、非常に料理人のような方も出てきているんですけども、もともとにはそういった趣旨がございます。

現在も粋な男の料理教室を行っておりますが、そういった基本的なことだけではなくて、中には男性の方は、これを少し自分だけのものではなくて、食生活推進協議会等の活動に参加をしたりして、地域の中で女性、男性関係なく、食育の活動をしてくださるといような方も少しずつ現れたりしてきております。

このような活動になるんですけども、健康づくり課といたしましては、これを通じまして、非常にいいことがあるなど。男性が食育、家事に参加することで非常にいいなと思うことはもう一つございまして、生活習慣病の予防に、今までですと奥さんやお嫁さんが作ってくれるものだからという指導の場面でお返事をくださる方が多かったですけど、御自分で食材を選べる、自分で作れるというふうになりますと、自分で自分の食事の健康管理ができる。非常に前向きな考え方としてはいいことだなというふうにも思っております。

いろんな面を考えまして、これからも事業については進めてまいりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

最後に、2分しかないな、教育長にお伺いしたいと思うんですけども、私が1分しゃべるので、1分をお願いしたいと。すみません。

男女共同参画の中学生の指導ということで、教育ということでやっていただいておりますけれども、国際理解を進めていますよね。世間が広い外国に対する広い視野も持っていなければいけないという今の子供たちにおいては、男女共同参画、あるいは人権の問題について、外国の理解と併せて何か取り組みたいことはございますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 国際理解教育という視点で御質問いただいたと思いますが、今まで出てきました人権教育も国際理解教育も、共通するところは自分を大切に、相手も思いやるというふうなところかなというふうに理解しております。特に日本の文化を理解して、こ

ういう文化を尊重していくというようなところが起点になるかなというふうに思います。

町内の学校でも、外国人児童・生徒もたくさんいる学校もあります。そういったところでは、グローバル教室というのを設けて、日本語の指導とともに、彼らの文化とか、そういうものを理解するというような教育を進めております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番。

男女共同参画の取り組みについて、町の取り組み状況を伺うことができました。ますますもって女性も男性も、ともに参加できるようによろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きますして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内 均です。

私は、先に通告してあります産業振興とふるさと納税についてお聞きいたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画、第5章、産業振興「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」があります。

漁業においては、ウナギ、シラスの産地としてのブランドイメージが形成され、多くの人でにぎわい、漁業の振興が図られている町が目標になっています。

また、吉田町のウナギのブランドイメージの定着とともに、より付加価値を高めた販売方法、販路が求められています。商工業の分野では、「新たな事業や商品・サービスの開発が行われるまち」が目標に挙げられており、それらには町の活性化や人材の育成が求められています。我が町には、多くの人材と多種にわたる食品や製品など、特産品が多数あります。それらを支援し、町の活性化と特産物や購入品等、各地域のお礼の品をもらえるような一つの仕組みを持っているものが、第1次安倍内閣のときに総務省が制度化したふるさと納税であります。

寄附金を町の施策である子ども・子育て支援制度などの健康、福祉、生活環境、都市整備、産業振興とか津波防災まちづくり事業など、いろいろな施策に限定して活用しようとしている

制度でもあります。

現在は、インターネットの時代です。インターネットによる通信販売が大きな販路となっています。多くを利用して、吉田町を全国に発信することや町を元気づけることができるのではないかと考え、以下質問します。

1、第4次吉田町総合計画後期基本計画は、2011年から2015年の目標です。2015年まであと1年です。どのような成果、評価をしようとしていますか。

問い1の理由は何ですか。

これからの計画はありますか。

4、町は、ふるさと納税制度を利用して、町の活性化や施策の強化を図る計画を持ちませんか。

以上、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 産業振興とふるさと納税についての御質問の第1点目、第4次吉田町総合計画後期基本計画は2011年から2015年の目標で、2015年まであと1年です。産業振興に対してどのような成果があり、どのように評価しようとしていますか。2点目の、1点目の理由は何ですか、3点目の、これからの計画はありますかの3点につきまして、併せてお答えいたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画は、近年の急激に変化し続ける社会情勢の中で、時代とともに変化する住民ニーズに応えるため、施策の再構築を行い、基本構想に掲げた町づくりの基本理念及び将来都市像を具現化するための長期的な行政指針として平成13年度に制定をいたしました。

第5章にございます産業振興につきましては、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を基本構想として掲げ、第1節、地域産業を育成・支援するでは、農業、漁業、商工業、観光の四つの分野、第2節、新産業を育成・支援するでは、新産業、企業誘致の二つの分野、第3節、就業対策を充実するでは、就業対策の一つの分野としております。

それぞれの分野におきましては、現状値と目標値を設定しました成果目標を示し、現状と課題を整理して、目指す状態に近づくための施策を講じております。

初めに、産業振興の第1節、地域産業を育成・支援する分野の1、農業では、「特色ある

農業の振興が図られ、農業経営が安定・持続しているまち」を目標としております。

農業経営の安定化促進施策につきましては、現在、町内に4名のエコファーマーがおり、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料と農薬軽減技術を組み合わせて農業生産を行う環境保全型農業に取り組んでおります。このほか、農村女性による企業活動として、農協婦人部なでしこ会による小山城楽市への出店や朝市の開催、農業経営振興会女性部による地場産品を扱った食事会の開催を通して、学校給食の地元産品の導入を図り、食育や消費拡大を目指した地産地消の推進に寄与しております。

担い手加工対策の推進施策につきましては、昨年の11月から非農家出身者を地域農業の担い手として育成する「がんばる新農業人支援事業」におきまして、新規就農実践研修生として2名を県内外から受け入れ、町内の受け入れ農家におきまして、1年間の技術営農指導研修を行っているところでございます。少しずつではございますが、当町で就農を目指している意欲のある若者が育ち始めているところであり、彼らには近い将来、認定農業者として地域の中心となる経営体となつていただき、こうした担い手農地の集積を促進し、農業生産の維持、発展を図ってまいります。

次に、農業生産基盤の保全活動施策につきましては、平成24年度並びに25年度に農林水産省関東農政局大井川用水の農業水利事業所による用水路改修工事が、有料農地である吉田田んぼ内の吉田12号及び13号水路において行われ、通水路の安定確保や円滑な消火活動に向けた防火ゲート新設による防火用水機能の充実など、適正な維持管理の度合いが向上し、営農や担い手への農地流動化の推進に貢献をしております。

耕作放棄地の解消施策につきましては、広報などによる情報発信や農地パトロールの実施、耕作放棄地主の意向調査や担い手農家へのあっせんを推進し、耕作放棄地の解消に努めた結果、これまで約10ヘクタールの解消に至っております。残存している耕作放棄地の解消に向けましては、引き続き現地踏査及び是正指導などを行うとともに、農地の貸し手と借り手の橋渡し役を担うハイナン農業協同組合や県農地中間管理機構と連携を図りながら、情報を共有し、農地の担い手となる認定農業者とその後継者、新規就農者、農業生産法人など、規模拡大を目指す個人や団体にあっせん及び集積を促し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、農業委員各位の御協力も賜りながら努めてまいります。

そして、既に農業委員会では、耕作放棄地対策としまして、遊休農地解消対策実行委員会を立ち上げ、北区に日の出農園を設け、一般利用者に開放しております。

T P Pや高齢化等による後継者問題など、農業を取り巻く環境は厳しいものがございます

が、今後も水稻や裏作としてのレタスを中心とした営農類型を基本に、6次産業化に向けた可能性を関係団体と連携して、研究、検討してまいります。

次に、分野の2、漁業におきましては、「『うなぎ』と『しらす』の産地としてのブランドイメージが形成され、多くの人でにぎわい、漁業の振興が図られているまち」を目標としております。

目標の達成に向けましては、ウナギ、シラスのブランドイメージ、発信力の強化、漁業基盤の整備促進、漁業経営の近代化促進の三つの施策を講じ、それぞれに吉田のウナギ、シラスが安定供給をされ、生産、加工、流通の連携が強化されることにより、付加価値を高めた地域ブランドとして情報発信され、それを求める人でにぎわっていること、漁港や漁業、水産加工関連施設、集客施設を整備することにより、沿岸漁業、観光漁業の振興が図られるとともに、つくり育てる漁業が進んでいること、漁業組合の合併に伴う合理化が進むことにより、経営体質が強化されるとともに、意欲ある漁業の担い手が増えていることを5年後の姿として見据えております。

当町は恵まれた自然条件により、古くから沿岸漁業とウナギの養殖が営まれてまいりましたが、昨今は資源の減少や魚価の低迷、原油価格の上昇から、厳しい経営環境にあり、また首都圏では、従来から吉田のウナギのブランドイメージが定着しておりますが、より付加価値を高めた販売方法、販路が求められております。

このような状況の中、ウナギ、シラスのブランドイメージ、発信力の強化としましては、これまでありましたよくばりマップに加えて、平成24年度にウナギとシラスに特化したうなぎ・しらすマップを作成し、現在では町内約30カ所の店舗、公共施設等に配布しているほか、ノベルティグッズとしてシラスなどの特産品を写した用紙の入ったポケットティッシュをつくり、特産品の知名度アップ及び特産品を使った料理のレシピの紹介により、消費促進を図っております。

また、吉田のシラスPRや消費拡大などを目的に、吉田町漁業協同組合、現在の南駿河湾漁業協同組合吉田支所が平成23年度から始めましたシラスマーケットも大盛況で、町内外から大変多くの来場者が会場であります吉田漁港を訪れており、町内で行われているイベントとして、地域に定着してきたと感じているところでございます。

ふだんではなかなか手に入らない新鮮で採りたての生シラスを中心に、釜揚げシラス、ちりめん等の商品を初め、地場海産物や地場農産物を安価で提供し、特産品の知名度向上と地産地消の消費拡大及び底辺の拡大を図っていただいております。

なお、今年も9月上旬に第4回シラスマーケットを開催する予定と聞いております。

ちなみに、南駿河湾漁業協同組合吉田支所の年度別シラス水揚げ量におきましては、平成23年度は約1,439トン、平成24年度は約1,621トン、平成25年度は1,047トンと、ここ数年は1,000トン以上と漁獲量は安定しております。今年度に入りましても4月と5月は合わせて691トンと、例年に比べても豊漁となっている状況でございます。

一方、ウナギに関しましては、昨今のシラスウナギの不漁による原材料の高騰や円安の影響による燃料費の高騰に加え、産地偽造問題により、非常に厳しい状況下ではございますが、昨年末ごろから九州や台湾でシラスウナギの漁獲量が増加し、県内でも、昨年12月から今年4月までの漁獲量が、5年ぶりに1,000キログラム台を回復したことから、ここ数年続いておりましたウナギの価格高騰も落ち着くことが期待できます。

先ほども申し上げましたが、ウナギを使った料理のレシピを初め、町内の飲食店や加工販売店を紹介しているうなぎ・しらすマップ及びノベルティグッズなどを活用しながら、今後におきましても、吉田町はウナギの特産地だということを発信してまいります。

漁業基盤の整備促進につきましては、平成13年度に策定しました水産基盤整備事業計画等に基づき、老朽化している岸壁や護岸等の漁港施設の整備や航路浚渫、安全施設の設置等を実施しており、安全で安心できる水産物の安定供給及び良好な漁港環境の保持ができていますと考えます。

漁業経営の近代化促進につきましては、平成25年1月に吉田町漁業協同組合を初め、牧之原市と御前崎市の三つの漁業協同組合が合併し、新たに南駿河湾漁業協同組合が発足いたしました。これによりまして、吉田漁港がシラス専門の市場になり、水揚げ量が増加するなど、さらに活気あふれる状況になったとともに、業務体系を集約して合理化に取り組むなど、経営体質が強化されたところであります。

今後、吉田漁港及びその周辺におきましては、引き続き漁港施設の機能保全事業に取り組んでいくと同時に、南海トラフ巨大地震等に備えて、防波堤を初めとする漁港施設や津波堤等の海岸保全施設の強化をできる限り早急に進め、漁港背後地の住民や企業の皆さんのさらなる安全・安心を確保するとともに、漁業従事者の漁業経営の安定や企業の生産活動を守ることを再優先とした津波防災まちづくり事業を実施してまいります。

さらに、分野の3、商工業につきましては、大手企業による従業員の賃上げや雇用の拡大など、景気回復への期待が高まりつつありますが、地域経済の中心である中小企業をめぐる経営環境は依然厳しい状況でございます。

当町の事業所数は、平成18年1,375、平成21年1,379、平成24年1,280と、リーマンショック以降減少傾向に推移をしております。近年では、サービス業を中心に新規開業者がいる一方で、製造業等の小規模事業者では廃業する事業者もあり、経営改善に関する相談内容も多い状況であると聞いております。

町は、こうした町内中小企業者の設備投資等の資金調達の円滑化を図るため、取扱金融機関から資金の貸付けを受けた町内中小企業者が支払うことになる利子に対しまして、小口資金及び短期経営改善資金等の利子助成制度を設け、事業資金の低利融資や利子助成を行っており、中小企業の経営の安定及び健全な発展を支援しているところでございます。

また、新商品を中心とした販路拡大への取り組み等につきましては、地域資源の活用、農商工連携と新たなチャレンジへの支援を目的としました吉田町産業振興事業費補助金を御活用いただき、商工業、サービス業の振興が図られることを期待しております。

次に、分野の4、観光についてでございますが、「多くの人でにぎわい、楽しく過ごせるまち」を目指す状態としております。富士山の世界文化遺産登録や伊豆半島ジオパーク構想、南アルプスユネスコエコパーク等により、今後富士山静岡空港の利用者、県内の観光交流客数の増加が予想されます。

町としましても、小山城周辺や吉田公園などの既存の観光資源の魅力を高めるとともに、津波避難タワーを利用した政策観光等、従来の観光資源にとらわれない新しい観光を取り入れ、交流人口を増加させ、地域経済の波及効果を高めていくことが重要であると考えております。

現在の取り組みとしまして、既存の観光資源である小山城に付加価値を高めるため、平成24年度より、3月下旬から4月下旬にかけて小山城及び能満寺山公園の夜桜ライトアップを実施していることにより、知名度がアップしてきたものと考えております。

先月行われました凧揚げ祭りでは、南駿河湾漁業協同組合女性部の皆さんの御協力を得まして、シラスのお吸い物の無料配布を初めて試みまして、長蛇の列ができるなど、来場者の皆様に大変好評でありましたので、吉田のシラスを十分にPRできたものと実感しております。

こうした新しいアイデアを取り入れることにより、イベントの魅力も高まっております。また、観光客を取り込む施設整備を促進するため、吉田町魅力創造委員会の皆様と協力し、引き続き地場産品の直売所や、それらを活用したメニューを提供する食堂等、にぎわいの拠点となる施設整備の実現に向けて取り組んでおります。

観光PRの推進におきましては、町ホームページ、新聞、ラジオ、フリーペーパーに加えて、周辺市町と広域連携したフェイスブックを活用しての積極的な情報発信を行っております。

また、外国人観光客に対応するため、よくばりマップ英語版、中国語版を作成し、富士山静岡空港就航先での観光キャンペーンに参加するとともに、海外のメディア招聘事業への参加など、広域観光として周辺市町と連携をとりながら、対外的なPRに努めております。

次に、第2節新産業を育成・支援するの分野1新産業、分野2企業誘致についてでございますが、町の活性化を維持するためには、町内企業の育成はもとより、町外企業の積極的な誘致を行うとともに、既存産業に加えて時代のニーズに適合した新しい産業を育成・支援していくことが重要であると考えております。しかしながら、東日本大震災の影響は大きく、企業からの引き合いはあるものの、最終的な企業立地にはなかなか結びつかない状況でございます。東日本大震災以前にこの町に担保されておりました安全が失われた今、1,000年に一度の大津波に耐え得るハード面の整備をスピード感を持って進め、企業の皆様が新規投資を含めて、安心して生産活動を営むことを可能にする環境整備を一日も早く完成させ、現在の生産活動を守るとともに、起業家支援や企業誘致活動の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、沿岸域におきまして、持続的発展が可能な町を目指して進めております内陸のフロンティアを開く取り組みとして、物資供給拠点事業、企業活動維持支援事業の2事業でございますが、企業活動維持支援事業につきましては、津波浸水想定区域から移転する企業及び新規誘致企業の受け皿を確保することが目的であり、現在、農業地区区域の除外に向けて、国・県との調整を行っております。

人口減少や少子高齢化が進行していく中で、町の活力を維持し高めていくためにも、企業誘致は欠かせないものとなっておりますので、企業に対する支援策として補助金制度創設の検討を行い、企業立地を促し、地域の産業経済雇用の活性化を図ってまいります。

第3節企業活動を充実するものの分野1就業対策についてでございますが、「労働福祉が充実し、雇用機会が創出された働きやすいまち」を目指す状態と掲げまして、一つの施策を実施しているところでございます。一つ目の労働福祉の充実としましては、就労者による共済給付、福利厚生があると安定的に運営されることにより、住民が安心して働いていること。二つ目の労働環境の充実としましては、関係機関が緊密に連携し、情報提供や相談体制が充実することにより、雇用の場や機会が創出され、住民が働きやすい環境で働いていることを5年後の姿として各事業を実施しております。

就労者福祉の向上及び文化、教育、スポーツ活動の推進を図ることを目的に、榛南地区労

働者福祉協議会を支援することにより、勤労者やその家族に対する福祉の向上及び文化教育活動などの充実に資することができたものと考えられます。

また、中小企業より商店等で働いている労働者の福利厚生を充実させるため、榛南地区勤労者共済会の運営にも支援をさせていただいているところでございます。成果としましては、勤労者の福利厚生が図られたことにより、豊かな暮らしの実現はもちろん、富士山静岡空港や公共施設などの利用促進にもつながっており、地域社会の活性化に寄与することができているものと考えております。

さらに、雇用促進対策事業におきましては、職業訓練法人榛南職業訓練協会の運営について支援を行うことで、有能な技能労働者を養成し、建築技術者の育成ができていくほか、厳しい雇用情勢が続く中ではありますが、町としましては、ハローワークと連携しながら求人情報の提供を行うほか、町内の学校を訪問し、学校側の就職に関する情報の聞き取りや相談、行政からの情報提供を行うなど、就業促進を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、引き続き榛南地区労働者福祉協議会、榛南地区勤労者共済会等の支援をさせていただき、中小企業を応援してまいります。

また、ハローワークに協力を依頼し、就職相談会等の開催をするなど、さらなる就業の促進を図ってまいります。

次に、4点目の御質問でありますふるさと納税制度を利用して、町の活性化や施策の強化を図る計画を持ちませんかについてお答えします。

ふるさと寄附金制度、いわゆるふるさと納税は、自分が生まれ育った故郷、応援したいと考えている地方公共団体に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度で、平成24年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により開始されたものでございます。当町では、本制度が単なる納税ではなく寄附金であること、また生まれ育ったふるさとを思う気持ちや当町を応援したいという気持ちに鑑み、名称を「ふるさとよしだ寄附金」と命名し、ホームページや広報よしだを活用したPRを行っているところでございます。

平成25年度末時点での内容を披瀝させていただきますと、吉田町を応援してくださる皆様から総額で471万5,000円の御寄附を賜りました。この御寄附は、寄附者の意思を尊重した事業へ充当させていただくとともに、寄附者には当町の近況をお知らせするために、広報よしだを1年間郵送させていただいております。

当町が考えるふるさと納税は、寄附者の御厚志に感謝し、賜りました御寄附を財源の一部

とした誇れる町づくりをしていくことだと考えております。

なお、全国に目を向ければ、過度なPRや寄附額に応じた特産品などを寄附者にお渡しするというような事例が散見されますが、本制度の趣旨を顧みれば、こうした状況は決して好ましい姿とは言えないように感じております。

当町といたしましては、ふるさと納税はあくまでも納税に沿った形であることを第1に考え、慎重に対応したいと考えておりますので、現在のところ、本制度を利用した町の活性化や施策の強化を図るようなことは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 大変細かくありがとうございました。

一番最後の問題で、ふるさと納税のことについてちょっと時間が恐らくないでしょうから聞きたいと思うんですけども、今の町長の御答弁では、考えていないと明確な答えが出ました。ただ、ここに静岡県の場合もあるんですね。静岡県では、ホームページを開きますと、新たに税を納めるのではなく、個人が貢献したいと思う都道府県や市町村に行く寄附のことであり、ふるさとに定義はなく、出身地以外にもお世話になったふるさとやこれから応援したいふるさとなど、各自が思うふるさとを自由に選ぶことができます。総務省の発表した計画に沿ったものです。個人が任意の都道府県や市町村に寄附をした場合には、一定限度の金額が寄附した方の所得税や個人住民税が住民税から控除されます。これは静岡県のホームページです。

中日新聞では、浜松ふるさと納税を取り上げています。お礼の品については、浜松市の税務担当部長は、地元産品を進呈することは、全国に市のよい品物を知ってもらい、消費拡大につなげる絶好の機会と述べています。

第1次安倍内閣で制定したふるさと納税制度というのは、日本中多くの自治体が利用していますが、吉田町へはないという多くの自治体に対するその吉田町の思い、考え方というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまのふるさと納税制度に関する当町の考え方でございますが、もともとふるさと納税というのは、国において平成19年度10月にふるさと納税研究会が置かれまして、その中で議論をされております。当時の菅総務大臣、現在の官房長官でございますが、この方が提唱されたということから始まっておりまして、もともと

当時の菅総務大臣がおっしゃっておられたのは、そのまま報告書の中から読ませていただきますが、「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機会に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方公共団体は税収を得るが、彼らを育んだ『ふるさと』の地方団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか、という問題提起である。」ということです。

これは、議員もおっしゃられた中にもございました。こうしたものが発端となって、ふるさと納税制度というのは始まったところですが、その同じ研究会の中で、今の状態を想像した議論がなされておりまして、この中で、寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高所得者で過去に居住していた者などに対して個別、直接的な誘導活動を強く行うなど、ふるさと納税制度を乱用するおそれの懸念もあると。過度な乱用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあったと。しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって、直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられると。各地方団体の良識ある行動を強く期待するものであるということで結んであります。

まさに、ふるさと納税制度だけを捉えれば、産業振興というものとまた分けて考えて、ふるさと納税制度だけを考えますと、過度な状態に今、あるわけございまして、これが一つの高額な特産品を用意して、ふるさと納税制度を自分のところにくださいというPR活動を行ったことによってふるさと納税額が非常に多くなったと。それに倣っているという風潮があるように見受けられます。

もともと財源というものが、購入していただく制度であれば、それはそれでいいと思いますが、ふるさと納税制度自体がそういう制度ではないというところからいくと、今後においては、ふるさと納税研究会で見送った法制上の規制を加えるというようなところへいくのが望ましいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

多分ふるさと納税研究会報告書、この中のおりだと思えます。これも私もやるに当たって同じことを二、三回読みました。それと同時に、今言われたその危険な部分、それに関してはインターネットで総務省のほうからやり過ぎるなよというようなものがもう出してあると。

ただし、本当はこの資料、ここに21、22、23、24、25年度の統計があります。この統計は

1枚だけ25年度しかやっていないからわかりませんが、統計を見ても、大震災のときに東北3県で、岩手県が21年度に4,052万9,000円、22年度5,405万4,000円、23年度3,770万6,000円、23年度に地震があって、翌年の24年度3億3,836万6,000円なんですね。ここで実に897%の……。宮城県も同じように、23年、24年で、22年度が9,318万8,000円、23年度が7,660万2,000円、24年度が5億9,631万3,000円、約600%、それでその次の年は下がっています。2億1,555万1,000円まで。福島県は22年度が3,809万4,000円、23年度、実に1億1,031万3,000円。それで、その後静岡県もこの中の統計にあるんですけども、静岡県も23年度1億2,402万4,000円が25年度は11億5,800万円まで上がっているんです、これ。それで静岡県は933%。もう一つ愛知県は、何と23年度に3億392万6,000円が37億1,470万6,000円、1,222%上がっているんですね。

確かに今、逆にやり過ぎだよという部分はこの中にしっかり書かれています。それと同時に、今言われた何かが悪かったからといってすぐ規制をするものではないと、それも出ていますよね。それで、こういうものを分析していくと、これ静岡県は全体的に日本で47の中の9番目なんです。要するに、いかにそういうものによって、税としてそれが流れているかと。そして、この税金の使い方が、税を払う人がここに使ってくださいと、例えば吉田町は今、津波防災をやっていますよね。そこに使ってくださいと限定的で、それこそ限定でここに使いましたという領収書が要るわけですね。そのくらいちょっと踏み出せるんだと思っているんですね。だから、私はやっぱり頑なにやることではなくて、ある程度までのものをやるべきではないかと思うんですけども、どう思いますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま議員から御紹介のあったそうした内容も承知をしております、特に平成23年度の東北へのふるさと寄附金の増加というところは、非常に顕著な傾向にあるということも承知しております。当町においても、平成23年度に、当町の町民の方々がふるさと納税をしたことによって、当町が減収になったという額は把握しておりますが、平成23年度は210万8,000円が減っています。ふるさと納税をされたことによって、それで、24年度はそれが22万9,000円です。これだけ差があったわけです。その23年度の寄附というのは、本来の意味のふるさと納税制度の趣旨を反映したものであって、本当にその自治体を支援したいということで寄附行為が行われたものというふうに感じておりますので、それは本当に尊いものだし、そうあってしかるべきだと思います。

ただ、すごい特産品を使ったり、そうしたものというのは、ちょっと本来の制度とは逸脱

しているものではないかというふうに思います。当町でもそうしたものがない中で、ずっとここ数年、毎年高額のふるさと寄附金をいただいている方もおりますし、その方は何一つ要求されません。それは、本当に吉田町を支援して、寄附をしてくださるという方でございますので、本来そうした志の高い中で行われるのが、ふるさと納税制度ではないかと。産業振興とはちょっと別の観点でお答えしておきます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今の確かにそのとおりなんですね。ところが、情報の分析の中に、21年度を1.0として計算していくと、24年度、25年度は高かったんですけども、ずっと下がってきました。でもやっぱり2倍になっているんですよ。2倍というのは、多分数字でこの中にありましたから見ていると思いますけれども、冗談を取りも直さずこれはこの制度は定着しつつあり、やっぱりこれからもっと伸びていくということなんですよ。考えることは、分析しなくてはならないことは。そうすると、確かにそういう部分も必要だと思うんですけども、私はその中で、さっきから参事が言っているその中に吉田は産業振興というものを、それは重要な意味を持つと思うんです。例えば、仮にそういうマイナスのイメージを持ちながら、ある会社の物品が売れたと、そうしたときに、当然その会社が得意なものを持てば大きくなってきて、売り上げが伸びて税が上がってきますね。そうすると、そうなるそれはもっと上に行くではないですか。産業振興とは私はそれを求めるものとはそういうものだと思っているんです。だから、やっぱり物そのもの自体がやっぱりこういう波及効果を持っているとしたら、やっぱり本当に考えていただきたい。

それで、答弁ちょっと過ぎちゃうもんで、ちょっとその中で、実は今、吉田漁港さんに行ってきました。いろいろお話を伺いました。そうしたら、やっぱり冷凍技術であるとか、そういうものがすごい進歩していますね。シラスの大井川の向こう側の焼津でシラス井とあれ始めましたよね。確かにそのとおりなんですけども、こういうものが、冷凍技術によって外に出たときに、吉田町はどこにあるんだ、どういう町なんだというものを私は発信するほうがいいと思うし、業者もそのことを言っています。だから、そういう意味でぜひ考えてほしいなと思うんです。考えなくてもいいですけども、考えてほしいというようりも、やっぱり選択肢の一つとして、どうしてもやっぱりそれは必要なものではないかなという気がするんですね。その辺はどうですか。端的にちょっとお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 私は、非常に良識ある行動を強く期待するところが非常に重たいと、日本人として重たいんだというふうに思っています。何をやってもいいわけではないわけですね。産業振興は本当に大事だし、情報発信も大事だと。ただ、そのツールとしてこれを使うかどうかというのは、やっぱり良識を持ちたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

まさにその良識の範囲での、この制度がマイナスになるかといってだめにするものではないと、まさにこの中のその範囲で考えていただきたいというのが実は1番目にはこれを今回取り上げた理由なんですね。

あと、それと、それに絡みまして、今、町長の答弁の中にあつた研修生、農業の研修生の話がありましたよね。多分同じだと思うんですけども、私も名前を出していいよと言われたから名前を出してしまうかもしれませんけれども、その人が多分トルコキキョウだと思いますけれども、総理大臣賞を2回受賞しているんですね。メロンでも1個数万円というメロンを作っている方がおりますよね。

実は、多分これから出てくるとは思いますけれども、特許をとった特有の園芸農法がこれから世の中を変えてくれるようなものが出ているんですね。もっとも、それは名前を出すなど言われているから言いませんけれども、そういうものが出たときに、そういうものを応援していくものもこのふるさと納税であると私は思っています。有名なものをやっぱり応援して、税が入ればいいです。それで吉田町が潤うことになるわけだから。だから、税と絡めていくということは、本当はやっぱり必要ではないかなと思うんです。その辺はどうなんですか。やらないの一点張りですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 吉田の中にそういうすぐれたものが出てくると、実際に開発されていっちゃうこともお伺いしていますし、非常にすばらしいことだと。応援をすることも当然みんなでやらなければいかんというふうには思いますが、ふるさと納税、それは本当に一般の流通として買ってもらうと、そういうふるさと納税という手法を流通の中に入れていくという、そういう考え方を私はできません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この是非については、財務省出身の方がいますから、この中の総務省でやっていただければいいことなんですけれども、ただ、そういう制度があつて、そしてそういうものができる。もし、できて一番の最終目標というのは、そういう例えば冷凍技術であるとかいろんな技術の、要するにイノベーションそのものがそこに起きるのではないかと。要するにイノベーションを起こすための素地を作っていくという意味でのもっと大きな意味でも重要な問題ではないかなと思つて質問したわけで、わかつていただけますか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 大変平行線のお話で申しわけないんですが、議員のおっしゃることのふるさと納税以外であれば、全面的に賛成でございます。ただ、ふるさと納税制度を活用するかどうかと、ふるさと納税をするのは、一面的に見れば、当町に寄附をしていただくというところだけを見ると、そういう効果が考えられるかもしれませんが、本来自分たちのところで子供たちを育てて、それで東京とか都会に、静岡も含めて送り出している側の地方ということを実際に真剣に考えてみた場合に、なかなか私ほうんと言えないなというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 議論としては、その辺でぜひ考えていただきたいということですね。実際に漁協組合の久保田さんという方もやってくれと、やって前へ進めという意見を持っている人がいるんですよ。そういう意味でこの問題を取り上げたということです。周りからこれからそういう。

あとは、もう一つさっきの中で非常に感じるのが、今、吉田町は防災町づくりで津波避難タワーをやっています。そして結果的にこういうことが起きたときに、今ソフト面と皆さんが非常に言いますけれども、ではソフト面は具体的に何だというのはないんでしょう。ソフト面というのは何か持っていますか、津波避難タワーに対するソフト面での方法なんていうのは。

○議長（八木 栄君） 山内議員、質問の内容が変わっていますよ。

○3番（山内 均君） いや、同じですよ。だってこういうものの中にやってほしいということですよ。これを考えてくれということなんです。津波が起きて、もしこういうのがあつて、助けてもらう立場になったときに、そんなことは言っていられないかというのが本音なんですよ、これは。その辺のことはあと幾つかあったんですけども、その辺の部分をやってください。

それと、先ほどのちよつともとに戻りますけれども、農業の関係で、確かに1、2、3問

目に関しては、本当は私の中ではこのふるさと納税に行くための前哨戦だったんです。答えをたくさんしっかりいただきましたので、よくわかりました。

その中で、一つ懸念するのが今、全中連ですか、ちょっと方向が変わってきましたよね。そのときに今、言われた町長の農業に対する答弁が、吉田町では影響力とかそういうものというのは、何か考えているものというものはあるんですか。全国中央農協連盟の解体ですよ。要するに、農協そのものが競争になるという時代に入ってくるというときに、今までの町長の答弁の中に、そのまま行けるかどうか、それと同時に、こういう目標を持ったときに本当は具体的な目標があってそれが何%いったかというのを、どのくらいいつていますかということをして来年15年に準備をしてほしいということが本音であったんですけども、その辺の準備というのは、今、町はもうやっているんですか。

○議長（八木 栄君） もう少しわかるように、質問の内容をもう少し簡潔にお願いしたいんですけども。よろしいですか。

○3番（山内 均君） これは1、2、3の中で、15年をあと1年ですということは、これは今、後期ですから、前期からずつつながってきて、2015年後期で多分報告書を出しますよね。そのときの報告書の準備というのはいまできているんですかという話です。

さっき町長が答弁いただいたものに関しては、今現在、何をしていますよという答弁がずっとあったんですけども、その答弁の向こう側に、これから何が起きていく、どういう結果が出ますよというものの準備はしていますかということなんです。

○議長（八木 栄君） 質問はわかりましたか。

すみません、もう少し。

○3番（山内 均君） 今、2014年でしょう。それで、15年が最初になりますよね。そのときに今、言った意識を持ってほしいということで、その意識の中に、具体的に報告書が出てくるときに、それに向かって何か具体的なものはやっているんですかということです。もう十年たっていますからね。意識はありますかということです。

○議長（八木 栄君） 問い1のことですね。

○3番（山内 均君） そうです。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 農業についても、ほかの施策についてもそうですが、もちろん目標設定をしてございますので、それに向けてあと1年、そういった意識でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 目標は出ているということですか。数値的に出ているということですか。そんなに簡単にいくんですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 後期基本計画の目標値ですね。こちらのほうへ満足思考とかで数値が出ておりますので、それに向けて残り1年、それを目標に事業のほうを推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今はどのくらいまでいっていますかと聞いたかったんです。本当は準備はその辺までできていますかと聞いたかったんですけれども、多分その答えは出ないなと思っていますけれども、1年を前にして、もう一回意識をしてほしいという趣旨です。ぜひその辺を最初の予定を出したのに対して、しっかりとしたそういう結果を残せるようなものを作ってほしいということです。

○議長（八木 栄君） では、現状はどのくらいかということをお願いしますか。

○3番（山内 均君） そうですね。本当は聞きたいんです。聞けますか。

○議長（八木 栄君） では、わかるような答弁をお願いしたいんですけれども。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） ちょっと現在、その数値では出ておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。いろいろ議論することが欲しいんですけれども、最後に、やっぱりこれからインターネットが進んでいって、そうしてそういう要するにこういう明らかな数字が出てきたときに、やっぱりだめ、だめではなくて、その辺にどこかでもしれないという部分をぜひ持っていただきたいというのが本音なんですけれども、そのかもしれないという部分も持ち得る可能性というのはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ふるさと納税制度についての考えは変わらな

いんですが、ただし、環境が変わるとすれば、このふるさと納税研究会の考え方が変わってくると。それで今、みんながやっていることが良識から外れたものでないということが国を挙げてそれを認めるようなことであれば、当然対応としては変えていきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（山内 均君） 非常に苦しい話ですけれども、またぜひその辺を環境が変わることを祈っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時06分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第12日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 町長から、第44号議案 平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結についての1件の追加議案が提出されました。

日程第1、第44号議案 平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第44号議案は、平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、神戸地内に新設するコミュニティ広場管理棟の建築工事につきまして、一般競争入札により契約金額6,728万4,000円で、大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫と

請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第44号議案 平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結についての御説明を申し上げます。

それでは、追加議案書の1ページと2ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を6,728万4,000円、契約の相手方を静岡県島田市向島町4532番地、大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

1ページにつきましては、入札結果表でございます。

平成26年6月9日月曜日午後1時30分から、町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がされました。

業者10社による制限付き一般競争入札が執行されております。

この入札の結果、大河原建設株式会社が6,230万円で落札し、6月11日、落札額に100分の8を加えた金額であります6,728万4,000円で仮契約を締結しております。

なお、この工事につきましての工期は、6月18日から1月16日までと設定しております。

次に、2ページの工事等概要書をごらんいただきたいと思います。

工事箇所につきましては、吉田町神戸地内でございます。

工事内容につきましては、鉄骨づくりの平屋建て、建築面積320.25平方メートルでございます。延べ床面積につきましては309平米の管理棟新築工事でございます。

その内容でございますが、建築本体工事一式といたしまして、仮設工事、土工事、躯体工

事、外装工事及び内装工事となっております。

また、電気設備工事一式でございますが、電灯設備工事並びに送受信設備工事でございます。

また、機械設備工事一式といたしまして、給排水設備工事、ガス設備工事、冷暖房機器設備工事、換気設備工事及び衛生器具設備工事を行おうとするものでございます。

施設の内容でございますが、集会室89.95平方メートル、調理室42平方メートル、事務室10.82平方メートル、和室12畳、そしてその他として倉庫、物入れ、雑庫、トイレを整備しようとするものでございます。

3ページ以降につきましては、開発区域図、土地利用計画平面図、管理棟の平面図及び立面図を添付させていただいておりますので御参考にしていただきたいと思います。

本契約の概要につきましては以上でございますが、この吉田町立コミュニティ広場整備につきましては、静岡県の静岡空港隣接地域振興事業費補助金制度の創設に伴いまして、北区第一の騒音対策部会から、大井神社前に多目的広場の造成等について要望書が提出されまして、吉田町空港隣接地域振興事業計画に盛り込まれた事業でございます。この事業を進めるに当たりまして、静岡県の補助金の一つであります静岡空港共同利用施設整備事業の対象といたしまして、北区自治会や騒音対策部会建設委員会等と施設の利用形態や施設規模等、話し合いを重ねてまいりましたことから、今回建築いたします管理棟につきましては、地域住民の意向に基づいた設計となっております。

また、本事業につきましては、県の静岡空港共同利用施設整備事業費補助金のほか、地域の元気臨時交付金を財源として行うものでございます。

以上が第44号議案の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

この第44号議案につきましては、17日本会議最終日で審議を行いますので、よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前 9時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会16日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本議案については総務文教常任委員会へ付託し、委員会審査報告書が提出されております。

初めに、この議案について委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 平成26年第2回吉田町議会定例会付託議案の審査について、平成26年6月5日午後1時30分から、総務文教常任委員会を開催いたしました。

出席委員数は、全員7名であり、当局からの説明員は、町長、副町長、総務グループ参事兼企画課長、総務課長、税務課長、町民課長の6名であります。

本委員会に付託された1件の議案審査の宣告を行い、提出議案の説明については、会期初日の本会議で行っておりますので省略して、早速審査に入りました。

その目的は、当委員会に付託された第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて

て（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題として、質疑を行いました。

質疑に先立ち協力事項をお願いして、質疑ありませんか、質疑ありの挙手を求め、認め、次の質疑事項がありました。

問い。今回の改正で後期高齢者支援分と介護納付金の限度額が「16万円」と「14万円」に上がりました。これにより、国保財政への影響はどのように見ているか。

答え。今回の限度額の改正により、後期の支援分と介護の支援分が、それぞれ2万円ずつが増加になります。平成25年度の付加資料をもとにした見込みは、後期支援分の改正前の限度額に達した方が約270世帯ぐらいあります。改正後は、約220世帯ぐらいとなる見込みです。この220世帯については、2万円の増額となります。介護分は約110世帯が限度額に達しているの、改正後は、80世帯となる見込みです。金額としては600万円ぐらいの見込みとなります。

問い。第23条第2号中（当該納税義務者を除く。）を削る、これは5割軽減を判定する所得の算定式に世帯主を含めることになり、5割軽減の対象が増えてくると思います。前回の改正では、4割から5割になる対象が180世帯と聞いているが、どのぐらい増えるのか。

答え。国民健康保険では、世帯主が納税義務者となり、軽減の対象となる所得額は、改正前では5割軽減で33万円に24万5,000円掛ける被保険者数から世帯主を除いた人数を加算した賦課額以下でしたが、改正後は33万円掛ける24万5,000掛ける被保険者数となり、改正後は世帯主が被保険者の世帯は、24万5,000円増額となり、一人世帯は今まで5割軽減の対象になっていなかったが、今回は一人世帯でも5割軽減の対象となるなど、拡大されています。5割軽減につきましては、対象者は全体の460世帯になるのではないかと見込んでいます。このうち280世帯ぐらいは、2割軽減であった方が5割になると見込みます。

問い。2割軽減の算定で被保険者に乗ずる金額を35万円から45万円に改めるが、これも前回の試算では約500世帯と聞いているが、どうか。

答え。2割軽減から5割軽減に変わった方を除き、それに加えて新たに2割軽減の対象の方は、220世帯ぐらいとなる見込みで、全体では440世帯ぐらいになると見込んでいます。

問い。軽減世帯の対象が増えれば、歳入が減ることになりますが、この手当ては基準内繰り入れとなるのか。

答え。被保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の対応となると考えております。

これで質疑を終結し、討論を行い、反対討論もなく採決に入り、本案は承認することに異議ありませんかについては、異議なしの声ありと認め、したがって、本案は承認することに決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件の議案審査は終わりましたことを報告いたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、承認するです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号及び議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第42号議案及び日程第3、第43号議案を産業建設常任委員会へ付託し、委員会審査報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定により、この2議案を一括議題とします。

初めに、この2議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 平成26年第2回定例会においての、産業建設常任委員会に付託されました第42号議案、第43号議案の議案審議について、御報告申し上げます。

平成26年6月9日9時より、委員7名と当局から町長、副町長、理事をはじめ、所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

第42号議案 町道の路線廃止について審議いたしました。

委員。今、今案件にインター近くの既に供用を開始しているところが入っている。町道の廃止日程は、町の意向でやってもいいということか。

当局。町道と県道が重複するような形になっている。今回、島田吉田線の供用開始に伴い、全体を再認定するわけであるが、いつの時期に認定しても構わない。しかし、本来であれば速やかに事務処理しておいたほうが好ましいということである。

委員。地方揮発油税は、町道の延長と面積に影響する。それには係らないということか。

当局。もともと重複している部分については、面積は外してあるので、関係はない。県道と町道が重複し、ダブルでもらってしまうのはまずいということであるが、県道のほうが上位の道路なので県のほうで一括していただいている。また、管理等で台帳などを見たときに、現況に伴っていないという観点から、やはり速やかにやるのがいいのではないかとということである。

委員。財政的とか平面的なものはわかるが、実際には認定されダブっている。そこで起きたトラブルとか事故とかは優先順位があると思うが、問題は生じないのか。

当局。重複している場合は、上位のランクである県道のほうが管理をしているということで、管理責任は県のほうにある。

委員。廃止された土地について、残された土地で認定されなくて現場へ残るといふ土地が発生する。担当課としては、その把握についてどのようにされているのか。

当局。今回の議案関係では、残地は発生していない。

委員。現場を見た中では、塩谷上川原線は曲がり、新しい道は真っすぐであって、若干の土地が残っている。道路に平行であるが、道路は一体的に利用することも考えられる。若干の土地が残るといふことについては、何か行政指導はされているのか。

当局。道路面積の中に入っていて残地という考えはないが、現実問題として使われなくなってしまうだろうという箇所はある。そういうものについては、今後どのように利用したらいいか検討していく。

委員。昨年、第2回定例会でも、本田線のところに残地があり、検討していくという報告があった。行政財産として残っているので、普通財産にして、必要でない土地があれば売却すればいいと答弁をいただいている。払い下げという形で買い取っていただいて町道を廃止すれ

ば、固定資産税が入る。税込確保と土地の有効利用ということで、隣地の方にとっては便利であると思われる。最近払い下げた実績はあるのか。

当局。最近については、実績はないと把握している。

委員。少しでも税込確保の見地から、今決まっている道を廃止したり認定したりするときは、チャンスであると思う。認定するに当たり、そういうことは内部的に検討されたのか。

当局。今回の塩谷上川原線の再認定に当たり、一般の使用がないような土地は確かにある。その件については、相手があることなのでどうかわかりませんが、隣接地権者の方に話をして、そういう意思があるかどうか確認をしてみたいと思う。

委員。今回の廃止するところだけでなく、町内に至るところたくさんある。たとえ払い下げするときの時価が相場より安いところでも、長年にわたって固定資産税が入るわけである。しっかり協議していただきたい。今後については検討した結果を、議案説明においてもしていただければ、よりよい審議になると思われるので、検討をお願いしたいと思うが。

当局。今後道路の廃止、認定については、そういう案件があれば確認した中でやっていきたい。しかし、安くと言ったが、その土地は町民の財産になるので、適正な価格でしか売却できない。町道として全く使われないものについては、必要に応じて、もし土地を利用したい方があれば買っていただくのはやぶさかではないが、価格については必ず適正な価格で売却するような形で処理をしていきたいと思っている。

以上で質疑を終結し、本案に討論を求めたところ討論はなく、討論を終結し採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案 町道の路線認定については、質疑はありませんでした。質疑を終結し、討論を求めたところ討論はなく、討論を終結し採決を諮りました。全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました2件の議案審査は、全て終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

日程第2、第42号議案 町道の路線廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第43号議案 町道の路線認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この議案のもととなる消防団等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令というのが、今年の3月7日に公布されています。

この議案は、3月定例会開催中でございますので、追加議案として上程することは、十分可能であったと思いますが、なぜ専決処分として今議会で承認を得ることになったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） まず初めに、文書のほうの日付のほうをちょっと話をさせていただきます。

国から県のほうに通知があったという形で、来たのが3月7日という形で、国から県へ来たわけです。県のほうからは、うちのほうに3月12日付の文書で来ています。受付については14日という形になっております。

それから、うちのほう、改正事務のほう進めていくわけですが、それから決裁のほうをとって上程という話でございます。何分、時間がないという形で専決処分のほうをさせていただきました。

ちなみに、他の市町のほうの状況をちょっと調べてあります。他の市町についても、近隣のほうですが、牧之原、島田、焼津、藤枝、ちょっと調べさせていただきましたが、同じように6月議会で上程させていただいているという状況になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） とはいうものの、2月3日から2月16日までパブリックコメントを求めているんですよ、これ。そういう情報は入っていないとか、調べてもいなかったということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） まことにすみません。

その情報はちょっと持ち合わせておりませんでした。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、ちょっと別件です。

別件というか、今回の改正において前回の改正に比べて、5年未満1年ごとというところ
と、5年以上6年未満というところの考え方が変わっていると思いますが、なぜそこを変えた
のかという説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 当初の話なんです、ちょっと説明をさせていただきましたが、
平成5年のときに、当町は今までは5年以上しかなかったんです、5年以上で、年度もなく、
5年、10年、15年という形で設定してありました。

そういった中で、説明をさせていただいた中では、1年ごとにさせていただきたいという
話で5年になっています。そのときに、5年未満の1年についてもやっております。出し方と
しましては、5年未満6年という数字を2分の1して、5年で割って、1年にさせてもらって
出しているという状況になっています。

そういう積み重ねがずっとあるわけですが、今現在の出たものについては、そこに書いて
あるように、団員については、参考資料の2番をちょっと見ていただきたいのですが、団員に
ついて5年以上6年未満のところがあるわけですが、それについては、現行が19万4,000円、
改正のほうが来ているわけですが、20万円に改正になったということでございます。よろしい
でしょうか。

○4番（平野 積君） はい。

○防災課長（大石悦正君） それで、引き算しますと6,000円という形で、6,000円上がって
います。6,000円上がった分を今までの状況ですと、5年で割って1年を出しまして、それを5
年未満1年に足して、その当時2万3,800円でしたが、団員については2万5,000円に
改正をしているという状況です。

それで、そのときの部長、班長、それから副分団長、本部、分団、これについては、以前
団員が、退職報償金が非常に少ないという状況があって、町が上乘せをかけてきています。そ
ういった中で今回の改正に達していないものですから、そのままにさせてもらっているという
状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その5年以上6年未満なんです、前回では政令に対して団長で6万
5,000円、副分団長、本部長で5万5,000円アップしていたわけですね、もとの政令に対して。

今回は、政令のほうが大體5万円上がったわけです。それに対して結局、5年以上6年未

満、団長とか副団長という部長、班長までは全然変えてないわけですね、前回と。前は上乗せしようという考えのもと、政令に対して上乗せしていたんですが、今回はその上乗せをやめたわけですね。前は上乗せしようとしていたのに、今回は上乗せしないというのは、なぜ上乗せしないというふうに考えたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 18年に改正がありました。そのときもこういう形で、上乗せした分について上回っていたものですから、その部分は改正をしていません。同じような形で今回もやらせてもらっています。現行が上回っている場合は改正をしていないということで、18年、そうしてやっていますので、同じような形でやらせてもらいました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと18年以前のは見ていないのですが、そうすると、その前の、18年の前のときにむちゃくちゃ上げていたということですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 平成5年にこういうシステムになって、それから上げたと思います。その上げたのをちょっと今調べたんですが、いつこう上げてと調べたんですが、ちょっと見当たりませんでした。現行を見ると18年がそういうふうに上げてやっているものですから、それに倣ってやらせていただいたということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 18年のはあって、前は見つからず、18年はそのままにした。前のがないとそのままとは言えませんよね、18年の前。18年も上げてないとおっしゃっているわけでしょう。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 18年につきましては、そのときに同じように出ているわけですが、下のほうの位、年数が少ないほうのところについては、やはり上へ上がってあったものですから達していました。年数がたっているほうについては、やっぱり改正をしています。上のほうについては、それを上回ったものが改正されたもので変更しております、今回と同じような形で、今回も上のほうについては、やはり上回っていますので改正させてもらって、下のほうについては、だんだんこれが減ってきているというふうに解釈していただければ、ありがたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 縮まってきているのは認識していますが、要するに、昔はむちゃくちゃ高い設定をしていたということですね。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） めちゃめちゃ今上げたという話があるわけですが、国の基準に倣って、また町の基準に倣って、それから隣の市町もありましたので、実はうちのほう5年に改正しているわけですが、その前に他の市町は改正をしていました。そのときの議事録がちょっと残ってまして、その前のほう、牧之原、その当時は榛原町なり、その当時は榛原町のほうは1年ごとにやっていた。ちょっと遅れてやっているわけですが、そのときに、そんなにべらぼうに今上げたということではなくて、それなりに上げたということだと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 近辺の市町、調べました。1年ごとにやっているのが牧之原とか川根本町、島田もやっています。焼津とか藤枝は、5年置きにやっています。でも最初の5年の金額に関しては、吉田町だけ飛び抜けて高いです、前の18年のやつ。そうすると、まねしているわけではないわけですね、吉田町独自の考えとして上げているということだと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 先ほどちょっと話をさせてもらいましたが、5年未満6年ということの数字を根拠にさせてもらって2で割って、それを5年ごとなものですから、要は2分の1しているという状況で積算をしているということで、1年ごとは。まず初めそれがありません。

その後、当然今後もその都度上がっていったと思うんです、2年ないし3年に一度改正があったかもしれません。その辺がちょっと、探したんですが見当たりませんでした。いつ、幾ら上げたかというのが、ここでお知らせできればいいんですが、それよりも規定よりも町は、分団の勧誘というか、そういう形で付加していたと思います。その付加が、どれくらい付加していたかと今話したんですが、べらぼうにという話ではないと思っています。大体、近隣を見ながら上げていったと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これに関しては、近隣を見習っても上がっているというのは事実ですから、高いというのは事実ですから、見習ってと言うことは似合わないと思います、答弁として。

もう一つは、過去調べたけどそれが出てこないということ自体がおかしいんじゃないですか。しっかり書類を保管していこうということになっていると思いますが、そこはしっかり注意していただきたいと思います。

もう1点。今回、1年置きにするというのが、団員の勤続年数の実績に見合った退職報償金を支給したいとのことで、施行令の5年ごとの支給額の差を5で割り、年平均額を出し、1年刻みの支給額を決めていますということで、要するに、5年から6年、10年の間は均等の金額になっているわけですが、その勤続年数の実績に見合ったということで考えれば、例えば5年から6年、6年から7年、7年から8年、だんだん金額の差を上げていき、グラデーションをつけていく。今均等ですね、5年6年、6年7年、7年8年、均等ですね、それを例えば5年から6年は1万5,000円だと、次が1万6,000円だと、グラデーションをつけていくという、勤続年数が多いほどその差が上がっていくという考え方もあると思うんですが、今回均等ということを採用した理由を説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 非常に難しい質問で、一応国の指針としましては、5、10、15という形で出ています。それを均等ではなくてグラデーションをつけてということを考えているんですが、今後継続して団員が進めていく中で、それを割り算して均等に割ったほうが、退職していく者にとってベストじゃないかなという判断が、平成5年当時あったと思います。それで均等割にということで、この郡のほうで統一をしたと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今最後のほうで、郡のほうで決めたというお話がありましたけれども、先ほどの答弁は、近隣を参考にしながら当町で決めたという話なんだけれども、ちょっと答弁がおかしいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 根底にあるものを今私言ったんですが、根底にあるものはそういう形で決めたと思っています。それから、上乗せについては、町の判断で上乗せをしているのではないかなということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これで最後にしますけれども、それが、均等がベストであるというその理由がよくわからないわけです。そういうことも考えていろいろな施策を考えて、方法を考

えて、1年ごとにやるのは全然否定しません、そういうやり方としていろいろあると思うんですが、政令で決めたのは5と10が決まっているわけですが、その間をどう決めるかということに関しては、その市なり郡なりが決めることは可能だと思うんですが、そういういろいろな方法があって、その中でこれがいいというふうに決めたのか、まあ均等割にしましょうという話なのか、その辺が、状況が、要するにいろいろ考えた末の結論なのか、ぱっとまあ割っておけばいいじゃないかという、そういう考えで決めたものなのか、その辺の説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 平成5年の当時のことなんです、その決め手、ベースを決めたというのは、多分不公平感をなくするという話で決めていったんじゃないかなと思っています。1年目、2年目がちょっと違うという話になってくると、基準が違ってくると、不公平感があるんじゃないかということだと思っています。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番です。

そもそもこの退職報償金は、確かに政令で決められていると思われるんですけども、消防団員の人数も平成5年の当時から比べると大分少なくなっているわけで、大変募集に苦慮しているとそういった意図から、今回の、今回同僚議員からの質問だと政令に対してどうだ、近隣に対してどうだということがあると思われるんですけども、吉田町独自の、入っていただいて一生懸命やっていた方々に、感謝の意味を込めて退職報償金を払う意味もあるものですから、その辺で勧誘するに当たっても、一生懸命やっていたらこういうものもありますよという、消防団動員の勧誘のツールとして、そういった意味合いもあるものですから、町として実際消防団員は不足しているわけだと思います。分団によっては、非常に苦勞されている部分もあると。経験者も早期に途中退団されて、退職される方もいらっしゃる中で、指導者不足も否めない事実だと思いますので、そういったことを考慮したものになっておるのか。そういったことで先ほどの同僚議員との質疑の中での、その辺の違いというのは、そういったものを考慮して、多くの方に入っていただいて、長く勤務していただいて、その方々には応分の退職金を払うといった意図が、町としての意図が入っているといったことはあるんですか。

そういった町としての意図というのは、過去においてはあったと思うんです。そういった

ものがあつただけけれども、そういったものは少しずつなくなってきたのか、そうじゃなくて、そういう意図は持ったままで政令に準じた形でのベストのものを出しているといったことでしょうか。意図はあるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどの平野議員の質問と併せてお答えになればいいと思うんですが、あくまでも吉田町の退職金条例は、新旧対照表を見ていただけるとわかるように、前回と同様の考え方で、5年未満については基準より上回っているので上げなかったと、ほかの考え方は5年ごと、国のほうの基準は5年ごとの基準になっていますが、前回も私どもは1年ごとで平等に5年分を5で除して、1年分を1年ずつの区分で支給をしていると。

今回についても国の基準が上がりました。国の基準をクリアしていないところは上げましょうと。上げた上で5年の区分の下は5で割って、5から6、6から7というふうに前回と同様な改正を行ったということだと思っております。

○議長（八木 栄君） 質問に対しての答弁がちょっと不足していると思っております。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） あくまでも今回の改正は、国の政令によって退職金の基準が引き上げられましたので、それに合わせて変えました。ですから、町がそこに、先ほど来、平野議員が言っているように特別な上乘せをしたこともありませんし、前回と同じ基準で改正をさせていただきました。考え方も、1年ごとの区分も、同様にさせていただきましたということでございますので、別に私どもが、法の趣旨は、消防団員がなかなか手がなくて、きちっと退職金を上げなければ確保ができないという状況を踏まえて、国のほうが施策をとった。それに合わせて我々は、たんとんと改正をさせていただきましたということを説明しているんですが、議長おわかりでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町としての独自の考えを持ってやってはいないということよろしいでしょうか。その辺を今質問があつたものですから。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議長から質問を受けるつもりはないんですが、もし足りないのであれば、藤田議員のほうから質問をしていただければいいんですが、今回について言えば、私どもは、そういった吉田町独自のものがここに入っているというふうに私は考えませんが、入れたほうがいいのかというお考えなんですか、藤田議員は。入れるべきだ、もっと上げるべきだというお考えですか。だとすれば、それはそれでそういうふうな議論をしていただいて、必要

とあれば、私どもが検討することは、やぶさかではないのではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） うなずいても議事録に残りませんので発言させてもらいますが、私としましては、今少子高齢化の中で、勤務状態の夜勤の方等も3交代、2交代という中でやられている方、機能別ということで女性の方も、男女雇用均等もありますけれども、女性の方も入っていただいているという中で、本当に御苦労されて消防団の運営を担っている、吉田町の安全を担っていただく方々に対しまして、ある程度のインセンティブというんですか、奉仕された見返りというものは、ある程度厚くしてもよろしいんじゃないかなと。

過去においてそういった経緯があるということで、国のほうの指導等があるかもしれませんが、現実問題として、非常に団員募集に苦慮しているという話も聞いております。やはり地域を担う消防団員の方々に、それ応分のものをやはり対価として、報償という形で感謝を表わすべきではないかと思っておりますので、今後につきましては、そういったものの、吉田町独自のものを求めていきたいなと思っております。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） この条例の、退職金条例の審議をしているわけですから、退職金条例に限らせて言えば、退職金条例は、国のほうが消防団、これから地域防災力の中核とするために退職金も引き上げましょう、待遇も上げましょうということで、処遇改善を図るという施策に対して、吉田町は適切に対処することは当たり前です。

そこからどういうふうに吉田町の消防団員を確保するかということについては、我々は詰所も新しくしましょう、そしてなるべく消防団員が、そこできちっとした勤務といいますか、消防団員としての仕事ができるような施策もとりますし、車両についても新しくするとか、そういった施策をきちっととって、全てが報酬であったり退職金であることが消防団員が確保できるかどうかということは、私個人としては別問題だと思いますが、もし本当にこの退職金が少なくて消防団員が確保されないというような状況があるのであれば、そこは国が基準として、そこを調べて全国共通にしたものについてきちっと対処すれば、退職金条例については、少なくとも必要な手当と処遇改善というものはできたというふうに考えていますし、それ以上に上げると言うなら、それなりの根拠を示して議論をしていただければ、私どもは当然それに対して検討を加えるという必要があることは、もちろんであるというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 実際、国の政令と全部が全部合っているわけではないですね。で

ありますので、ある程度の町としての独自性はあるのではないかなと考えておりますので、消防団確保の一つの、100以上あるいろいろな対策の中の、100分の1の一つとして、今回はこの退職金報償の条例で過去それぞれの意図があった中で、今国の政令に合わせるように変わってきておりますので、そういった経緯を考えると、一つの方策としては必要ではないかなと私は考えましたので意見を申し上げましたけれども、町のほうはそれ以外にもたくさん考えているということであるならば、またその中に1個加えるような形で、次回以降検討していただきたいなと思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今副町長、答弁されたわけですが、現行というのは5年以上6年未満、額に関して言えば、政令では14万4,000円なんです。それを吉田町は19万4,000円。副団長までは政令の額よりも5万円アップしていたわけですが。本部長、分団長、副団長は、政令に対して5万5,000円アップしていた。団長は、6万5,000円アップしていた。

今回、政令のほうは5万円上がったので、要するに5年以上6年未満の、今まで政令に対して5万円以上上げていたのを上げなかったわけですが。そこをどう考えていたのかなということなんですが、例えば今藤田議員がおっしゃったように、勧誘に効果を持たせるというふうなことで上げていたということがあったのかどうかわかりませんが、少なくとも上げていたのは事実なんです。それを今回、副分団長までは政令にそろえたわけですが。その考え方を変えているわけですが。少なくとも副分団長までは、政令よりもアップしている、5万円アップしていた。分団長以上はそれ以上に上がっている。5万円上がったので、下げるわけにいかないからそのままにしているということだと思ってしまうんですが、やっぱり少なくとも政令よりも高い額を5年以上6年未満でやっていたという考えを捨てたというふうに捉えているわけで、なぜそこを捨てたかというところが説明を欲しかったというところなんです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） その考え方が18年のときにあったと思います。そのときに変えています。政令に合わせていこうということの解釈だと思っています。

そのときに、じゃ、上げれば、上のほうも上げればわかったんですが、18年のときに、改正をしたときに、上がった分については改正して、それを上回っている分についてはそのままに置いているという状況がありますので、そのときに解釈したということだと思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） だから、18年以前ももっと高かったわけでしょう。額が変わってないということは、2回の国の改正に対しても耐えられるような高い金額を設定していたと。言葉は悪いかもしれないけれども、むちゃくちゃということ。言ったらそういうことですよ、2回の補正でも全然追いつかないような高い額を吉田町は設定していたと、そういうことですねということですよ。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） そういうことだと思います。2回続けていっても分団長、そこはそれ以上に高い金額があったということになります。

○4番（平野 積君） もういいです。

〔「むちゃくちゃは認めただけどいいの」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 平野議員にも先ほど来私が言っているのは、現行の案を見て今回の改正をしていただいたと。現行の案というのはどういう状態にあるかといえば、国の基準を踏まえた上で、吉田町がその下のほうを厚くして退職金をお支払いしますよと、今さら言ってもしょうがないんですが、私はいませんが、当時の執行部が、町が議会に諮って決めた条例ですから、その条例がむちゃくちゃ高いとか低いとかということではなくて、そのときはそのときとして、町も議会も全てが正しい判断をしていただいて、条例として可決をしていただいた、要するにこれは全て正しいんです。それはむちゃくちゃ低いとか高いとかそういうものじゃなくて適正妥当な、吉田町にとってはですよ、吉田町条例ですから、額なんです。

ですからそれを、私が言っているのは、前回と同様の考え方で基準に達しているものはもう上げないようにしましょうと、基準に達していないものには上げると。1年刻みについては、前回と同様にしていますということを行っているだけで、むちゃくちゃ高いとか高くはないとかというのは、そのときに戻って考えれば高かったのかどうか分かりませんよそれは、しかし、少なくとも条例そのものは、適正な議決を受けて可決しているものですから、それは適正妥当な判断が当時なされているというふうに、法律も条例も考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） むちゃくちゃという言葉にこだわるのであれば、それは捨てますけれども、少なくとも18年以前に決めたときはそれを是としてやったわけですね、長も議会も。それで成立しているわけで、それは専決だったかどうか知りませんが。今回それを合わせていこうと、政令に合わせていこうという考え、そのときと考え方が違っているわけです。ど

ここでその政令に合わせていこうという考えを示したのか。18年なら18年とおっしゃっていますが、その18年の時点で何をもって今まで高く設定していたものを合わせていこうという考えにしよう、そういう考えになったのか説明していただきたいということです。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） まことにすみませんが、先ほどの話とまた同じになってしまうんですが、18年のときにそういう形で決めているものですから、それに倣ってやらせていただいたということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） だから、そこが問題だと思うんです。前回やったからそれを従ったじゃなくて、従ってやるのであれば、そのときの考え方というのがあるべきでしょう。だからそれを説明してください、まずは。それなら合わせていくんだという考えだということであれば、そうなんだけれども、やっぱり前例に従ってやったとか、近隣を参考にして決めたとかではなくて、吉田町として決めた以上は、吉田町としての説明があるべきだと思うんですが、その辺は注意していただきたい。今後はそういうふうにしていただきたいというところで、お願いとして答えは要りません。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、承認することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて
（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、承認することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて
（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、承認することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第37号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） はい、山内です。

軽自動車税の税率が結構、ちょっと上がってきました。そうしてちょっと過去を調べてみまして、現年度分が、22年度が収納率として97.14、23年度が97.48、24年度が98.05、だんだんこう努力をしていただいて、だんだんよく上がってきているわけなんですけれども、それが今度この改正することによって、非常にこの収納率も含めてちょっと心配というか、町のほうでこれに、値段かなり、私はかなりと思うんですけれども、かなり上がってくることに對しての町のほうとしての意識と、それと対策とかそういうものは何か考えておられるんですか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 軽自動車税の改正ですが、平成27年度については2輪のもの及び小型特殊について増税となります。

今年度の課税件数から試算しても、約3,000台で80万程度の増額となってくると思います。2輪とか小型特殊については、車検がございませんので、この未納者については、転出した方とか利用していない方が多くいるため、このことに関しましては、転出した方には住所変更のお知らせ、それから利用していない方は廃車をしてくださいというようなお知らせを、今後も

していってお願いをしていきたいと思っております。

それから、28年度からについては新車の取得のもの、それから現在登録しているものについては、13年を経過し14年目の方が重課となりますので、広報及び27年度の納付書に、どういう形になるかわかりませんが、お知らせ等を封入して皆さんに理解をしていただくというところが一番大切なことだと思いますので、県のほうのワーキンググループでも今その検討をしておりますので、そういったことで広報活動をして、税が上がったことに対する理解をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今そういうものに対して、確認をしながら検討しているということをお聞きしたかったということです。

実際に、24年度に確かに98.05%の収納率になるんですけども、金額も大きくて123万7,000円という金額が確かに出るんです。そういうものに関して、できるだけ精いっぱいやってくれている中に、今度そういう値上がりとかそういうのが出てきたときに、よりよい方向へぜひ検討していただきたいという意味で、ちょっと確認をしながら質問させていただいたということです。答えはいいです。了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第38号議案 吉田町防犯まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第39号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 補正予算書に関する説明書の6ページでございます。

図書館管理費で、修繕は冷房設備ということで聞きまして、15の施設整備ですが、監視カ

メラを、新設だったか増設だったかちょっとわからないですが、そのところと、もし増設なら何基から何基ということと、つける理由は接触トラブルというようなことでちょっと聞いたんですが、どのようなトラブルがあったのか、現実には。その辺をまずお聞きします。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館でございます。

監視カメラにつきましては、現在1階、2階の交流ストリートにそれぞれ2台ずつカメラが設置してございますが、今回2台ほど故障して、あと残りの2台もいつ壊れるかわからない、経年劣化によりまして。ということで、その取りかえと新たに2階の一般図書フロア、児童フロア、それから1階の公開書庫、それから玄関の外側を映すためのカメラを4台、もともとありましたのが4台、追加が4台ということで計画をしております。

トラブルとかということがございますが、たまにお客さん同士の接触事故等、あるいは玄関の前に夏場になりますと若い人たちがたむろしているとか、いろいろな状況がございますので、そういうのを室内から監視しまして、何かあればすぐ出て行って注意するとか、あるいは日陰のところで、通路のところに自転車等が置かれる場合もありますので、そういうのはやりましたらすぐに出て行って職員が注意するとか、そういうことで利用したいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） じゃ、4台増設ということで、計8台になるということで。

接触トラブル、肩が触れたとかその辺はわかりませんが、その接触というのが。もう1点、例えばそういうトラブルがあって、その後の対処、例えば警察、例えばその監視カメラを後で見て警察に何とかとか、対処するとか、そういう事例みたいなのは、あるいは対処は、監視カメラの対処の仕方というか、後で処理の、トラブルの対処の仕方は、職員が間に入ってとかという、その辺をちょっと教えてください。知らせるように。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） はい、おっしゃるとおりです。

お客さん同士である場合は、すぐに図書館の職員が入って行って間に入ってとか。ほとんどの場合は、そんなにもめることはないんですが、たまにですが、過去にあんまり1回か2回ですか、警察呼んだ場合もあります。ほとんどは個人同士のあれですので、個人同士で話し合いをしていただきますが、職員が間へ入ってお話を聞かせていただく、あるいは連絡をさせていただきますということをやっております。

以上です。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回歳入で観光施設、勤労者会館、学習ホール、図書館、体育館、夜間照明施設、小・中学校体育館の減額補正になっておりますけれども、その額の根拠というか、なぜそういう額になったかということの説明をいただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の歳入の使用料等の根拠ということでございますが、先の議会の中で条例が通らなかったというものが、吉田町使用料徴収条例、この中に入っております公民館の使用料、それから勤労者会館使用料、それから図書館使用料がございます。

それから吉田町体育館設置条例、この中で体育館の使用料が決まっております。それから吉田町学習ホール設置条例、この中で学習ホールの使用料が決まっていると。それから吉田町展望台小山城設置条例、この中で観光施設使用料が定まっております。それから吉田町学校施設使用料条例、この中で夜間照明使用料、それから小・中学校の体育館使用料、これが定まっておるわけでございますが、それぞれ当初予算の中では改定されることを想定して、当初予算、歳入組んだわけでございますが、それを改定されない状態に戻しまして、それぞれを拾い集めてまいっております。

その結果として、合計で45万1,000円減額になるという、個別に把握した合計がそういう結果でございましたので、これに基づいて歳入減を講じたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、今回の差額分というのが、3月で否決された値上げ分の額そのものであるというふうに考えていいわけですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そのとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすれば、展望台小山城、これ経費を上げるというときの説明で、消費税アップで8%になれば経費が13万円上がると、1万2,000人ぐらいの入場者があるので、

1人当たり10円ずつ上げれば、それが解消できると、経費アップ分を。ところが今回は9万5,000円ですよ、減額が。それはなぜその9万5,000円としたのでしょうか。そういうことですけれども。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 今回の補正に併せまして再計算をして、1番新しいデータで9万5,000円程度になると算定いたしました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 何をもって新しいデータと言うのか。そうすると3月定例会で上程したのが、説明が違っていたということですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） その時点では、前年度分が全部出ていませんので、今回は前年度分1年間が数字的にはっきりしましたので、この金額になったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっとまだよくわからないんですが、消費税5%のときに8%に上がる、その差額が13万円だ、ということは、経費が思っていたよりも25年度の経費というのがかなり低かった、少なかったと、だから13万と思ったのが9万5,000円だという話だとすると、95割る130が幾らかというと、要するに3分の2ぐらい、経費で3分の2ぐらいになると。それが3月の時点で読めなかったというのはおかしい話じゃないですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 経費もありますし入場者数もございます。再計算して一番確かというか、これくらいならという数字で算定したのがこの金額でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま経費がちょっと議論になっておりますが、経費ではなくて、今回は歳入の減を計上させていただいておりますので、当初予算で見込んだものは、大人の料金というのは210円ということで見込んでおりまして、174万3,000円を当初で大人分は見込みました。

それから子供料金として110円ということで改定額を設定していただきましたので、その分が13万2,000円ということで、合計187万5,000円を収入として見込んでいたわけでございます。

その部分を大人200円、子供100円というふうに従来の料金に設定し直して、収入をその分落としていったと、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） だからそれは理解しているわけです。

3月定例会のときには、経費が13万上がるので、それを補うために10円ずつ上げていけば解消できますという話だったのに、なぜ今回13万の減じゃなく9万5,000円の減なんですかという、そこを聞いていたわけです。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 質問をちょっと理解していなくて申しわけなかったですが、確かに当初予算の経費の中で13万2,000円ほど上がるという見込みを立てて、それで歳出については13万2,000円を当て込んだわけでございますが、その歳出予算の中に9万5,000円分については特定財源を充てておりますが、その差額というのは一般財源がもともと入っております。そういうことで、歳出についての予算は足りておりますので、その中で特定財源として充てた9万5,000円を今回で減額をしていると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回、入場を25年と26年を比べますと、単純に計算すると入場者数を増やすというような数になっていると思っております。25年が観光施設が168万1,000円だったものが、26年で18万7,500円に入場料は上がっているわけです。単純に1万2,000円からすると、もっと上げていかれるという、その思いがあったわけです。

答弁の中でも入場者数を増やしていくんだというお話があったので、今回も、そうはいけど、この1年間、人を増やしていくんだ、入場者数を増やしていくんだと、だから13万と言ったけれども9万5,000円ぐらいで、あとここはしっかり入場者数を増やすんだというような意欲の減額かなと思っていたんですが、そうではなく計算上こうしたという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の御質問にありました、姿勢としては私ど

ももそうした姿勢を持っておりまして。ここに歳入の見込みというのは、100%見込みますと、不足した場合に対応できなくなりますので、歳入というのは実現可能な範囲ということで捉えておりますので、この9万5,000円減じたにしても、それを上回るぐらいの集客は図りたいという気持ちはっております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第44号議案 平成26年度静岡空港共同利用施設整備事業吉田町立コミュニティ広場管理棟建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先日もいろいろ質問をさせていただいてきたんですけども、その中でちょっと一つだけ

お聞きしたいことがありまして、この平面図を見たときに、玄関、ずっとスロープからポーチに上がって玄関へ上がってくる、これは段差もなくいいんですけれども、玄関とホールへ上がるところが3センチの、図面からいくと3センチ、30ミリの段がついているわけです。

それで、国交省の出しているハートビル法というのがあるわけです。その中には、吉田町の理想として掲げている高齢者とかそういうものの優しい町づくりというものに並行して、ここに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律そのものがあるわけです。これがハートビル法という法律なんですけれども、その中には、皆さんよく知っているバリアフリーしなさいというやつがあるわけです。

実際に、僕もこの町の仕事をやらせてもらったときに、そういうことを非常に気をつけてやっていたんですけれども、このときにここの、ちょうど30ミリというのが、3センチというのは非常に微妙な段差で、そのときに今言った優しい町づくりに関して考えたときに、ここにちょっとした、15センチくらいでいいんですけれども、3センチだけですから、そうするとそういうスロープをやって、スロープはここの中ではちょっと見当たらないんですけれども、それに対する車椅子であるとか障害者の人たちへの配慮というものが、どのようになされているか。なされていないのであれば、これはやっていただきたいと思うんですけれども。これは長く使いますので、それと高齢化は迎えていきますので、ぜひその辺をちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この管理棟につきましては、公の施設として設置をいたしますので、バリアフリーの状態になっていなければいけないと、こういうことは承知しております。

それで、そうした中で設計を組んでいるわけですが、この玄関の仕上がりには、実際に車椅子等も現場で利用できるかどうかというのは実証いたしますので、そうした中で仕様を変える必要があるのであれば、より優しい建物になるような、そういう施工方法にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 確かにこれ法律として決まっています、その中に特殊建築物の集会所であるとかそういうやつが入っているわけです。だからぜひその辺を上手く使えるような形で検討をしていただきたいという、本当に心からのお願いなんです。その辺を何かありましたら。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今お話をいただいたものについては、当然反映をさせていかなければいけないものというふうに受けとめておりますので、ありがたいアドバイスということで承らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） それともう一つちょっと、現地の、先日進入路の件で質疑をしました。それで自分はその地区に住んでいるものですから、進入路、あの出ていく部分というのは、現地を確認してもらおうと、電柱があったり、それから垣根があって車が前へ出ないと、進入路4メートルですので、前へ出ないと前の6メートルくらいの道のところに出られないんです。もちろんカーブミラーとかそういう後の安全施設という形ではやってくれるとは思いますが、その辺で現場の中で、現場をちょっとこれから進めていくに当たって、そういうものを気をつけながら何か対処があればと思って、今いろいろ言わせていただいたんですけども、現場のほうというのは、確認しながらこういう契約に対してはやっていくものなんですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現在、駐車場の入り口となるような部分に電柱があると、こういうことは確かでございます、この電柱移転につきましても、この管理棟の建築と並行して出していく、その周辺の整備等の中で発注してまいります。それで、電柱移転の協議につきましても、近隣にその影響を受けるお宅もございまして、その電線の張り具合がどうなるかというようなところも含めて、協議は進めているところでございます。

あと、入り口につきましても、この付近の住民の皆様方も交えて、どういう入り口を構成すればいいかということで検討しているところでございますので、十分そうしたところも配慮しながら施工をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。ぜひそうしてやっていっていただきたいと思います。自分も、設計屋としては、どうしてもそういう部分が、やっぱり近隣が最近是非常重要的なファクターを占めてきていますので、その辺でぜひそういう形の安全なものを作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。回答はいいです。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 増田です。

今回の入札は、制限付き一般入札ということですが、前回の全協の中でその条件というのはお聞きしました。その中で、実績がありましたよね、何年以降と。たしか、先に専決で決めた40号、41号議案は、平成19年度以降の実績をというような条件がついていた。今回は、自分聞き間違えかもしれないですけども、平成16年度以降というような条件が、確かつけてあったと思うんです。その期間というか、何年度以降というようなことに関して、工事発注に制限をかけるときに、何かしらのルールというのか、そういったものがあるのでしょうか。そこを御説明いただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今御質問にありましたとおり、この制限の一つとして工事実績を上げておりまして、平成16年度以降に地方公共団体が発注したものでいうことで設定をさせていただいております。

この工事につきましては、鉄骨づくりの平屋建てですので、それほど技術的に過度な要求をする必要がないであろうということから、ただ補助事業になるものでございますし、非常に補助の中でも一般的な補助と違いまして、書類管理、それから工事の工種も限定されるという中で、特殊な補助のやり方を受けなければいけないと、それと議案となるものでございますので、それから県の制度も終わる中での完成ということになりますので、そうしたところを併せまして、10年程度で参入できる業者をできるだけ広げていくと。

それから実績については、規模として請負代金額5,000万円以上と、それから延べ床面積300平米以上というような同程度の規模を掲げたものでございまして、この条件の設定につきましては、それぞれの工事の特性によりまして、条件が定まっていくものだというふうに考えておりまして、この本件の場合にはそうした考え方から、16年度以降というふうに設定したものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

大体の内容はわかりました。そうすると各発注によって、もし制限をつけるんだったら、それに勘案して全部条件が変わって、その年度の期間のあれが変わってくるというのはわかっ

ただ、明瞭なその理由というか、10年以上ということもあり得るのか、もっと言えば3年以内とか、そういった明瞭な、町としてルールというようなものは、今はない、今後もそういったことをもう決めてしまうというような考えはないということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 制限付き一般競争入札の実施の仕方については実施要綱もございますので、統一したルールの中で行われますが、条件設定につきましては、まず第1義的には、おおむね20社以上参入可能な状態ということで見込みます。

ただ、上限はないわけですが、余りにも多くの参入者が想定されるようであれば、受付事務から何から非常に事務が多大なものになってくるということもございますので、ある程度、20社以上見込む中で、ある程度絞り切れるような条件設定が好ましいというふうに思っております。

そうした中で、その工事の特性、それから参入業者数がどうなるかというようなところも見込んで設定してまいりますので、まずその場当たりにやっているというようなことではなくて、一応の方針があって、その中で条件を決めていくというようなやり方をしております。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

この管理棟の施工期日は、6月18日から27年の1月16日ということになっておりますけれども、管理棟はこれででき上がるわけですが、外構等を含めて自治会のほうへ、管理者のほうへ引き渡す時期はどのぐらいになるのか、その内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問で、管理者は自治会みたいなお話がありましたけれども、まだそこまでも決まっておきませんので。方針としては、指定管理のもとで地元へお願いをしていきたいということでは考えておりますが、あくまでも供用開始の時期というのは、4月1日付近を目指しておりますので、それに間に合うように年度内に全てを完了させて、年度を越しましたら適正な管理ができるという状態まで持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（吉永満榮君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に資料の配付もありますが、一般的な暫時休憩ということで、再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時38分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、4番、平野 積君から発議案第3号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について、また12番、藤田和寿君から発議案第4号 信号機設置に関する

意見書についての2議案が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この2議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第3号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書についてを議題とします。

本案について提出者、平野積君の趣旨説明を求めます。

4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 発議案第3号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について、朗読をもって提案とさせていただきます。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月17日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君。同、杉本幸正君。同、山内 均君。同、三輪正邦君。同、枝村和秋君。同、吉永満榮君。同、大塚邦子君。同、増田宏胤君。同、河原崎昇司君。同、藤田和寿君。

では朗読いたします。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話は、「音声聞こえない」、「音声で話すことができない」などの聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの大切な手段である。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約の第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の体系の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は、国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段においての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

また、同法の22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話ができる社会環境の整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、吉田町議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望する。

記。

手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話ができる社会環境の整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上です。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第3号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

それでは、討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第2、発議案第4号 信号機設置に関する意見書についてを議題とします。

本案について提出者、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 発議案第4号 信号機設置に関する意見書について、以下朗読をもって趣旨説明といたします。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年6月17日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。

賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君。同、杉本幸正君。同、山内 均君。同、平野 積君。同、三輪正邦君。同、枝村和秋君。同、吉永満榮君。同、大塚邦子君。同、増田宏胤君。同、河原崎昇司君。

信号機設置に関する意見書。

榛南幹線、主要地方道島田吉田線、東名川尻幹線、そして大幡川幹線など、吉田町内の交通網の整備は、県及び関係機関のご尽力により進展し、町民の福祉の向上と地域経済の発展に大きく寄与している。

しかしながら、幹線道路の供用開始により、朝夕の車両通行が増加し、榛南幹線や大幡川幹線などの信号機未整備交差点においては、事故が発生している。また、保育園、小学校、中

学校、高等学校の通学路として交差点が利用されており、幹線道路の供用に伴いさらに交通量の増加が見込まれ、危険性が益々増えていくと予測される。そのため、重大な事故が起きないかと危惧する地域住民からの声が、数多く寄せられている。

交差点付近は、幼児・児童・生徒の通園路・通学路ばかりでなく、高齢者の生活道路でもあり、町民を交通事故から守るためにも、通常にも増して交通安全の確保が要求される場所である。

よって、吉田町議会は、人命第一と考え、痛ましい交通事故が起こらないよう幹線道路の交差点に早急に信号機を設置する予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日。

静岡県知事、静岡県公安委員会あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第4号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

それでは討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のおとり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のおとり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のおとり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第12、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたおとり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のおとり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおとり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成26年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、当局が提出しました議案についてお認めいただき、ありがとうございました。

皆様も昔、今もそうかもしれませんけれども、テレビ・映画等で、時代物で股旅物を見ると思います。よく出てくるのは、さいころの賭博がよくありますよね。丁か半で決めるわけでございますけれども、こんな言葉がございます。「渡る世間は丁目と半目、良いと悪いは一つ置き」と。一ついいことがあると次は何らかの、慣性のようなものから見ると、大体次はいいことが続かなくて悪いことが来るだろうと、よくよく世間を渡るときは気をつけなさいよという話を、これはしているわけでございますけれども。

私も昔、ドイツに6年近くおりました。一つは、ベルリン総領事館で外交官として、一つは、ミュンヘンの研究所で客員研究員として。海外においてもそうでございますけれども、いろいろなつき合いをやるときには、相手との意見調整というものを全て水面下で済ませてから、さまざまなステートメント、すなわち今回のことと言いますれば、発議案なんかのものが出てまいります。

平野さんがなされたこれについては、全く問題なくそのとおりであると思えますし、また、防災町づくりでも、私は国のほうにしょっちゅう行っておりますし、一つ一ついわば石を打ちながら、その石が確実に効いているのを確かめて、また次の石、次の石、いわば囲碁のような形でやっていきます。

その結果というものが、この町に多額な交付金が来たことであり、また一丁目一番地と言われる防潮堤かさ上げ等でもそういうようなことがあると私は思っておりますし、確信をしております。

非常に、相手との話をするときには、本当に相手ととことん話をしながら、相手の事情を考え、こちらの事情を考え、お互いが折り合えるところで最終的には文書にしていく、いわば文言にしていくわけでございますけれども、そういうぎりぎりの、いわば相手の立場に立ち、また相手にもこちらの立場に立ってもらって、主客を転倒しながらいろいろと詰めてまいります。いわば行政マターについては非常に難しい問題が多々ございますので、こちら側の都合だけで全てがいくわけではございません。非常に難しい、いわば意見調整というのを経ていると、こんなふうに理解していただければありがたく思っています。

今回発議案第4号で、信号機設置に関する意見書について、議会のほうで、いわば会議規則また地方自治法に基づいておやりになられたわけで、町長としてこれについてどうのこうの言うものではございません。これ権限は、議会のものでございますので、私からどうのこうの言う問題ではございません。

しかしながら、皆様に考えていただきたいことがございます。信号機の設置に関して、議長か副議長か、私よくわかりませんが、自治会の連合会の上のほうから、現在この信号機の設置について、議会の動きはいましばらく手控えていただきたいと、そのような話があったと聞いております。

また先日、議長が私のところに参りまして、懇談会の申し入れが、下調整でございますけれども、話がございました。現在どんなふうになっているのか、それについて教えてもらいたい。私、その場で、現在県警、それから県のほうと水面下でいろいろやりとりをしております。ある方向も少しずつ見え始めてまいりました。今それについてお話しすることは、相手もあることでございますのでなかなかできません。結果はいずれ出ますので、そのときには議会の皆様に行政報告会を開いてお話ししますので、いましばらくこの懇談会についてはやめてというのでしょうか、行政の動きについてしばらく見守っていただきたいというふうなお話を申し上げました。

漏れ聞くところによりますと、私が懇談会の開催について断ったというふうな話がございますけれども、全くそんなことはございません。しばらく結果が出るまでお待ちいただきたい。先ほど申し上げたように、県警本部であり、県であり、水面下で本当に大変な今交渉が続いております。県警も県も、それをできる限り吉田町の状況というものについて、さまざまな形で、どうやればできるかと一生懸命考えてくださっております。私も足しげく通いますし、向こうもそのような形でいろいろと吉田町の立場、また県の立場、県警の立場について、非常に難しいことで、今何とかそこに活路を見出そうと、結果を見出そうと、よい方向に行こうと、そういうような形で調整をしております。

私もよく、議員としての経験がございませんので全くわかりませんが、皆さんがこの信号機設置に関する意見書をお出しになるときに、相手先と意見調整をされたんでございましょうか。これを出すことによって、相手先がどのようなリアクションを起こすのか、全て皆さんはお見通しでございましょうか。

本当に私は、今残念に思っております。自治会のほうからも、議会の動きについてはいましばらく手控えていただきたい。私のほうからも、懇談会の申し込みがございましたけれど

も、今ぎりぎりのところでお話ししておりますので、いずれそのうち結果が出てまいりますと、その折には議会のほうに行政報告会の形でお話し申し上げますので、いまして見守っていただきたいとお願いしたにもかかわらず、このようなことになりましたので、私はこの後、あることをしなければならないと思っています。本当に残念でございますけれども、皆さんもぜひとも、このようなことをされるときには、とかく相手が見えるような場合には、慎重に事を運んでいただいたいと、こんなふうに思っております。

また9月にお会いしましょう。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日、ここに平成26年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月2日以来16日間にわたり、諸議案の審査をいただきました。本日、ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げまして、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成26年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分